

公の施設の管理運営状況に関する報告書

【平成24年度版】



平成24年9月

茅ヶ崎市

目 次

I 指定管理者を導入した施設の管理運営状況

◎ シートの見方	2
1 茅ヶ崎市営体育施設	4
2 茅ヶ崎市体育館	8
3 茅ヶ崎市総合体育館	10
4 茅ヶ崎市屋内温水プール	12
5 茅ヶ崎市自転車駐車場	14
6 茅ヶ崎市駐車場	18
7 茅ヶ崎市民文化会館	22
8 茅ヶ崎市美術館	24
9 地域集会施設	
9-1 浜須賀会館	26
9-2 海岸地区コミュニティセンター	28
9-3 小和田地区コミュニティセンター	30
9-4 小出地区コミュニティセンター	32
9-5 コミュニティセンター湘南	34
9-6 茅ヶ崎地区コミュニティセンター	36
9-7 南湖会館	38
9-8 鶴嶺東コミュニティセンター	40
9-9 鶴嶺西コミュニティセンター	42
10 茅ヶ崎市民活動サポートセンター	44
11 茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）	46
12 子どもの家	
12-1 子どもの家銀河（ぎんが）	48
12-2 子どもの家わいわいハウス	50
12-3 子どもの家わくわくらんど	52
12-4 子どもの家茅っ子（かやっこ）	54
12-5 子どもの家さんぼみち	56
13 茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	58
14 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム	62

15 児童クラブ

15-1	茅ヶ崎市今宿児童クラブ	66
15-2	茅ヶ崎市梅田児童クラブ	68
15-3	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ	70
15-4	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ	72
15-5	茅ヶ崎市小出児童クラブ	74
15-6	茅ヶ崎市小和田児童クラブ	76
15-7	茅ヶ崎市松浪児童クラブ	78
15-8	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ	80
15-9	茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ	82
15-10	茅ヶ崎市東海岸児童クラブ	84
15-11	茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ	86
15-12	茅ヶ崎市香川児童クラブ	88
15-13	茅ヶ崎市柳島児童クラブ	90
15-14	茅ヶ崎市円蔵児童クラブ	92
15-15	茅ヶ崎市西浜児童クラブ	94
15-16	茅ヶ崎市梅田第2児童クラブ	96
15-17	茅ヶ崎市室田児童クラブ	98
15-18	茅ヶ崎市松林児童クラブ	100
15-19	茅ヶ崎市汐見台児童クラブ	102
15-20	茅ヶ崎市香川第2児童クラブ	104
16	茅ヶ崎市福祉会館	106
17	老人憩の家	
17-1	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）	108
17-2	茅ヶ崎市老人憩の家（浜須賀会館）	110
17-3	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）	112
17-4	茅ヶ崎市老人憩の家（しおさい南湖）	114
18	茅ヶ崎市老人福祉センター	116
19	ケアセンター	
19-1	茅ヶ崎市松林ケアセンター	118
19-2	茅ヶ崎市元町ケアセンター	120
19-3	茅ヶ崎市萩園ケアセンター	122
20	茅ヶ崎市勤労市民会館	124

Ⅱ 直営施設の管理運営状況

◎ シートの見方	128
1 茅ヶ崎市斎場	130
2 茅ヶ崎市コミュニティホール	132
3 茅ヶ崎市農業ふれあい広場	134
4 茅ヶ崎市開高健記念館	136
5 茅ヶ崎市民ギャラリー	138
6 茅ヶ崎市女性センター	140
7 保育園	
7-1 茅ヶ崎市立小和田保育園	142
7-2 茅ヶ崎市立浜見平保育園	144
7-3 茅ヶ崎市立鶴が台保育園	146
7-4 茅ヶ崎市立香川保育園	148
7-5 茅ヶ崎市立浜須賀保育園	150
7-6 茅ヶ崎市立室田保育園	152
8 市営プール	
8-1 茅ヶ崎市営中海岸水泳プール	154
8-2 茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール	156
8-3 茅ヶ崎市営殿山水泳プール	158
9 茅ヶ崎市氷室椿庭園	160
10 茅ヶ崎市営住宅	162
11 公民館	
11-1 茅ヶ崎市立小和田公民館	168
11-2 茅ヶ崎市立鶴嶺公民館	170
11-3 茅ヶ崎市立松林公民館	172
11-4 茅ヶ崎市立南湖公民館	174
11-5 茅ヶ崎市立香川公民館	176
12 文化資料館	
12-1 茅ヶ崎市文化資料館	178
12-2 茅ヶ崎市民俗資料館（旧三橋家住宅）	180
12-3 茅ヶ崎市民俗資料館（旧和田家住宅）	182
13 青少年会館	
13-1 茅ヶ崎市青少年会館	184
13-2 茅ヶ崎市海岸青少年会館	186

1 4 図書館

1 4－1 茅ヶ崎市立図書館 1 8 8

1 4－2 茅ヶ崎市立図書館香川分館 1 9 0

I 指定管理者を導入した施設の管理運営状況

シートの見方

【施設番号 11】

当該施設の概要について記載しています。
なお、自転車駐車場等のように、シート上は1施設で表記しているが、実際の施設は複数ある場合には、個別の施設ごとの概要を別表にてとりまとめました。

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北1－4－50	設置年月日	平成3年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,017 m ²	延べ床面積	126 m ²
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団（平成19年度までは財団法人茅ヶ崎市都市施設公社）			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成3年8月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

当該施設の指定管理業務の履行状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じて日本の伝統文化に触れる機会の場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年4回の情報更新・意見交換の機会を設け、協定面・仕様書等に定める業務について相互の確認をもとに、適正に管理運営が行われている。

当該施設のサービス提供の状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度の導入により、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、昨年度に引き続き自主事業を行い、まず春には美術館との共同事業として地元出身の陶芸家による作品を庭園に展示したほか、作家自身が制作した茶器を用いたチャリティー茶会を実施し大勢の市民が参加した。また、平成20年度より毎年の実施している「おやこ茶道教室」を本年度も行い、参加者から好評を得た。そのほか、庭園の植栽管理や、利用者より要望があった玄関前の手すり設置などを行い、サービス・施設の質の向上に努めている。

当該施設の利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移を、21年度から23年度までの3か年について、右ページの資料に基づき記載しています。あわせて、推移の要因について、市の所管課のコメントを記載しました。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
利用者数は、前年度に比べて大幅に増えた。これは、主に市外の団体・個人等による利用が増えたことが要因であった。
【管理運営コスト】
人件費は前年と比べ微増となったがこれは神奈川県最低賃金基準の引き上げに伴うものである。事業費については、昨年度は東日本大震災の影響により当初予定していた茅ヶ崎市美術館との共催事業を中止したため支出減となったが、本年度は予定通り2事業を実施したため増額となった。
【使用料】
使用料収入は、申請件数が前年度を上回った結果、増額となった。

当該施設の今後の業務改善に向けた考え方について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

4 今後の業務改善に向けた考え方

本年度は、市外からの利用が増えたが、今後もホームページの充実などを図りながら、より利用が増えるように努めていきたい。また、平成3年の開園以来、施設の老朽化が進んでいることから、今後も積極的な施設の保守・管理に取り組み、利用者へのサービス向上を図りたい。

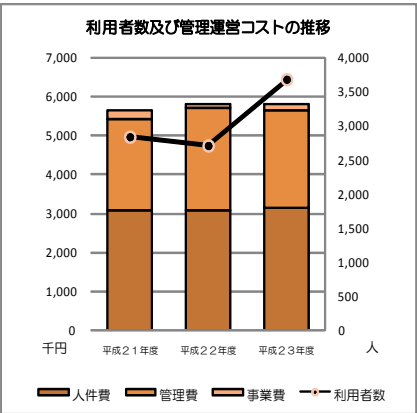
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	2,848	2,720	3,676

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	3,074,704	3,089,916	3,152,804
管理費	2,361,572	2,617,162	2,505,898
事業費	203,911	112,235	162,761
合計	5,640,187	5,819,313	5,821,463



当該施設の利用者数、管理運営コストを、平成21年度から平成23年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。(管理運営コストについては、民設の場合は市が支出したコストを、指定管理者制度の場合は指定管理者が支出したコストを掲載しました。)

また、それらの推移をグラフにて示しました。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	2,028,700	2,078,000	2,630,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	1,268	1,375	868

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

当該施設の使用料収入及び利用者一人あたりのコストを、平成21年度から平成23年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	5

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
書院・次の間・水屋	57.65	56.58	66.17
茶室・水屋	10.10	15.46	19.14

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後で区切った時間帯です。

当該施設の会議室等の稼働率を、平成21年度から平成23年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。なお、茅ヶ崎市心身障害児通園施設、茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム及び茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

【施設番号 1】

施設名	茅ヶ崎市営体育施設		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	別表1参照	設置年月日	別表1参照	
休館日	別表1参照			
開館時間	別表1参照			
建物規模	敷地面積	別表1参照	延べ床面積	別表1参照
	会議室等の内容	別表1参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	別表1参照	指定管理期間	H22.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	別表1参照			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。平成23年度には、利用者の施設利用に関する意識及び満足度を計るためのアンケート調査を行い、利用者の目線に立った改善が行えるよう努めている。年間4回以上の定期的な情報交換及び意見交換のほか、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

また、職員研修も十分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎公園野球場のグラウンドコンディションを維持するために、平成20年度から野球のオフ・シーズンにあたる1～2月に施設を休場し、大規模なメンテナンス整備を行っている。この整備は、委託業者を使用せずに指定管理者職員の手で行うことによりコストと効率の両側面から大きな効果が得られた。

また、相模川河畔スポーツ公園庭球場は、平成19年度以来のコート整備（業者委託）と陸上競技場の水はけ対策として土の補充整備を指定管理者職員で行った。その他、快適なコンディションを保つため、指定管理者職員による中・小規模の各種整備を行い、利用者が快適に利用できる環境を提供している。

スポーツ教室事業として、平成22年度からシニアテニス教室、また、平成23年度から親子フットサル教室を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は、雨天等によるコンディション不良時が多かったため利用件数が減少しており、利用者数に影響しているが、茅ヶ崎公園野球場の冬季閉場期間を1ヶ月短縮した結果、全体としては増加した。 芹沢スポーツ広場庭球場は、平成22年4月より3ヶ月間、人工芝改修工事のため使用不可であった。 平成22年度は、平成23年3月11日の東日本大震災の影響で各施設利用が自主判断となったが、前年度に比較して増加している。 平成23年度は、同じく東日本大震災の影響を受け各大会・行事等が自粛、中止となり、大幅の減となった。
【管理運営コスト】 管理体系等について大きな変化はなかったが、管理費について、平成23年度に相模川河畔スポーツ公園庭球場の整備を行ったため、前年度と比べて増額となった。 また、節約、節減し、さらに、施設改善に関して業者委託等は極力避けて指定管理者職員で対応するなどの委託費の節減に努め、管理費の抑制を行っている。
【使用料】 平成22年度は、東日本大震災の影響で自主判断による還付手続があったものの、前年度と比べて増収となった。 芹沢スポーツ広場庭球場は、改修のため3ヶ月休場していたが、雨天後利用効率の改善と利用料金の改定のため増収となった。茅ヶ崎公園野球場は、自主整備期間として前年度の1ヶ月間から2ヶ月間に期間を延長して整備を実施した影響もあり、減収となった。 平成23年度は、芹沢スポーツ広場庭球場改修による影響が大きく全体的に増収となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成24年度以降は、スポーツ教室事業の充実を含め、より施設の利便性を向上させる管理運営を目指す。新規事業をはじめとして、さまざまな情報発信を充実させるためにホームページ内容の充実等が図られるよう引き続き指導する。

また、従来からの「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、得られた利益の市民還元も図られるよう指導していく。

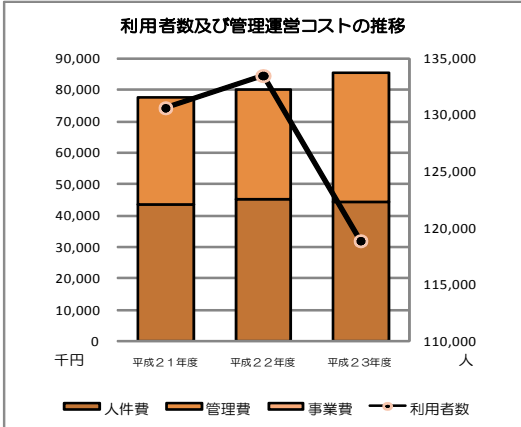
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	130,590	133,444	118,898

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	43,374,122	45,109,638	44,530,655
管理費	34,405,414	35,211,551	40,750,414
事業費	—	—	—
合計	77,779,536	80,321,189	85,281,069



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	17,159,000	17,723,260	18,361,060

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	464	469	563

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	8	11

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市公園野球場	59.76	64.40	58.95
茅ヶ崎市公園庭球場	100.00	99.66	98.02
相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	23.35	25.89	19.77
相模川河畔スポーツ公園庭球場	95.43	86.80	88.15
芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場	54.12	50.94	43.76
芹沢スポーツ広場庭球場	81.78	85.37	85.92
堤スポーツ広場多目的球技場	39.59	43.46	45.48
堤スポーツ広場庭球場	96.55	90.58	88.48

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後で区切った時間帯です。

別表1 茅ヶ崎市営体育施設の概要

施設名	茅ヶ崎公園野球場・庭球場			施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的		スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	平成9年4月1日（改修）			所在地	中海岸3－3－11
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで				
開館時間	茅ヶ崎公園野球場(野球場に限る。)	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで ②5月から8月までの火曜日から木曜日まで：午前5時30分から午後5時15分まで ③①及び②に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで			
	茅ヶ崎公園野球場(会議室に限る。)及び茅ヶ崎公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで			
建物規模	敷地面積	26,422	㎡	会議室等の内容	更衣室・本部室・役員室・記者室・身障者客室・会議室
	延べ床面積	3,148	㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成9年4月1日改修整備。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場・庭球場		施設所管課	スポーツ健康課	
施設の設置目的		スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	昭和44年4月1日		所在地	中島1475-2	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで				
開館時間	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	午前8時30分から午後5時15分まで			
	相模川河畔スポーツ公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで			
建物規模		敷地面積	24,000 m ²	会議室等の内容	事務室・更衣室
		延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度	
施設の沿革	昭和44年6月1日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場			施設所管課	スポーツ健康課	
施設の設置目的		スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため				
設置年月日	昭和57年4月1日			所在地	芹沢430-3	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで					
開館時間	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで					
建物規模	敷地面積	14,470 m ²		会議室等の 内容	事務室・更衣室	
	延べ床面積	－ m ²				
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度	
施設の沿革	昭和57年7月23日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。					

施設名	堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場		施設所管課	スポーツ健康課	
施設の設置目的		スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	平成20年4月29日		所在地	堤1316	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで				
開館時間	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで				
建物規模		敷地面積	7,200 m ²	会議室等の 内容	事務室・更衣室
		延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成20 年度	
施設の沿革	平成20年4月29日開場。平成20年度から指定管理者制度導入。				

【施設番号 2 】

施設名	茅ヶ崎市体育館		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	十間坂3-6-5	設置年月日	昭和41年4月1日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後9時15分まで			
建物規模	敷地面積	2,942 m ²	延べ床面積	2,338 m ²
	会議室等の内容	競技場・柔剣道場・多目的室・卓球練習場		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H22.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	昭和41年4月1日開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。平成23年度には、利用者の施設利用に関する意識及び満足度を計るためのアンケート調査を行い、利用者の目線に立った改善が行えるよう努めている。年間4回以上の定期的な情報交換及び意見交換のほか、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

また、高齢者雇用促進の趣旨にも沿った嘱託職員を中心に配置して、効率のよい管理体制で業務が行われている。さらに、職員研修も十分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

アンケートで要望のあった夜間の利用料金受付に関して、平成22年度より実施し、夜間の利用者や昼間に来館することのできない利用者から好評を得ている。

また、柔剣道場に目隠しと保温を兼ねたカーテンを設置するなど利用者の細かなニーズを捉え、利用しやすい環境づくりに努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は施設リニューアル後の初めての年間フル稼働でもあり、利用者数は増加となっている。特に、空調が整備されていることの効果が利用者に浸透し、卓球練習場の利用者が伸びている。同じく、柔剣道場及び多目的室においても、空調完備、鏡増設などの設備が整ったことにより、利用者が増加している。 平成22年度は、前年度とほぼ横ばいである。 平成23年度は、卓球練習場の利用者の継続的な増加があった。
【管理運営コスト】 平成22年度の人件費の縮減については、指定管理者事務局移転に伴い、主に嘱託職員が行っている受付業務を正規職員も補助し、臨時職員を削減したためである。 平成23年度の人件費増は、安全面と繁閑を見通して夜間の人員配置を微増したためである。
【使用料】 前年度と比べて、やや増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

さまざまな情報発信を充実させるためにホームページ内容の充実等が図られるよう指導する。引き続き、「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、得られた利益の市民還元が図られるよう指導していく。

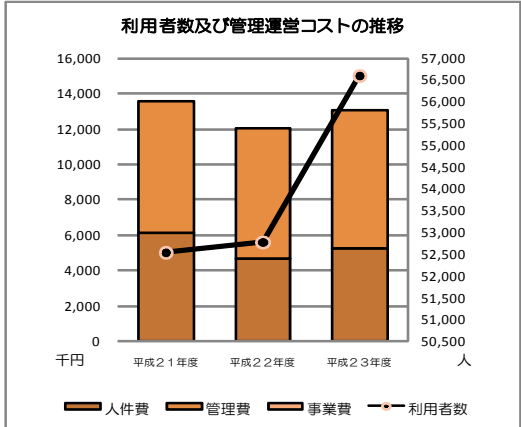
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	52,554	52,793	56,596

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	6,131,528	4,655,199	5,271,295
管理費	7,450,459	7,424,313	7,810,125
事業費	—	—	—
合計	13,581,987	12,079,512	13,081,420



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	3,611,360	3,596,450	3,757,530

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	190	161	165

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	6

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市体育館 競技場	94.96	96.07	95.83
茅ヶ崎市体育館 柔剣道場	85.09	86.28	81.39
茅ヶ崎市体育館 多目的室	94.93	95.87	94.61

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3 】

施設名	茅ヶ崎市総合体育館		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	茅ヶ崎1－9－63	設置年月日	平成元年4月1日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後9時15分まで			
建物規模	敷地面積	10,512 m ²	延べ床面積	12,251 m ²
	会議室等の内容	第一体育室・第二体育室・柔剣道場・弓道場・多目的室・オーケストラ室・会議室・ジョギングコース・トレーニング室・卓球練習場		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成20 年度	指定管理期間	H22.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成元年5月9日開館。平成20年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。平成23年度には、利用者の施設利用に関する意識及び満足度を計るためのアンケート調査を行い、利用者の目線に立った改善が行えるよう努めている。年間4回以上の定期的な情報交換及び意見交換の外、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

また、体育館管理事務所長としての責任者を置き、効率のよい管理体制で業務が行われている。さらに、職員研修も十分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

アンケートで要望のあった夜間の利用料金受付に関して、平成22年度より実施し、夜間の利用者や昼間に来館することのできない利用者から好評を得ている。

また、市民からの要望が強かったフットサルの利用について、平成21年度よりテスト利用を行い、協議・検討を重ね、施設整備を実施し、平成22年6月より運用を開始した。さらに、バスケットボールのルール改定に伴うコート改修など、設備・備品についての改善・拡充を指定管理者が行い、利用しやすい環境づくりに努めている。また、平成22年度から業務内容に教室事業が加わり、各種スポーツ教室等を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成22年度の利用者数が前年度と比較して微減となっているのは、個人利用者が減少していることによるものである。また、平成23年度は、個人利用者が増加していることにより、微増している。

【管理運営コスト】
平成22年度人件費増額については、新規事業である各種スポーツ教室事業に伴う講師謝礼の影響によるものである。平成23年度の人件費の増については、退職者補充及び統廃合準備として事務職1名を採用したためである。

【使用料】
平成22年度は、前年度と比較して減少しているが、東日本大震災の影響による計画停電期間中の休館及び夜間休館措置が主な要因である。平成23年度は利用者の増加に伴い前年度と比較して増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

教室事業等の新規事業をはじめとして、さまざまな情報発信を充実させるためにホームページ内容の充実等が図られるよう指導する。引き続き、「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、得られた利益の市民還元が図れるよう指導していく。

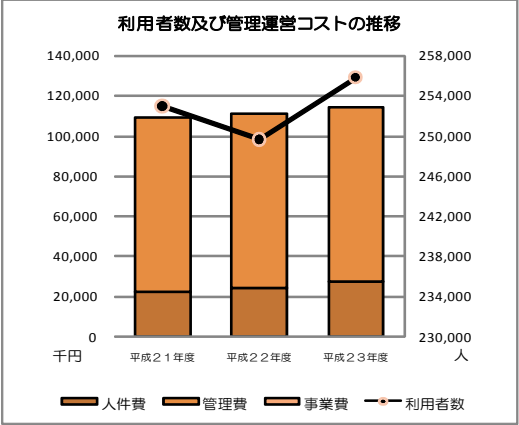
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	252,937	249,610	255,802

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	22,747,753	24,232,234	27,952,792
管理費	86,432,621	86,693,096	86,334,195
事業費	—	—	—
合計	109,180,374	110,925,330	114,286,987



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	20,510,245	18,967,650	20,947,991

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	351	368	365

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	15

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市総合体育館 第一体育室	90.66	89.94	90.77
茅ヶ崎市総合体育館 第二体育室	97.25	96.91	96.91
茅ヶ崎市総合体育館 柔道場	78.62	77.69	76.72
茅ヶ崎市総合体育館 剣道場	82.47	86.53	85.63
茅ヶ崎市総合体育館 弓道場	100.00	99.41	99.86
茅ヶ崎市総合体育館 多目的室	91.06	87.37	90.09
茅ヶ崎市総合体育館 オーケストラ室	94.45	90.11	91.24
茅ヶ崎市総合体育館 第一会議室	61.40	61.21	61.28
茅ヶ崎市総合体育館 第二会議室	48.65	48.86	46.77

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4 】

施設名	茅ヶ崎市屋内温水プール		施設所管課	スポーツ健康課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	萩園820	設置年月日	昭和56年4月1日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前9時30分から午後8時45分まで			
建物規模	敷地面積	4,243 ㎡	延べ床面積	1,941 ㎡
	会議室等の内容	大人用プール(25メートル6コース)、子供用プール、採暖プール、採暖室、トレーニング室、会議室		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H22.1.26～H24.3.31	
施設の沿革	昭和56年4月1日開館、平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。平成23年度には、利用者の施設利用に関する意識及び満足度を計るためのアンケート調査を行い、利用者の目線に立った改善が行えるよう努めている。年間4回以上の定期的な情報交換及び意見交換の外、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

また、職員研修も十分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

リニューアルに伴いトレーニング室及び会議室が新設され、利用者の増加に繋がっている。業務内容に教室事業が加わり、2回のアクアビクス教室を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度は、リニューアル後初めての通年の稼働のため、利用者数は大幅に増加した。 平成23年度は、トレーニング室利用者が徐々に増えたため、増加している。
【管理運営コスト】 平成21年度途中からの業務再開のため、単純な比較はできないが、高齢者雇用促進の趣旨にも沿った嘱託職員を中心に配置して、人件費の抑制に取り組んでいる。 平成23年度の管理費増については、リニューアルに伴う施設設備等の補償期間が切れたため委託料が増えたためである。
【使用料】 大人料金が200円から400円(65歳以上は300円)に変更、また、トレーニング室200円の新設があり、増額している。 平成23年度は、リニューアル2年目ということでリピーターが定着し、物品販売が減少傾向にあり、減額となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

教室事業等の新規事業をはじめとして、さまざまな情報発信を充実させるためにホームページ内容の充実等が図られるよう指導する。引き続き、「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、得られた利益の市民還元が図られるよう指導していく。

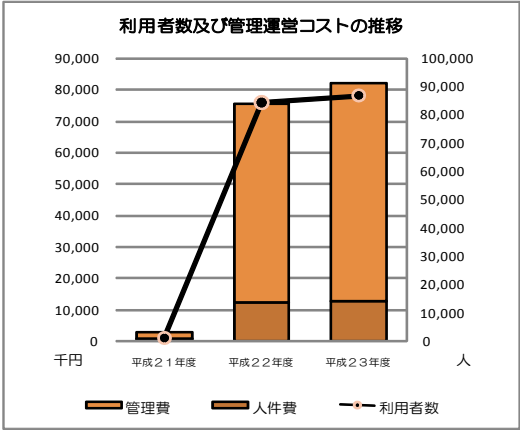
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	1,226	84,106	86,584

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	904,457	12,376,471	12,783,118
管理費	2,027,357	63,112,753	69,382,310
事業費	—	—	—
合計	2,931,814	75,489,224	82,165,428



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	628,900	22,815,200	21,957,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	1,878	626	695

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	6

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市屋内温水プール	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市屋内温水プールは利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 5】

施設名	茅ヶ崎市自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
所在地	別表5参照		設置年月日	別表5参照
休館日	1月1日から同月3日までとする。			
開館時間	午前6時から午後10時までとする。ただし、駅南口臨時自転車駐車場にあっては午前9時から午後9時までと、ツインウェイ南自転車駐車場にあっては午前7時から午後10時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表5参照	延べ床面積	別表5参照
	会議室等の内容	別表5参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成 1 8 年度	指定管理期間	H22.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	別表5参照			

1 指定管理業務の履行状況

通勤・通学または駅周辺への買い物等で利用する自転車駐車場について、市民サービスの向上を最優先に考え、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、自転車駐車場の管理に努めている。
指定管理者とは、定期的に情報交換及び意見交換を行っている。
業務内容については、条例・規則を順守し、仕様書・協定書等に定められている業務を、適正に実施している。

2 サービス提供の状況

長期滞留自転車は、撤去移動及び処分を実施し、より多くの利用者が施設を利用できるよう取り組んでいる。
指定管理者制度による利用料金制度の特性を生かし、施設の利便性向上及び安全確保を目的とする取り組みとして、平成23年度には、新栄町第二自転車駐車場において、二段式ラックの使用が困難な高齢者等の利用者に対応するため、優先スペースを増設し利便の向上を図った。また、本宿町自転車駐車場においては、125ccまでのバイクが安全に駐車できるよう、駐車スペースの土間整備を行った。駅南口臨時駐車場の閉鎖が予定されているため、ツインウェイ南自転車駐車場にスロープを設置し駐車スペースの拡張を図った。
その他、施設職員に対し、接遇の向上、消防設備及びAEDの使用法の研修を行い、施設管理・緊急時に必要な知識・技術の習得に努めている。
利用者のニーズを把握するため、利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置し、質の高いサービスができるよう継続して情報収集に努めている。
苦情対応は、各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、職員による解決策・再発防止策を所長会議等において討議し、情報共有することで横断的に対応している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成23年度の利用者数は前年対比で約1.6%減少となった。原因としては、辻堂駅に直結した大型商業店舗が収容台数の多い駐輪場を完備し、本宿町自転車駐車場を利用していた一時利用者等が商業店舗の駐輪場を利用したことなどが一つの要因である。

【管理運営コスト】
管理コストについては、神奈川県最低賃金の改正による人件費増加と、本宿町自転車駐車場のバイク駐車スペースの土間整備工事等による管理費の増加が見られる。

【使用料】
平成23年度は、前年度に比べ約0.8%の減額となった。本宿町自転車駐車場の一時利用者の減少が主な要因と考えられる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

立地条件、環境上知名度が比較的低いツインウェイ北・南自転車駐車場の案内看板を入通りの多い道路等に設置してPRと利用度アップを図る。また、利用者に対するアンケート調査を継続実施し、利用者ニーズの把握に努め、今後の利用向上について検討を図る。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	890,293	859,443	845,783

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	52,790,586	54,198,379	56,239,546
管理費	108,542,396	108,370,571	110,258,089
事業費	—	—	—
合計	161,332,982	162,568,950	166,497,635

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	236,149,250	231,478,850	229,564,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	-84	-80	-75

※使用料収入が上回っているため「-」の記載をしています。

●職員等の人数 (単位：人)

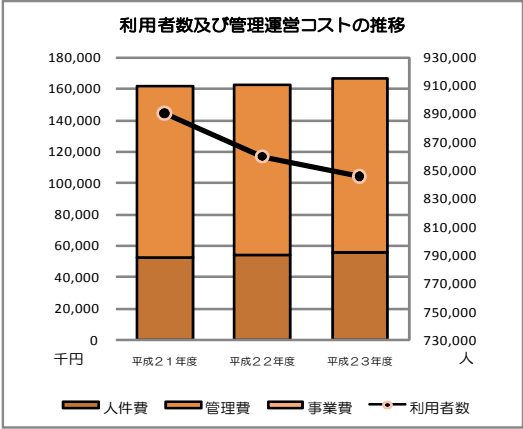
項目	職員等	臨時職員等
人数	8	115

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
新栄町第一・第二・第三自転車駐車場	80.30	77.40	76.00
ツインウェイ北自転車駐車場	92.00	94.70	95.40
ツインウェイ南自転車駐車場	118.10	88.80	114.10
幸町自転車駐車場	112.60	110.50	109.40
共恵自転車駐車場	109.20	101.50	100.50
駅南口臨時自転車駐車場	156.70	155.20	154.50
本宿町自転車駐車場	101.70	101.80	99.90

※茅ヶ崎市自転車駐車場は利用率とします。

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 日平均利用台数 (年間総利用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

別表5 茅ヶ崎市自転車駐車場の施設の概要

施設名	新栄町第一自転車駐車場		施設所管課	安全対策課	
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和57年3月1日		所在地	新栄町13-45	
建物規模		敷地面積	686 m ²	会議室等の 内容	立体自走式3層 収容台数1,992台（自転車）
		延べ床面積	1,609 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度	
施設の沿革	昭和57年3月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	新栄町第二自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成2年11月1日			所在地	新栄町13－45
建物規模		敷地面積	761 m ²	会議室等の 内容	立体自走式4層 収容台数2,346台（自転車）
		延べ床面積	2,435 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成2年11月8日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	新栄町第三自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成10年2月11日			所在地	新栄町12-12
建物規模		敷地面積	571 m ²	会議室等の 内容	平面平置式（地下1階） 収容台数556台（自転車）
		延べ床面積	3,361 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成10年2月11日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	ツインウェイ北自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	原付：平成7年5月20日、自転車：平成8年4月1日			所在地	新栄町3－34
建物規模		敷地面積	2,372 m ²	会議室等の 内容	平面平置式 収容台数500台（自転車） 500台（原動機付自転車）
		延べ床面積	－ m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成7年5月20日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	ツインウェイ南自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成8年4月1日			所在地	共恵１－９－１５
建物規模	敷地面積	1,464 ㎡		会議室等の 内容	平面平置式 収容台数490台（自転車）
	延べ床面積	－ ㎡			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成１８ 年度
施設の沿革	平成8年4月1日開設。平成１８年度から指定管理者制度導入。				

施設名	幸町自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和60年4月1日			所在地	幸町21-7
建物規模	敷地面積	844	㎡	会議室等の 内容	立体自走式4層 収容台数2,735台（自転車） 235台（原動機付自転車）
	延べ床面積	2,159	㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和60年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	共恵自転車駐車場			施設所管課	安全対策課	
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため				
設置年月日	平成18年7月1日			所在地	共恵1－2－13	
建物規模		敷地面積	91 m ²	会議室等の 内容	平面平置式 収容台数94台（自転車）	
		延べ床面積	－ m ²			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度	
施設の沿革	平成18年7月1日開設。開設から指定管理者制度導入。					

施設名	駅南口臨時自転車駐車場			施設所管課	安全対策課	
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため				
設置年月日	平成5年9月1日			所在地	元町1－1	
建物規模		敷地面積	249 m ²	会議室等の 内容	平面平置式 収容台数170台（自転車）	
		延べ床面積	－ m ²			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度	
施設の沿革	平成5年9月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。					

施設名	本宿町自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和62年12月1日、平成9年10月1日拡張			所在地	本宿町1 1－5 9
建物規模		敷地面積	1,100 m ²	会議室等の 内容	立体自走式3層 収容台数1,454台（自転車） 242台（原動機付自転車）
		延べ床面積	2,337 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成1 8 年度
施設の沿革	昭和6 2 年 1 2 月 1 2 日開設。平成1 8 年度から指定管理者制度導入。				

【施設番号 6 】

施設名	茅ヶ崎市駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
所在地	別表6参照	設置年月日	別表6参照	
休館日	1月1日から同月3日までとする。			
開館時間	①茅ヶ崎駐車場：午前6時から午後12時まで。②東海岸南自動車駐車場：午前8時30分から午後5時まで(7月及び8月にあっては、午前7時から午後6時まで)。			
建物規模	敷地面積	別表6参照	延べ床面積	別表6参照
	会議室等の内容	別表6参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H22.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	別表6参照			

1 指定管理業務の履行状況

道路交通の円滑化を図り、中心市街地に設置された自動車駐車場を、市民の利便性や利用者サービスの向上を最優先に考え、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、駐車場の整備に努めている。
指定管理者とは定期的に情報交換及び意見交換を行っている。
業務内容については、条例・規則を順守し、仕様書、協定書等に定める業務も適正に実施している。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度による利用料金制度の特性を生かし、施設利便性の向上への取り組みとして、経年劣化が進む茅ヶ崎駐車場の変電設備の機器や非常照明器具などの緊急的な交換工事を行った。
施設職員に対し接遇の向上、消防訓練、AEDの使用方法的の研修を行い、施設管理・緊急時に必要な知識・技術の習得に努めている。安全性の確保策として、消防用ダンパーの一部を交換し、経年劣化に対応した。
利用者ニーズを把握のために、利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置しており、質の高いサービスの提供に努めている。
苦情の対応は、各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、また、職員による解決策・再発防止策を所長会議等で討議し、情報共有することで組織的に対応している。東日本大震災後の対応として、市と連携し、自家発電機及びLED電灯を設置し、安全性の向上に努めた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
東海岸南自動車駐車場はサーフィン・釣りなどのレジャーの利用が多い駐車場であり、年間を通して、天候の状況や東日本大震災等の影響も利用者減の要因として考えられる。

【管理運営コスト】
平成23年度は、前年対比で、約2.6%の増加となった。施設内の節電等で前年度比約30%の電気料を削減したが、前年度は茅ヶ崎駐車場の駐車券発券機・ゲートバーが交換後の保証期間であったため費用負担がなかったが平成23年度は費用負担があったこと及び神奈川県最低賃金の改正による人件費増加が前年度と比較してコストが増えた要因である。

【使用料】
平成23年度は、前年対比で、約2.3%の増加となった。茅ヶ崎駐車場近隣でマンション工事関係者の利用があったため茅ヶ崎駐車場の一時利用が増えたことが要因である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市役所本庁舎建て替えによる、来庁者の茅ヶ崎駐車場利用増加も考えられるため、引き続きハード・ソフトの両面で検討を加えていく。引き続き、利用者に対するアンケート調査を実施し、利用者ニーズの把握に努めるとともに、今後も利用者の利便性向上について検討する。

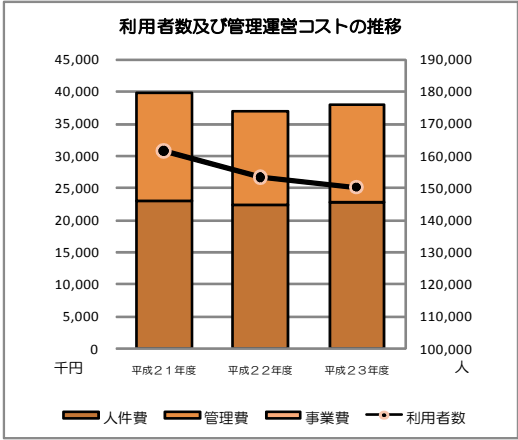
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	161,426	153,273	150,160

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	22,983,945	22,480,291	22,896,942
管理費	16,759,660	14,517,181	15,079,363
事業費	—	—	—
合計	39,743,605	36,997,472	37,976,305



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	70,560,450	67,587,950	69,162,650

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	-191	-200	-208

※使用料収入が上回っているため「-」の記載をしています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	18

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
茅ヶ崎駐車場	72.10	71.50	70.40
東海岸南自動車駐車場	86.60	70.20	65.10

※茅ヶ崎市駐車場は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 日平均利用台数 (年間総利用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$$

別表6 茅ヶ崎市駐車場の施設の概要

茅ヶ崎市駐車場施設の概要					
施設名	茅ヶ崎駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和57年4月1日			所在地	茅ヶ崎2-2-20
建物規模		敷地面積	5,032 ㎡	会議室等の 内容	自走、緩傾床の直角駐車式 収容台数466台 63台（バイク）
		延べ床面積	10,050 ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	昭和57年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	東海岸南自動車駐車場			施設所管課	安全対策課	
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため				
設置年月日	平成11年7月1日			所在地	東海岸南6－8955－1	
建物規模		敷地面積	1,895 ㎡	会議室等の 内容	平面駐車 収容台数22台	
		延べ床面積	－ ㎡			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度	
施設の沿革	平成11年7月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。					

【施設番号 7 】

施設名	茅ヶ崎市民文化会館		施設所管課	文化生涯学習課
施設の設置目的	市民の文化の向上を図るため			
所在地	茅ヶ崎 1－1 1－1		設置年月日	昭和55年10月1日
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	9,692 ㎡	延べ床面積	8,795 ㎡
	会議室等の内容	大ホール、小ホール、展示室、会議室、練習室等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18 年度	指定管理期間	H22.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	昭和55年10月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

引き続き、施設の目的である文化芸術の振興を図り、市民が利用しやすい文化施設の環境の整備に努め、利用者の満足度を高める努力をしている。また、指定管理者と日常的に情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

従業者に対する内部研修を行いサービスの質の向上に努めており、アンケート結果や利用者の声から、施設環境の整備や接遇について良好な評価を受けている。平成20年度より開始した「子ども文化芸術ふれあい事業」の事業数を増やし、若い世代が様々なジャンルの文化芸術に親しめる機会を提供している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18・19年度に利用日数の増加を行い、以後利用者数は増加傾向にあり、平成20・21年度も増加しているが、平成22年度は3月の東日本大震災の影響による事業の中止なども影響し、利用者数が減となった。平成23年度は4月から8月まで大小ホール天井安全対策工事を行い、大小ホールを閉鎖したため、利用者数は減となった。
【管理運営コスト】 平成21年度は管理費のコスト削減により全体の管理運営コストを削減することができたが、平成22年度は単価上昇による燃料費の増などの理由により管理費のコストも増加し、全体の管理運営コストは増となった。平成23年度はホールの閉鎖及び節電への取り組みにより光熱水費を削減し、全体の管理運営コストを削減することができた。
【使用料】 平成19年度に大幅に増加して以降、20・21年度と増加していたが、平成22年度は大小ホール天井安全対策工事に伴い平成23年4月から9月までの施設予約を受け付けなかった点や、3月の東日本大震災による事業の中止なども影響し、使用料収入の減となった。平成23年度は4月から8月まで大小ホール天井安全対策工事を実施したことによる大小ホールの閉鎖なども影響し、使用料収入も減となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成24年度より開始となった茅ヶ崎市文化生涯学習プランに沿った事業展開を行い、市民文化の向上のため、施設の公平・平等な施設利用を確保し、施設利用に対する説明・相談を徹底していく。
また、アンケート等の実施により、施設の管理運営に対する意見を調査・把握し、利用者の満足度の高い施設管理を目指していく。
ハード面においては、今後、耐震補強及び大規模改修の実施を見据えながら計画的に修繕を行い、施設の安全性及び利便性をより高めるよう努めていく。また、引き続き節電への取り組みを推進し、管理費コストの削減に努める。

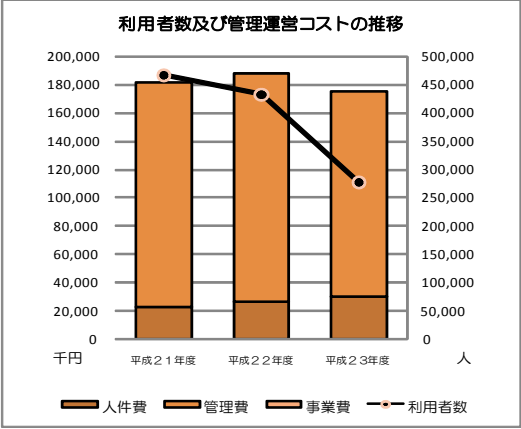
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	466,753	432,890	278,771

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	23,174,832	26,335,183	29,840,579
管理費	158,431,497	161,878,412	145,726,668
事業費	—	—	—
合計	181,606,329	188,213,595	175,567,247



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	64,986,612	55,856,020	46,946,815

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	250	306	461

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	6	4

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
大ホール	71.20	70.80	83.20
小ホール	77.90	75.10	87.70
展示室	71.20	71.70	69.00
会議室	48.60	50.50	68.10
練習室	57.50	55.20	70.80

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 8】

施設名	茅ヶ崎市美術館		施設所管課	文化生涯学習課
施設の設置目的	郷土の芸術文化を後世に伝えるとともに、市民の創作活動及び次世代を担う青少年の創造力の育成を図り、広く芸術文化の向上に寄与するため			
所在地	東海岸北1－4－45		設置年月日	平成10年4月1日
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前10時から午後6時(11月から翌年3月までにあつては、午後5時)までとする。ただし、午後5時30分(11月から翌年3月までにあつては、午後4時30分)以降は、入館することができない。			
建物規模	敷地面積	3,956 m ²	延べ床面積	1,500 m ²
	会議室等の内容	展示室1・2・3、アトリエ、図書コーナー、エントランスホール等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H22.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成10年4月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

引き続き、郷土美術館として地域の特性を活かした事業展開に努めており、絵画愛好家のニーズをとらえた企画等を充実させ成果を上げる努力をしている。また、指定管理者と日常的に情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎にゆかりのある作品の展覧会だけではなく、市外からの観覧者も多かった川上音二郎・貞奴展（企画展）を行うなど、郷土美術館の範疇を超えて展覧会の充実を図った。また、市民参加型のワークショップ、企画展に関連したコンサートやギャラリートーク等を行い、多彩な事業を展開することで、芸術文化に触れる機会の提供を行った。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は前年度比約6%の増となり、22年度に引き続き前年度比増となった。
【管理運営コスト】 平成23年度は展覧会「川上音二郎・貞奴展」実施のため、人件費の増（選任の臨時職員の雇用等）と事業費の増（運搬・展示等業務委託、作品借用関係経費等）が生じた。管理費については前年度比約4%の減となった。今後とも継続して経費節減を行うよう努力する。
【使用料】 平成23年度は前年度比約6%の増となり、22年度に引き続き前年度比増となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

郷土美術館として、「茅ヶ崎らしさ」をテーマにして、現在までに蓄積してきたノウハウを生かし、今まで以上に市民に親しまれる美術館を目指すよう指導する。また、茅ヶ崎市の文化芸術の更なる発展のため、アウトリーチ事業等次世代育成に繋がる事業を推進するよう指導する。

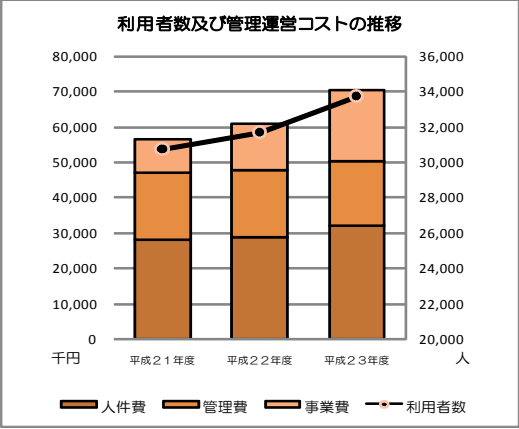
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	30,766	31,694	33,709

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	28,185,814	28,760,640	32,144,391
管理費	19,013,010	18,963,847	18,210,837
事業費	9,284,994	13,202,534	19,929,728
合計	56,483,818	60,927,021	70,284,956



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	2,550,230	3,213,930	3,400,748

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	1,753	1,821	1,984

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	16

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
展示室1・2・3	81.40	88.42	92.79
アトリエ	61.40	62.45	55.77

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後で区切った時間帯です。

【施設番号 9-1 】

施設名	浜須賀会館		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	松が丘2－8－63	設置年月日	昭和59年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 ㎡	延べ床面積	231 ㎡
	会議室等の内容	1 階：新会議室、調理室 2 階：第1 集会室、第2 集会室、図書コーナー ※老人憩の家との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	昭和59年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に老人憩の家との複合施設として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに老人の集う場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内9館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

管理運営について、年間を通して会館窓口を中心として利用者からの意見や要望、苦情を収集し、定例的に役員会、運営委員会で検証を行い、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努め、運営に反映させた。自主事業としては、会館を広く周知し、地域住民の利用促進と地域の情報提供のための「浜須賀会館だより」(年4回)の発行、シニアエアロビクス教室(月2回開催)、料理教室(年2回開催)、物作り教室など、地域に根ざした事業を数多く行い、地域の絆を深めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度と比較すると、東日本大震災の影響及び計画停電が行われたこと等により、減少している。
【管理運営コスト】 平成22年度と比較すると、東日本大震災の影響及び計画停電が行われたこと等により、人件費が減少している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

開館29年目を迎え、様々な設備や備品等の不具合が予想されるため、建物の長寿命化を考慮した修繕計画に基づき、修繕を実施していく。自主事業については、住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り大人から幼児までが心の豊かさやふれあいのある地域集会所が形成されるような事業を計画し、提供するよう指導する。また、地域全体で不足している「青少年や子どもたちが自由に憩える場所」を担っていくよう努めさせる。

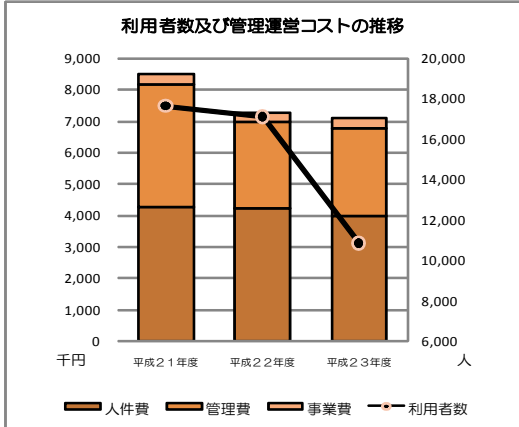
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	17,642	17,099	10,840

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	4,265,599	4,253,382	4,004,536
管理費	3,891,528	2,711,540	2,787,656
事業費	342,249	287,681	306,436
合計	8,499,376	7,252,603	7,098,628



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	482	424	655

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
新会議室	34.64	33.98	29.97
調理室	18.89	18.84	20.96
集会室	62.65	67.42	16.61
第1集会室	5.97	6.75	32.57
第2集会室	5.10	7.40	13.90

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-2 】

施設名	海岸地区コミュニティセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	東海岸北5－16－20	設置年月日	昭和61年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	436 ㎡	延べ床面積	141 ㎡
	会議室等の内容	1階：第1和室、第2和室、ロビー 2階：大ホール、会議室		
指定管理者	海岸地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	昭和61年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内9館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

役員及び事務局職員による会議を毎月1回開催し、利用者からの意見や要望、苦情等に対しては、十分な検討を行い、快適に利用していただけるよう努めている。施設の申し込みが重複した場合は、当事者の話し合いにより決定し、1ヶ月に1団体4回までの利用制限を原則とし、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。自主事業としては、コミセンだよりの発行、10月に講演会「藤間柳庵翁」、3月に講演会「演習場チガサキビーチと茅ヶ崎の歴史」を開催し、地域の方々の好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度と比較すると、東日本大震災の影響及び計画停電が行われたこと等により、減少している。
【管理運営コスト】 平成22年度と比較すると、東日本大震災の影響及び計画停電が行われたこと等により、人件費、管理費、事業費ともに減少している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

付帯施設の保守管理を定期的実施しているが、築26年になり、建物をはじめ付帯設備にも老朽化が目立っており、修繕等の費用がかかることが予想されるため、建物の長寿命化を考慮した修繕計画に基づき、修繕を実施していく必要があると考えている。

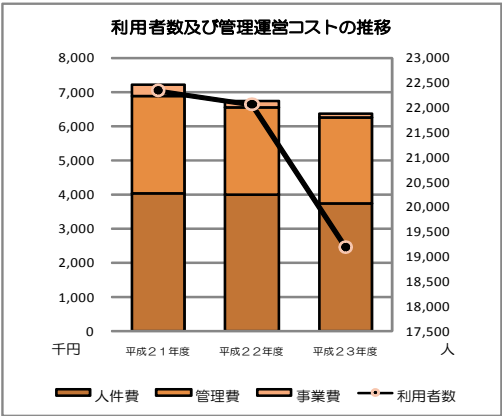
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	22,341	22,059	19,200

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	4,028,964	4,006,217	3,745,945
管理費	2,866,925	2,565,429	2,504,112
事業費	328,700	169,666	131,869
合計	7,224,589	6,741,312	6,381,926



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	323	306	332

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	6

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
第1和室	12.25	8.25	11.33
第2和室	1.99	1.11	1.67
第1・第2和室	19.98	23.54	22.22
小ホール(ロビー)	20.84	24.44	23.52
大ホール	75.19	75.41	64.79
会議室	39.18	41.00	38.21

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-3 】

施設名	小和田地区コミュニティセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	小和田 1－2 2－6 0	設置年月日	昭和63年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	704 m ²	延べ床面積	215 m ²
	会議室等の内容	1 階：大広間1、大広間2、ラウンジ、図書コーナー 2 階：第1会議室、第2会議室、調理室 ※子どもの家銀河（ぎんが）との複合施設		
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	昭和63年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内9館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

役員と事務職員の打ち合わせを必要に応じ行い、利用者からの意見や要望、利用者に協力してもらいたいこと等を、利用者の視点にたって協議を行い、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。自主事業としては、広報紙の発行(年3回)、7月に講座「茅ヶ崎別荘史」(31名参加)、8月に「夏休み子ども映画会」(79名参加)、11月に「コミセンまつり」、12月に「包丁砥ぎ講習会」(42名参加)、1月「書初め教室」(12名参加)2月に「総合訓練」(30名参加)を実施し、地域の絆を深めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度と比較すると、東日本大震災の影響及び計画停電が行われたこと等により、減少している。
【管理運営コスト】 平成22年度と比較すると、東日本大震災の影響及び計画停電が行われたこと等により、人件費、管理費が減少している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

役員、運営委員の協力のもと、さらなるコミセン運営の充実を図っていくよう指導する。また、経理については、引き続き税理士の指導を受け、会計処理に支障をきたさないよう努めさせる。

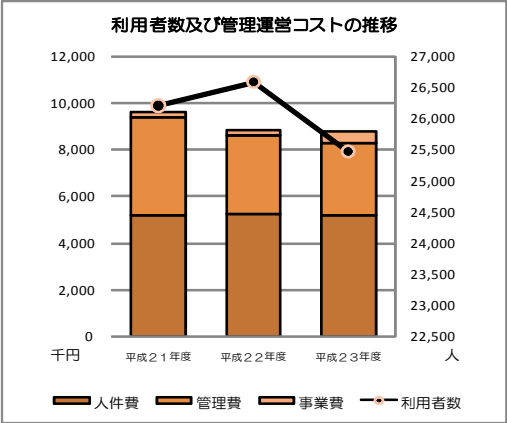
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	26,204	26,582	25,463

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	5,190,326	5,251,621	5,192,138
管理費	4,196,694	3,396,960	3,125,449
事業費	220,156	213,573	496,960
合計	9,607,176	8,862,154	8,814,547



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	367	333	346

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
大広間1	33.55	32.02	29.41
大広間2	30.17	29.50	29.41
大広間	21.90	21.63	24.29
第1会議室	65.58	66.12	59.26
第2会議室	54.25	51.25	53.59
調理室	21.68	21.20	21.90

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-4 】

施設名	小出地区コミュニティセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	堤1948－1		設置年月日	平成5年8月1日
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,654 ㎡	延べ床面積	373 ㎡
	会議室等の内容	1階：大会議室、和室1、和室2 2階：第1会議室、調理室 3階：第2会議室、第3会議室（青少年の部屋） ※子どもの家わいわいハウスとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成5年8月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内9館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

毎月定例的に、運営委員会、役員会、管理部会、企画部会、広報部会、利用者部会、児童青少年部会、福祉部会、事務局会議を開催し、意見交換を積極的に行い、利用者からの意見や要望、苦情、その他施設管理について検証し、利用者の利便性向上に努め、運営に反映できるよう努めている。施設利用については、利用者多数の場合は協議し、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努めている。また、当館独自の利用案内を作成し、窓口で配布するとともにホームページから情報を発信している。自主事業としては、「小出コミセンだより」(年4回)の発行、7月の「小出コミセンまつり」など、ほぼ毎月様々な自主事業を実施しており、多くの人が参加し、地域との連携、協力、親睦を深め、地域の方々の好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成22年度と比較すると、年間で約1,800人増加している。

【管理運営コスト】
平成21年度からの3年間ではほぼ横ばい傾向である。

【使用料】
設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

駐車場台数に限りがあるため、利用者にはできるだけ徒歩もしくは自転車で来館するように呼びかけており、今後も車以外の交通手段での来館を促していくよう指導する。また、土曜、日曜、祝日については、隣接の「さがみ農協」の許可を得て、駐車場を利用してあり、利用者へ便宜を図っており、今後も引き続き協力を得て台数の確保に努めさせる。

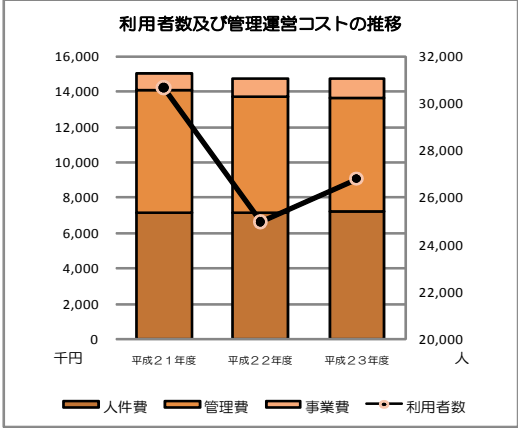
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	30,656	24,971	26,815

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	7,194,559	7,172,845	7,226,968
管理費	6,912,097	6,545,161	6,420,926
事業費	945,433	1,005,894	1,097,253
合計	15,052,089	14,723,900	14,745,147



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	491	590	550

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	9

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
大会議室	74.71	72.97	75.44
和室1・2	19.71	18.92	21.48
第1会議室	51.21	44.72	43.83
調理室	9.69	7.91	10.90
第2会議室	15.09	13.29	19.93
第3会議室	76.50	39.03	72.91

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-5 】

施設名	コミュニティセンター湘南		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	888 m ²	延べ床面積	267 m ²
	会議室等の内容	1階：第1会議室、第2会議室、和室1、和室2、調理室 2階：大会議室 ※子どもの家わくわくらんととの複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集会施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内9館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎市地域集会施設条例及び施行規則を厳守し、市と連携を図りながら管理運営を行い、運営委員会規約や規程等を定めることで、地域住民の施設平等利用及び地域住民のサービス向上に努め、心の豊かさとふれあいのある地域社会の形成に貢献している。自主事業としては、「源氏物語講座」(全11回、646名参加)、「料理講習会」(全8回、88名参加)、「浴衣着付け講習会」(年1回、2名参加)、「子ども映画会」(年1回、40名参加)、「出前講座(南湖公民館)水彩画教室」(全3回、100名参加)、「子どもコミセンまつり」(約363名参加)を開催し、地域の方々の好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度と比較して、ほぼ横ばい傾向である。
【管理運営コスト】 平成22年度と比較して、ほぼ横ばい傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

地域住民の集会や学習、レクリエーション活動の交流の場として、より効果的に利用されるように努めさせる。あわせて、「子どもの家(わくわくらんど)」では子どもたちに遊び場所を提供し、身心ともに健全な育成に寄与するように努めさせる。施設の管理にあたっては、茅ヶ崎市地域集会施設条例及び施行規則を遵守させ、指定管理者と連携を図り管理運営をしていき、また、具体的には、運営委員会規約や規程等に定めて、住民の平等利用及び住民サービスの向上するように努めさせる。

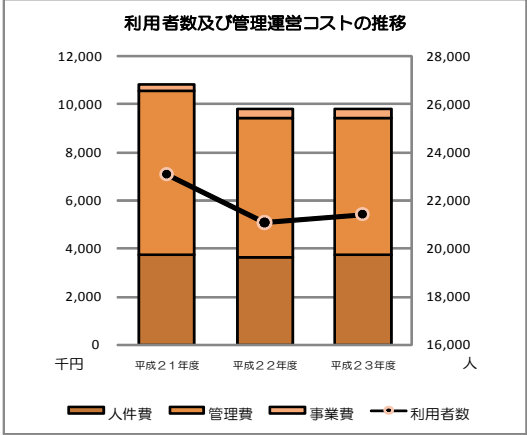
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	23,087	21,074	21,406

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	3,770,103	3,634,505	3,743,637
管理費	6,794,048	5,823,071	5,707,830
事業費	279,216	357,210	349,903
合計	10,843,367	9,814,786	9,801,370



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	470	466	458

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	6

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
第1会議室	30.17	27.43	31.92
第2会議室	47.49	43.38	44.01
和室1	5.12	3.27	0.77
和室2	0.44	0.87	0.99
和室1・2	29.52	30.27	26.02
調理室	28.87	29.18	19.72
大会議室	82.14	74.53	83.21

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-6 】

施設名	茅ヶ崎地区コミュニティセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	元町10ー33	設置年月日	平成14年1月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,126 m ²	延べ床面積	359 m ²
	会議室等の内容	1階：事務室 2階：第1から第4会議室、調理室、多目的ホール 3階：大会議室、和室A、和室B、多目的ホール ※子どもの家茅っ子(かやっこ)、元町ケアセンター及び在宅介護支援センターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成14年1月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内9館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

管理運営業務の実施に当たっては、茅ヶ崎地区コミュニティセンター並びに子どもの家「茅っ子」の創設趣旨にのっとり、その公共性を基本に利用者の安全性、利便性、快適性の実現をめざして効率良く業務を行うよう努めている。自主事業としては、こみせん広報誌「かや」(年3回)の発行、「料理講座」(年7回、99名参加)、「健康講座」(年3回、211名参加)、「創立10周年記念／コミセンまつり」(約980名参加)、「創立10周年記念／コミセン餅つき大会」(約250名参加)を開催した。また、2階には障害者の自立と社会参加の促進の一環として、障害者の福祉的就労の場を提供する目的で喫茶コーナーを設け、茅ヶ崎精神保健ボランティアグループ凡樹瑠が営業している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度と比較して、ほぼ横ばい傾向である。
【管理運営コスト】 平成22年度と比較して、ほぼ横ばい傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成23年度設備点検契約を業者と取り交わし、設備メンテナンス体制を整え、トラブルの発生もなく安全と保全と管理は継続的に維持された。また、業者による点検だけではなく、施設の老朽化も見据え、年に2回の建物定期点検も併せて実施し、建物の長寿命化を図っていくよう努めさせる。

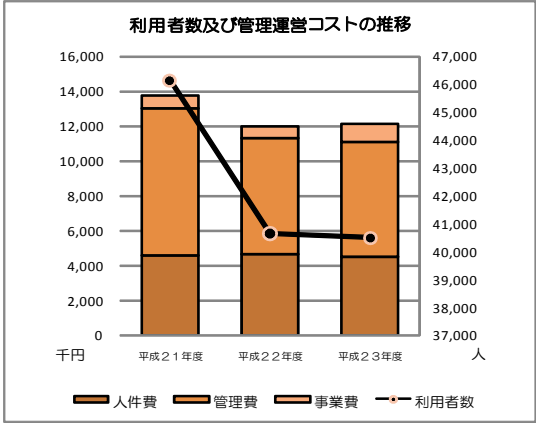
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	46,160	40,683	40,535

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	4,585,519	4,635,332	4,536,536
管理費	8,441,928	6,692,075	6,590,260
事業費	733,565	699,077	1,004,329
合計	13,761,012	12,026,484	12,131,125



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	298	296	299

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	8

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
第1会議室	44.30	46.00	50.55
第2会議室	30.62	31.76	32.86
第3会議室	48.64	46.00	46.07
第4会議室	44.41	40.30	39.63
調理室	19.98	22.23	19.76
多目的ホール	33.33	33.55	33.30
大会議室	77.74	78.14	74.67
和室A	0.22	0.54	0.44
和室B	0.00	0.32	0.44
和室A・B	30.51	25.62	32.53

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-7 】

施設名	南湖会館		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	南湖4－6－1	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	195 m ²	延べ床面積	76 m ²
	会議室等の内容	2階：和室 3階：第1会議室、第2会議室 ※市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	南湖会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて交流を深め、地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に市民窓口センターとの併設で地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内9館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

毎月定期的に管理運営委員会と事務局会議を開催し、意見交換を行い利用者からの意見や要望、その他施設管理について検証し、利用者の利便性向上に努めている。自主事業としては、「広報なんご」(年2回)の発行、8月に「子ども映画会」、10月に「南湖ふれあいまつり」、11月に「婦人講座：生活習慣病の予防と女性の健康づくり」を開催し、地域の方々の好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度と比較して、ほぼ横ばい傾向である。
【管理運営コスト】 平成22年度と比較して、ほぼ横ばい傾向である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者に自動車での来館を控えるよう促しているが、徹底できておらず、窓口センターの利用者に迷惑をかけているため、引き続き強く注意を促していくよう指導する。駐輪場のスペースも限られているので、駐輪スペースを有効に活用するよう注意を促していく。また、部屋数が少ないので、大会議室の有効的な利用を図るよう指導する。

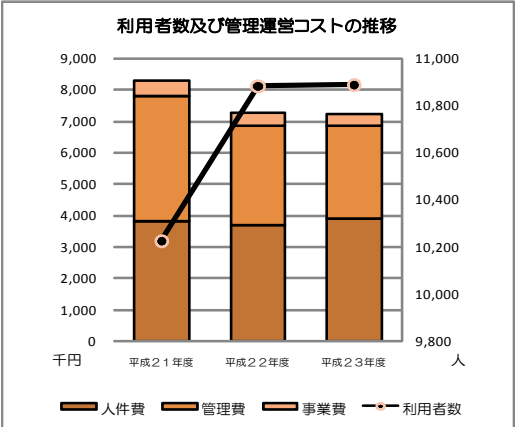
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	10,227	10,883	10,887

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	3,836,792	3,698,690	3,886,925
管理費	3,962,849	3,176,786	2,987,912
事業費	488,834	388,969	370,332
合計	8,288,475	7,264,445	7,245,169



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	810	668	665

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
第1会議室	19.93	53.82	58.71
第2会議室	14.05	53.54	55.48
第1・第2会議室	44.77	0.00	0.00
和室	29.41	27.82	23.67

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-8 】

施設名	鶴嶺東コミュニティセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,166 ㎡	延べ床面積	498 ㎡
	会議室等の内容	1階：多目的ホール、調理室、会議室A、会議室B、会議室C 2階：多目的ホール、大会議室1、大会議室2、和室1、和室2 ※子どもの家さんぽみち及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成16年4月開設、当初から指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に子どもの家との複合施設として浜之郷児童クラブとの併設で地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内9館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

隔月役員と事務員による事務局会議を持ち、利用者からの意見や要望、その他につき協議し、管理運営上統一した対応をするようにしている。また、事務員については実務研修・接遇研修に積極的に参加し、利用者に好感を持たれるよう努めている。利用申込が多い場合は、話し合い・抽選による平等利用に努めている。自主事業としては、広報紙「鶴嶺東コミセンだより」(年3回)の発行、「男の料理教室」(年6回、参加者24名)、「健康講座：正しいウォーキングで健康を手に入れよう」(10月開催、参加者53名)、「手打ちそば講習会」(9月開催、参加者25名)「鶴嶺東コミセンふれあいまつり」(11月開催、参加者1600名)等、様々な事業を実施し、地域の方々の好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度と比較すると、東日本大震災の影響及び計画停電が行われたこと等により、減少している。
【管理運営コスト】 平成22年度と比較すると、東日本大震災の影響及び計画停電が行われたこと等により、管理費が減少している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

事務員8名が、ひとり一項目の業務担当を持つことにより、事務局内のより一層の業務の充実と円滑化を図っていくよう指導する。また、開館以来7年が過ぎ、鶴嶺東地区の市民活動の拠点として定着してきており、今後、鶴嶺東コミュニティセンターの特性を保ちながら、地域・利用者と共に良い発展に向けて努めていくよう指導する。

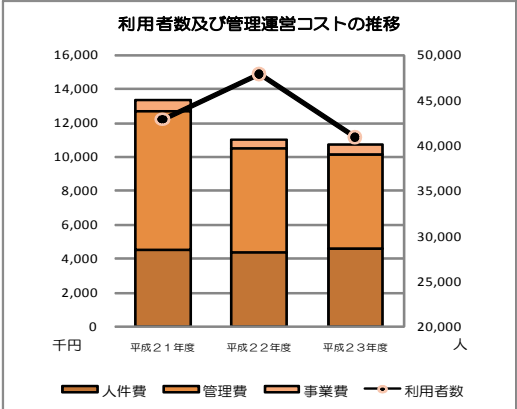
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	42,884	47,876	40,914

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	4,573,400	4,379,052	4,583,038
管理費	8,133,188	6,130,824	5,599,778
事業費	652,634	508,089	523,700
合計	13,359,222	11,017,965	10,706,516



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	312	230	262

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	8

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
1階多目的ホール	71.99	70.90	71.77
調理室	20.85	20.04	20.30
会議室A	39.52	35.72	30.51
会議室B	24.32	25.38	31.05
会議室C	22.80	19.82	19.70
2階多目的ホール	74.27	68.40	66.12
大会議室1	12.49	8.93	5.75
大会議室2	14.22	18.40	12.92
大会議室1・2	36.37	38.12	39.52
和室1	0.00	0.10	0.33
和室2	0.33	0.10	0.00
和室1・2	17.26	17.53	14.01

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 9-9 】

施設名	鶴嶺西コミュニティセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	萩園2360-1	設置年月日	平成23年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,106 m ²	延べ床面積	983 m ²
	会議室等の内容	1階：フリースペース、多目的室 2階：会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、会議室5、調理室) ※包括支援センターみどり及びつるみね西ボランティアセンターとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成22年度	指定管理期間	H23.3.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成23年4月開設、当初から指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民が地域活動を通じて相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的に包括支援センター及びつるみね西コミュニティセンターとの複合施設として地域集会施設を設け、市民の学習、集会、レクリエーションを提供し、地域活動の推進を図っている。また、他の地域集会施設との連携を深め、市内9館の地域集会施設の指定管理者と市を交え、年5回のコミセン連絡会を開催することにより、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

開館初年度であるにも関わらず、所管課と連携を図りながら、利用者からの意見や要望、その他につき協議し、管理運営上統一した対応をするようにしている。また、事務員については実務研修・接遇研修に積極的に参加し、接遇の向上に努め、利用申込が多い場合は、話し合い・抽選による平等利用に努めている。自主事業としては、広報紙「つるみね西コミセンnews」の発行、「ニューススポーツ体験」等、様々な事業を実施し、地域の方々の好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度の利用者数は、55,111人であった。
【管理運営コスト】 平成23年度の管理運営コストは、14,381,314円であった。
【使用料】 設定なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

開館初年度であったが、上半期を過ぎるころから、会議室の予約が多く入るようになり、地域の身近な施設として定着した。また、当施設の多くの面積を占めるフリースペースでは、乳幼児連れのお母さん方から、小中高生、年配の方まで、幅広い世代の方々にご利用いただき、多目的室では、卓球、バドミントン、ボルダリング、バスケットボールなど様々な使用方法でご利用いただいた。今後も地域の様々な自主的活動の拠点として、施設の円滑な管理運営をしていけるよう、緊密な連携を保ちながら指導していく。

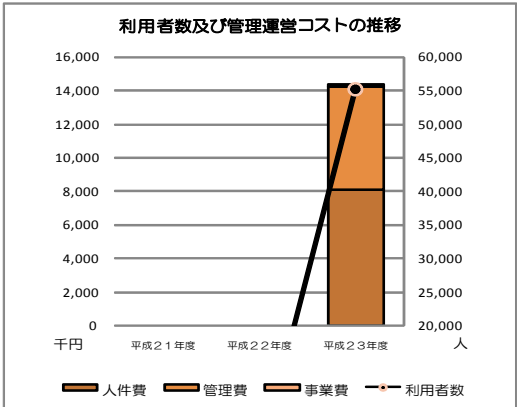
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	—	—	55,111

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (指定管理者)
人件費	—	—	8,097,112
管理費	—	—	6,105,968
事業費	—	—	178,234
合計	—	—	14,381,314



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	—	—	261

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (指定管理者)
会議室1	—	—	5.75
会議室2	—	—	1.30
会議室3	—	—	1.09
会議室4	—	—	8.25
会議室1・2	—	—	5.54
会議室2・3	—	—	0.00
会議室3・4	—	—	11.73
会議室1・2・3	—	—	13.03
会議室2・3・4	—	—	4.78
会議室1・2・3・4	—	—	6.19
会議室5	—	—	36.48
調理室	—	—	10.21

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10 】

施設名	茅ヶ崎市民活動サポートセンター		施設所管課	市民自治推進課
施設の設置目的	市民活動を支援するため			
所在地	茅ヶ崎3-2-7	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①第3水曜日。②1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時30分から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	933 m ²	延べ床面積	306 m ²
	会議室等の内容	フリースペース、作業スペース、情報コーナー、プレイルーム、ロッカー、レターケース、展示ボード、展示レール		
指定管理者	特定非営利活動法人NPOサポートちがさき			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

市民活動推進の総合的な拠点施設として、条例・規則を遵守した適正な管理運営がなされている。よりよいサービスを継続的・安定的に提供できるようにするため、知識・経験を有した人材の確保に努めるとともに、常勤の専従職員を配置し、人員態勢を強化している。協定書に定める業務の履行状況、利用者からの相談・苦情については、市との定期連絡会（月1回）の中で毎月報告されており、相互理解と情報の共有を図っている。その他、維持管理上の問題点等は、随時、報告を受け、双方で協議しながら解決している。

2 サービス提供の状況

ホームページリニューアルや様々な情報誌を発行し、市民活動に関する情報の収集及び提供に注力し、来館者の増加や利用者の利便性の向上につなげている。市民活動に関する相談業務においては、東日本大震災や防災、放射能など、特有の事例に対応し、支援者と被災地、ボランティアを希望する人と支援者をつなぐことが出来た。市民活動事業の推進においては、NPO講座の実施、NPOと行政の協働に向けた意見交換会等を実施し、市民活動団体、市民、事業者、行政との連携推進に関する事業を実施した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
年間利用者数は29,678人と、1日平均利用者数で過去最高であった22年度比1%増となった。ホームページのアクセス数が前年度比140%の90,944件と増加していることから、HP等の媒体をとおして事業周知の効果が合ったことが伺える。市民向けに頒布している市民活動団体ガイドブックの掲載団体数は283団体で前年度から19団体の増加となった。

【管理運営コスト】
ホームページのリニューアルに伴い、新たにホームページ維持管理費を計上した。また、ボランティアやNPOの運営など、ニーズに即した図書の実施に伴い図書資料費が増額。節電の取り組みにより、電気料は22年度比マイナス7.6%を達成した。

【使用料】
ロッカー使用料を収入として計上し、22年度比では微減ながらも同等レベルの収入があった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくためには、新しい公共の担い手となる市民活動団体を育成し、支援を強化していくことが必要である。そのため、スキルアップのための講座や交流事業の開催、ガイドブックやホームページ等による情報発信の充実、協働事業や組織運営など多様な相談に対応できるスタッフの育成、行政・事業者及び団体相互のネットワークの推進など、中間支援組織としての機能をさらに拡充していく必要がある。

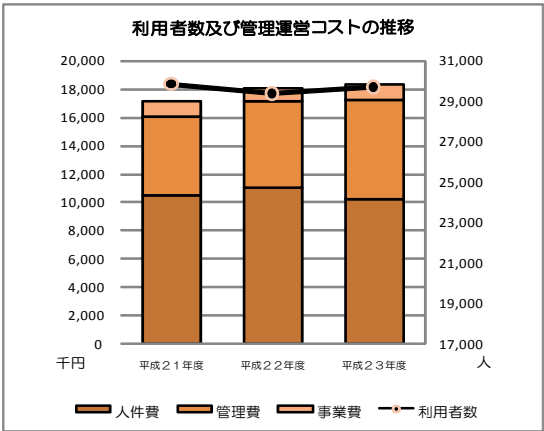
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	29,841	29,367	29,678

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	10,499,638	11,041,861	10,194,772
管理費	5,528,932	6,107,083	7,017,842
事業費	1,141,116	921,592	1,141,116
合計	17,169,686	18,070,536	18,353,730



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	164,200	162,600	159,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	570	610	613

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	10

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
ロッカー	95.02	94.10	93.33

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があったロッカーの数}}{1 \text{ 年間の利用可能なロッカーの数}}$$

【施設番号 11】

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北1－4－50	設置年月日	平成3年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,017 m ²	延べ床面積	126 m ²
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団（平成19年度までは財団法人茅ヶ崎市都市施設公社）			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成3年8月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じて日本の伝統文化に触れる機会のある場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年4回の情報更新・意見交換の機会を設け、協定面・仕様書等に定める業務について相互の確認をもとに、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度の導入により、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、昨年度に引き続き自主事業を行い、まず春には美術館との共同事業として地元出身の陶芸家による作品を庭園に展示したほか、作家自身が制作した茶器を用いたチャリティー茶会を実施し大勢の市民が参加した。また、平成20年度より毎年実施している「おやこ茶道教室」を本年度も行い、参加者から好評を得た。そのほか、庭園の植栽管理や、利用者より要望があった玄関前の手すり設置などを行い、サービス・施設の質の向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、前年度に比べて大幅に増えた。これは、主に市外の団体・個人等による利用が増えたことが要因であった。
【管理運営コスト】 人件費は前年と比べ微増となったがこれは神奈川県最低賃金基準の引き上げに伴うものである。事業費については、昨年度は東日本大震災の影響により当初予定していた茅ヶ崎市美術館との共催事業を中止したため支出減となったが、本年度は予定通り2事業を実施したため増額となった。
【使用料】 使用料収入は、申請件数が前年度を上回った結果、増額となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

本年度は、市外からの利用が増えたが、今後もホームページの充実などを図りながら、より利用者が増えるように努めていきたい。また、平成3年の開園以来、施設の老朽化が進んでいることから、今後も積極的な施設の保守・管理に取り組み、利用者へのサービス向上を図りたい。

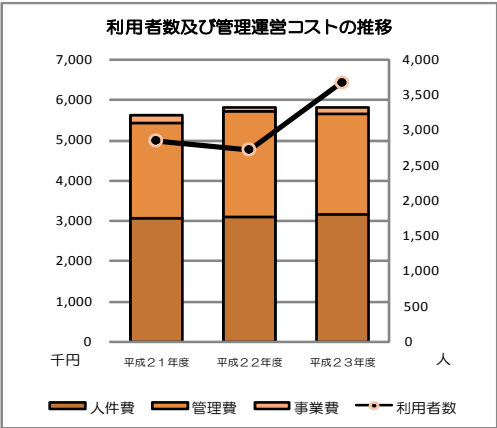
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	2,848	2,720	3,676

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	3,074,704	3,089,916	3,152,804
管理費	2,361,572	2,617,162	2,505,898
事業費	203,911	112,235	162,761
合計	5,640,187	5,819,313	5,821,463



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	2,028,700	2,078,000	2,630,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	1,268	1,375	868

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	5

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
書院・次の間・水屋	57.65	56.58	66.17
茶室・水屋	10.10	15.46	19.14

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後で区切った時間帯です。

【施設番号 12-1】

施設名	子どもの家銀河（ぎんが）		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	小和田 1－22－60	設置年月日	昭和63年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	704 m ²	延べ床面積	102 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・カラーブロック・談話スペースや屋外には砂場を設置。 ※小和田地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	昭和63年4月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、事故が起こらないよう配慮している。子どもの家の防災避難訓練を定期的に行い、子どもの家銀河と小和田地区コミュニティセンター事務所を結ぶセキュリティベルを設置し緊急時に備えている。受付名簿については、「個人情報保護規定」に従い対応している。また、小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会の役員と、職員が話し合い、必要に応じ市と協議しながら安全で効率的な運営に努めている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。事業については、8月にコミュニティセンターで「子ども映画会」、冬休みには書き初め教室を行った。11月のコミセン祭りでは、通常開設時にはない遊び（魚釣りゲーム・バルーンアート等）を提供し、子どもたちが300名以上参加した。子ども同士が揉めた際には職員が両者の言い分を聞き、トラブルにならないように努めている。職員については、子どもたちに対し、柔軟に対応できる人材を配置している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度10,693人、平成22年度10,533人、平成23年度9,652人と減少傾向にある。平成21年度からは小和田コミュニティセンターだよりに、年に3回子どもの家の施設内容について掲載している。
【管理運営コスト】 22年度と比較して、大幅な変動はない。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

ホームページ、小和田地区コミュニティセンターだよりで「子どもの家銀河」の存在を広く周知することを継続する。事務責任者が職員との話し合いの中で、子どもたちがトラブルを起こさないように注意を払うこと、施設管理の実態を把握することを周知していくことも継続していきたい。職員の指導とともに役員会、運営委員会を規約に従い開催するように努め、役員、運営委員の協力のもと、更なる充実を図りたい。

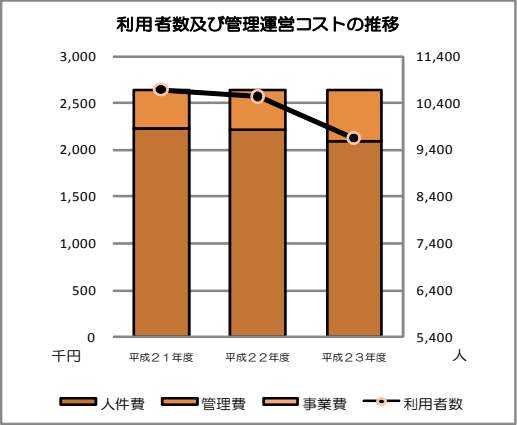
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	10,693	10,533	9,652

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	2,224,507	2,218,912	2,093,256
管理費	418,493	424,088	549,744
事業費	—	—	—
合計	2,643,000	2,643,000	2,643,000



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	247	251	274

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	8

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
子どもの家銀河（ぎんが）	99.67	100.00	100.00

※子どもの家銀河（ぎんが）は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 12-2 】

施設名	子どもの家わいわいハウス		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	堤1948-1	設置年月日	平成5年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,654 m ²	延べ床面積	130 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロック・6畳の畳スペースや屋外には砂場も設置。 ※小出地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成5年8月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、施設の維持管理に努めている。また、思い出として残るような四季折々の行事を企画して、利用者の増加を図るようにしている。毎月定例的に、運営委員会等を開催し、意見交換を積極的に行い、利用者からの意見・要望・苦情、その他施設管理について検証し、利用者の利便性向上に努め、運営に反映できるようにした。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、四季の行事のほか、小学生対象の茶道教室や地域在住の語り部によるお話をコミュニティセンターで開催される際に、子どもの家を利用することがある。また、独自のホームページがあるほか、駐車場が広いほか、小出地区以外の居住者の来館もある。ほか、わいわいハウス独自の工夫として卓球台を設置しており、親しみを覚える施設となるように室内の飾りつけをしている。平成23年度には畳の張り替え、室内トイレの屋根とブラインド紐の修繕をした。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度5,016人、平成22年度3,863人、平成23年度4,389人と平成22年度に比べ微増した。小出地区コミュニティセンター内に、子育てサークルが立ち上がり、乳幼児とその保護者が、サークル活動として、屋内だけでなく近隣の公園を利用した屋外活動を楽しむなど、新たな子どもの遊び場ができることは利用者数に影響している。また、年4回発行している「小出コミセンだより」とホームページを利用した情報提供を行った。自主事業としてほぼ毎月実施している各種の企画事業には、多くの参加者があった。
【管理運営コスト】 平成22年度と比較して、大幅な変動はない。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページ、年4回発行される小出地区コミュニティセンターだよりなどの広報媒体を利用して「子どもの家わいわいハウス」の存在を広く周知する。これまで通り、施設や備品の管理についても適切に管理を行い、常に利用者が安全かつ快適に施設利用できるように指導していく。

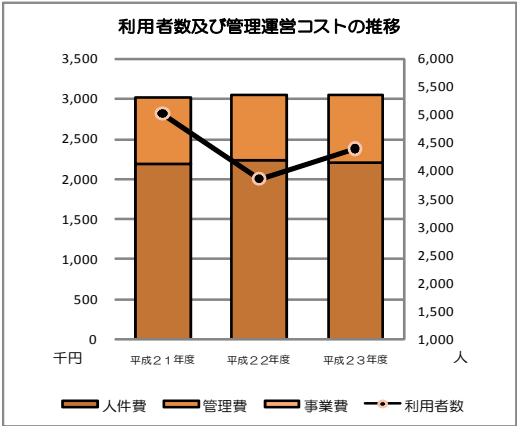
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	5,016	3,863	4,389

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	2,194,936	2,231,007	2,199,120
管理費	828,060	814,993	846,880
事業費	—	—	—
合計	3,022,996	3,046,000	3,046,000



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	603	789	694

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	9

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
子どもの家わいわいハウス	99.00	97.67	98.00

※子どもの家わいわいハウスは利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 12-3 】

施設名	子どもの家わくわくらんど		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	888 m ²	延べ床面積	117 m ²
	会議室等の内容	小型遊具(ブロック等)・卓球台や6畳の畳スペースを設置。 ※コミュニティセンター湘南との複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集会施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1~H25.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、施設の維持管理に努めている。地域の団体や近隣の学校との連絡調整が円滑に行われ、子どもたちの健全な育成に寄与している。事業方針については、3部会(管理運営部会・事業部会。広報部会)制を採用し、それぞれの部会で協議、立案し、立案した内容によっては役員会あるいは管理運営委員会で審議し、方針を決定した。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンター湘南と同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。平成21年度は新型インフルエンザの流行のため、「子どもコミセンまつり」が中止となってしまったが、22、23年度は天候にも恵まれ、「子どもコミセンまつり」が実施されたことにより、子どもたちと地域住民の交流の機会を図ることができた。また23年度は、幼児・子どもの安全を守るため、ドアの開閉に不具合のあった子どもの家の入口ドアの修繕を行った。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度6,397人、平成22年度6,598人、平成23年度5,247人と、昨年より減少した。今後は必要な箇所の修繕を行うなど、利用者の利便性向上を図りつつ、引き続き節電対策に取り組み、経費の削減を図っていく。
【管理運営コスト】 平成22年度と比較して、大幅な変動はない。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

「子どもの家わくわくらんど」の存在を広く周知して、利用者増加を図るために、ホームページに内部の様子の写真を掲載し、内容を充実させる。設備や備品、遊具についても、子どもたちが安心して安全に遊べるか充分注意を払っていく。住民の平等利用及び住民サービスの向上に努め、心の豊かさとふれあいのある地域社会の形成に貢献していく。他館に比べて交通の便が非常に悪い立地条件であるが、地域住民が利用しやすい施設とするため、また地域活動の拠点として今後更なる充実した運営を行っていく。

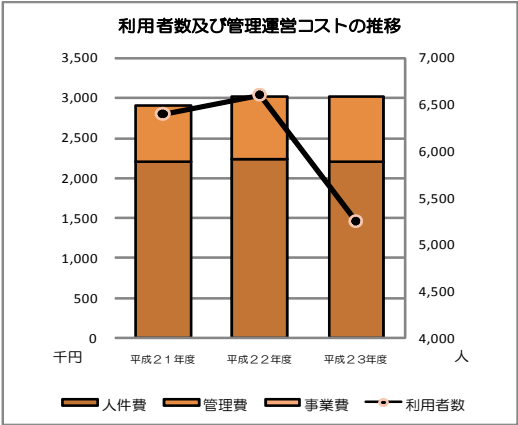
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	6,397	6,598	5,247

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	2,198,417	2,231,007	2,199,120
管理費	713,993	779,993	811,880
事業費	—	—	—
合計	2,912,410	3,011,000	3,011,000



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	455	456	574

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	6

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
子どもの家わくわくランド	96.41	97.70	96.73

※子どもの家わくわくランドは利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 12-4 】

施設名	子どもの家茅っ子（かやっこ）		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	元町１０－３３	設置年月日	平成14年1月5日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,126 ㎡	延べ床面積	128 ㎡
	会議室等の内容	大型遊具・卓球台や8畳の畳スペースを設置。 ※茅ヶ崎地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成14年1月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、施設の維持管理に努めている。利用者の安全性・利便性・快適性の実現をめざして効率よく業務を行うよう努めている。子どもの家運営部会は年に7回開催し、行事開催の企画立案等を行った。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。子どもの家運営部会が中心となって、行事開催の企画立案を行い、平成23年度は、親子で参加する映画大会、お話し会、絵本の読み聞かせ、小学生が参加する夏休み課題絵画仕上げ教室、冬休み課題書道の仕上げ教室を開催して、地域の子どもたちが多数参加した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度5,227人、平成22年度5,280人、平成23年度5,633人と、昨年度、一昨年度よりも利用者が増加した。また、コミュニティセンターの自主事業が年間5回実施され、来館と同時に子どもの家を利用していくケースもあったことが増加要因と推測される。
【管理運営コスト】 22年度と比較して、大幅な変動はない。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るためにサービス面での充実はもとより、ホームページ、広報ちがさきを利用して、子どもの家自主事業が充実していることを周知する。設備メンテナンス体制を整えたため、トラブルの発生もなく安全と保全と管理は継続的に維持された。遊具についても異常箇所の早期発見に努めて、気持ちよく利用できた、また利用したいと思わせる雰囲気づくりに心がけるよう管理指導していく。

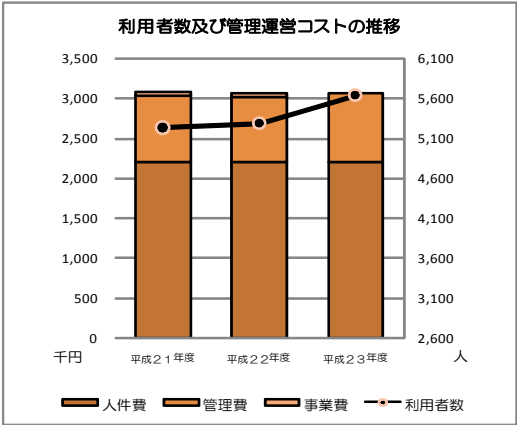
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	5,227	5,280	5,633

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	2,204,494	2,201,716	2,199,120
管理費	830,014	820,827	865,880
事業費	42,617	42,457	—
合計	3,077,125	3,065,000	3,065,000



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	589	580	544

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	8

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
子どもの家茅っ子 (かやっこ)	98.69	99.35	99.34

※子どもの家茅っ子 (かやっこ) は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 12-5】

施設名	子どもの家さんぽみち	施設所管課	青少年課	
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,166 m ²	延べ床面積	119 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロックや8畳の畳スペースを設置。 ※鶴嶺東コミュニティセンター及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成16年4月開設、指定管理者制度で管理運営。			

1 指定管理業務の履行状況

心身の健全な発達を図るために、子どもに安全な遊び場を提供するとともに、施設の維持管理に努めている。利用率アップを図るために、意見を聞くためのポストを設置してニーズを幅広く収集しているほか、子どもの目線に立って物事を考えることができる職員を配置するように配慮するなど、管理運営が適正に行われている。なお、併設されている児童クラブとの連絡調整は緊密に行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。子ども関係団体には事業参加を積極的に呼びかけている。また、安全で楽しく遊べる遊具を事務員が段ボールで作り備えたり、地域の大人として子ども達への声かけ・話し相手になるなど、健全育成にも努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度5,717人、平成22年度5,857人、平成23年度5,630人と、今年度は昨年度に比べ微減した。利用促進と地域の情報提供のため、「コミセンだより」を発行した。
【管理運営コスト】 22年度と比較して、大幅な変動はない。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

役員と事務員による事務局会議を持ち、利用者からの意見・要望等について協議し、管理運営上、利用者に対しては統一した対応を心がけることと、事務員については実務研修・接遇研修に積極的に参加し、利用者に好感を持たれるように努めていく。鶴嶺東コミュニティセンターには子どもの家の他、児童クラブも併設されているため、利用する子どもや保護者の気持ちを考慮し、引き続き再訪したいと思わせる管理を指導していく。

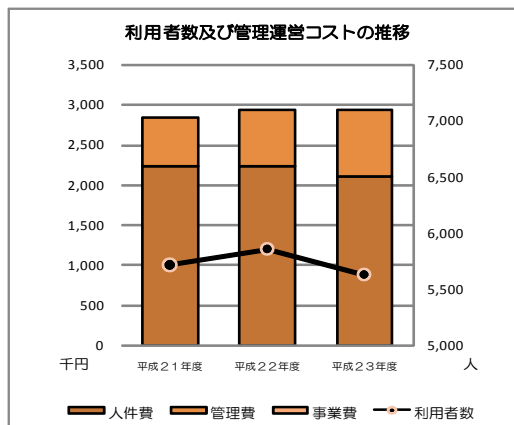
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	5,717	5,857	5,630

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	2,231,120	2,231,007	2,114,820
管理費	605,658	710,993	825,034
事業費	—	—	—
合計	2,836,778	2,942,000	2,939,854



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	496	502	522

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	8

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
子どもの家さんぽみち	96.70	97.38	98.69

※子どもの家さんぽみちは利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 13 】

施設名	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	知的障害児通園施設運営、児童デイサービス事業及び障害児日中一時支援事業を行うため			
所在地	別表 1 3 参照	設置年月日	別表 1 3 参照	
休館日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表13参照	延べ床面積	別表13参照
	会議室等の内容	別表13参照		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	別表13参照	指定管理期間	H22.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	別表13参照			

1 指定管理業務の履行状況

条例の設置目的である障害児が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるように支援をしている。また、障害児に対し療育という専門分野においてきめ細かな対応をするなど適正に管理運営が行われている。随時の情報交換のほか、指定管理者の行う理事会、評議員会へ出席するなど、連絡を密に行い、新たな事業展開などについても市と協議を行いながら、履行している。

2 サービス提供の状況

児童福祉法による知的障害児通園施設、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業及び障害児日中一時支援事業及び施設の維持管理を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 児童デイサービス事業や通園事業の利用登録者や出席率が良くなったことにより、年間利用者数が増加した。
【管理運営コスト】 受入増のための人員体制強化及び賃金単価上昇による人件費の増加や、日本財団より助成を受け通園バスを購入したことによる事業費の増加などにより、全体としては管理運営コストが増加している。
【使用料】 設定なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

適切な管理運営を考えながら、増え続けている障害児や多様化する障害に対応を図れるよう指導する。

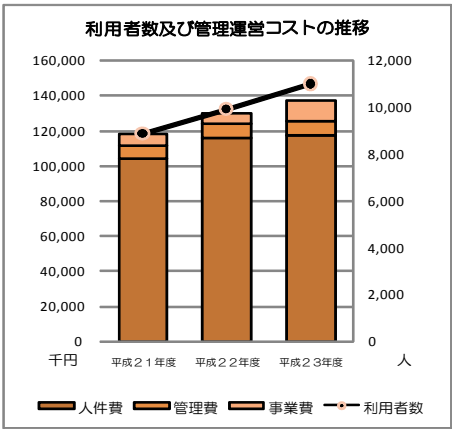
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	8,873	9,916	11,003

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	104,055,158	116,106,266	117,475,107
管理費	7,641,815	8,011,369	8,259,003
事業費	6,881,267	6,055,248	11,887,971
合計	118,578,240	130,172,883	137,622,081



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	13,364	13,128	12,508

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	18	30

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	66.18	72.21	78.29
茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園東海岸分室	52.30	54.59	77.28

※茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園は出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開園日数}}$$

別表13 茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園の施設の概要

表1-3 茅ヶ崎市障害児通園施設つつじ学園の施設の概要

施設名	茅ヶ崎市障害児通園施設つつじ学園			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		知的障害児通園施設及び児童デイサービス事業を行うため。			
設置年月日	昭和50年4月1日			所在地	松が丘2-8-51
建物規模	敷地面積	1,815 m ²		会議室等の 内容	事務室・指導室・会議室等 通園施設：定員30名 児童デイ：定員1日当たり20名
	延べ床面積	1,024 m ²			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	昭和50年に開所したが、平成5年より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年4月より指定管理者制度に移行。				

施設名	茅ヶ崎市障害児通園施設つつじ学園東海岸分室			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害児日中一時支援事業を行うため。			
設置年月日	平成21年9月1日			所在地	東海岸北3－7－44
建物規模	敷地面積	115　㎡		会議室等の 内容	事務室・指導室等 定員1日当たり10名
	延べ床面積	66　㎡			
指定管理者	社会福祉法人　茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成21　年度
施設の沿革	平成19年10月よりつつじ学園にて事業を開始したが、平成21年9月に東海岸分室へ移転。				

【施設番号 14】

施設名	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
所在地	別表8-2参照	設置年月日	別表8-2参照	
休館日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表14参照	延べ床面積	別表14参照
	会議室等の内容	別表14参照		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H22.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	別表14参照			

1 指定管理業務の履行状況

条例の設置目的である障害者の社会活動、就労支援や居場所を提供している。随時の情報交換のほか、指定管理者の行う理事会、評議員会へ出席するなど、連絡を密に行い、新たな事業展開などについても市と協議を行いながら、履行している。

2 サービス提供の状況

ふれあい活動ホーム赤羽根は、就労移行支援事業、就労継続支援事業、あかしあは、地域活動支援センター、第2あかしあは、就労継続支援事業の障害者自立支援法のサービスの提供を行った。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は約14,000人であり、利用率が80%を超えていることや施設の規模により、今後も14,000人前後になると思われる。
【管理運営コスト】 賃金単価上昇などによる人件費の増加、新事業移行のため県より補助を受け施設改修を行ったことによる管理費の増加、就労支援事業で使用する印刷機器を日本財団より助成を受け購入したことによる事業費の増加などにより、全体として管理運営コストが増加している。
【使用料】 設定なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

障害者のニーズも多様化しており、ニーズにあった対応が必要になってきている。また、施設利用希望者も増えており、事業の拡充を含め、今後も引き続きニーズにあった対応を検討していくよう指導する。

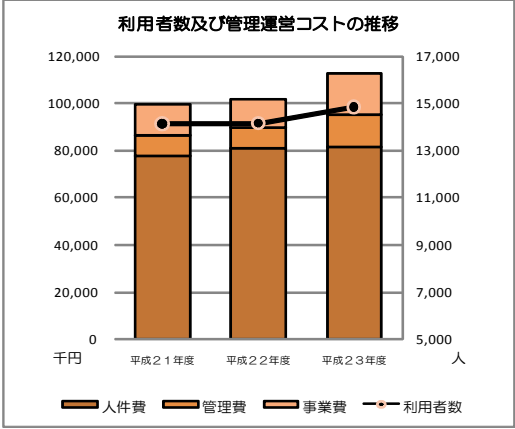
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	14,115	14,163	14,841

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	77,808,918	81,045,378	81,770,990
管理費	8,698,367	8,790,369	13,501,163
事業費	13,152,753	11,726,719	17,230,250
合計	99,660,038	101,562,466	112,502,403



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	7,061	7,171	7,581

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	9	29

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
ふれあい活動ホーム赤羽根	80.76	83.83	91.08
ふれあい活動ホームあかしあ	81.71	79.75	82.90
ふれあい活動ホーム第2あかしあ	85.60	87.05	80.59

※茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームは出席率とします。

ふれあい活動ホーム赤羽根は平成21年度より定員増

※出席率 $= \frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開所日数}}$

別表14 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの施設の概要

表1年 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの施設の概要					
施設名	ふれあい活動ホーム赤羽根			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成5年4月1日			所在地	赤羽根338-1
建物規模	敷地面積	540 ㎡		会議室等の 内容	事務室・作業室・食堂等 定員29名
	延べ床面積	1,229 ㎡			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成4年に消防署松林出張所との併設施設として建設され、平成5年4月より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し開設した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。 平成22年4月に障害者自立支援法に基づく就労移行支援・就労継続支援B型事業所に移行し、定員を23名から29名とした。				

施設名	ふれあい活動ホームあかしあ			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成元年10月1日			所在地	松浪1－10－4
建物規模	敷地面積	278 ㎡		会議室等の 内容	事務室・作業室・食堂等 定員15名
	延べ床面積	654 ㎡			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成元年に市が設立し、福祉3団体が運営する。平成5年4月に、茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。 平成22年4月に障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターに移行した。				

施設名	ふれあい活動ホーム第2あかしあ			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	昭和38年10月1日			所在地	十間坂1－4－8
建物規模	敷地面積	259 ㎡		会議室等の 内容	事務室・活動室等 定員25名
	延べ床面積	1,219 ㎡			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	昭和38年に開所した共同作業所を58年に改修し、生きがい事業団が管理運営を行い、平成2年から直営となった。平成5年から茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年より指定管理者制度に移行。 平成21年4月に障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型事業所に移行した。				

【施設番号 15-1 】

施設名	茅ヶ崎市今宿児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	今宿1225-1	設置年月日	平成13年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	157 ㎡	延べ床面積	60 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成13年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に開催する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほか、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成21年度に入所児童数が大幅に増加し施設に収容できない状況となったため、平成22年度に民間施設を借り上げ利用者の一部を移した。そのため、当該公設施設の利用者数は減ったが、今後学校児童数の変化、また社会状況の変化により、利用者数は増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】
平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストは増額となった。なお、平成20年度から21年度にかけて利用者が大幅に増加したことにより、平成22年度からは一部の利用者を民設の児童クラブに移したためコストは減小している。
【使用料】
平成23年度は平成22年度と同様の利用者数のため、育成料(使用料)も平成22年度とほぼ同様となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

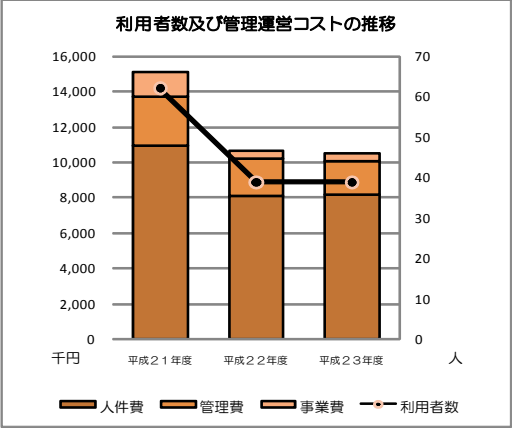
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	62	39	39

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	10,989,370	8,113,901	8,177,003
管理費	2,749,255	2,111,217	1,915,071
事業費	1,407,678	477,136	436,804
合計	15,146,303	10,702,254	10,528,878



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	7,922,800	4,441,100	4,331,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	116,508	160,542	158,902

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	5

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	57.20	61.00	66.50

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-2 】

施設名	茅ヶ崎市梅田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	茅ヶ崎1－5－46	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	468 m ²	延べ床面積	97 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※梅田文化財収蔵庫との併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成14年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的開催する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成20年度に入所児童数が大幅に増加し施設に収容できない状況となったため、平成21年度に民間施設を借り上げ利用者の一部を移した。そのため、当該公設施設の利用者数は減ったが、今後学校児童数の変化、また社会状況の変化により、利用者数は増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】
平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストは増額となった。なお、利用者の増加に伴い平成21年度に一部の利用者を民設の児童クラブに移したため減小したが、平成22年度、平成23年度は利用者が再び増加となりコストは増加している。
【使用料】
平成21年度は利用者が減小したため、育成料(使用料)も減少したが、平成22年度、平成23年度は利用者数が増加したため増額している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

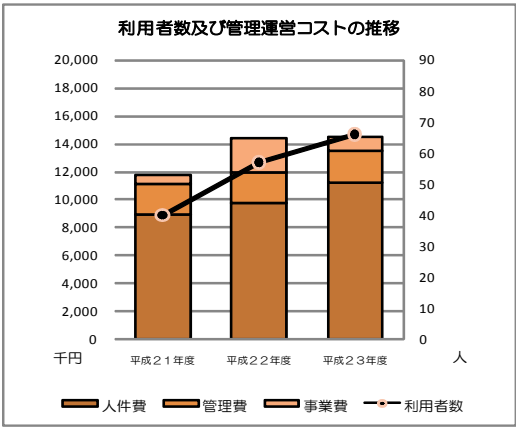
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	40	57	66

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	8,958,645	9,751,818	11,204,225
管理費	2,137,140	2,218,448	2,340,933
事業費	673,826	2,456,026	922,426
合計	11,769,611	14,426,292	14,467,584



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	4,563,500	6,809,100	7,256,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	180,153	133,635	109,266

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	8

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	55.85	56.45	56.20

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-3 】

施設名	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	白浜町3－24	設置年月日	平成15年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	160 ㎡	延べ床面積	78 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人　ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17　年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成15年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的を開催する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度と比較して平成22年度、平成23年度と年々増加している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。平成22年度は利用者数が安定していたのでコストにも大幅な変動はなかった。平成23年度は、利用者が増加したためコストも増額となった。
【使用料】 利用者数の増加に伴い、育成料（使用料）も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

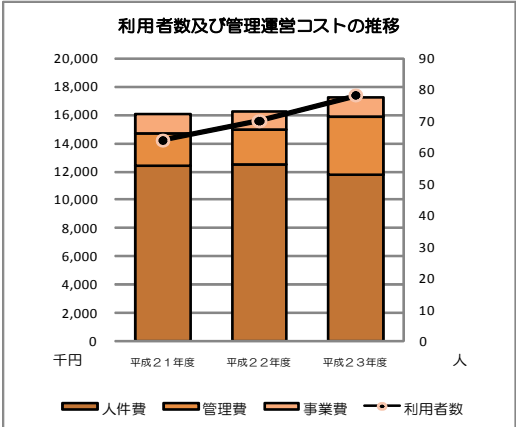
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	64	70	78

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	12,397,806	12,521,931	11,745,673
管理費	2,304,280	2,427,181	4,159,274
事業費	1,348,895	1,271,740	1,331,318
合計	16,050,981	16,220,852	17,236,265



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	6,666,400	7,588,600	7,854,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	146,634	123,318	120,283

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	11

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	57.70	59.98	60.19

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-4 】

施設名	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室 ※鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちとの複合施設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H22.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成16年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的開催する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度と比較すると、利用者数は減少している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。なお、平成23年度は利用者の減少に伴い人件費が減少している。
【使用料】 平成21年度と比較して、平成22年度の育成料（使用料）は減少したが、平成23年度は増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

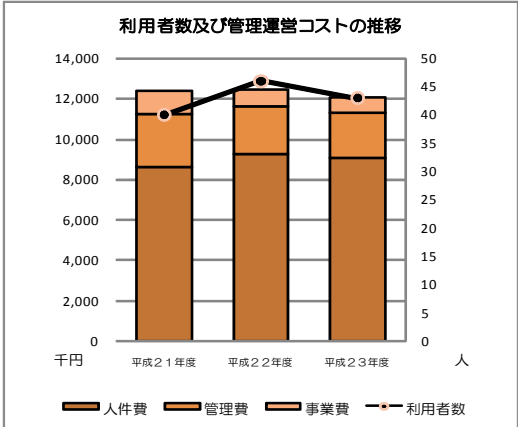
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	40	46	43

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	8,636,531	9,250,203	9,108,796
管理費	2,623,535	2,402,142	2,180,742
事業費	1,131,827	813,668	795,702
合計	12,391,893	12,466,013	12,085,240



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	4,102,000	3,809,950	4,653,300

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	207,247	188,175	172,836

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	8

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	66.60	63.20	66.10

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-5 】

施設名	茅ヶ崎市小出児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	堤1967	設置年月日	平成18年1月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	96 m ²	延べ床面積	83 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H22.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成18年1月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に関係する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 小学校区の児童が減少しているが、平成23年度の利用者数は増加している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。平成22年度は前年度と比較して事業費が抑制されたため全体的なコストは減少している。平成23年度は、利用者の増加に伴い、コストも増加した。
【使用料】 平成22年度は、利用者数に応じて、育成料（使用料）も減小したが、平成23年度は利用者の増加に伴い、育成料も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

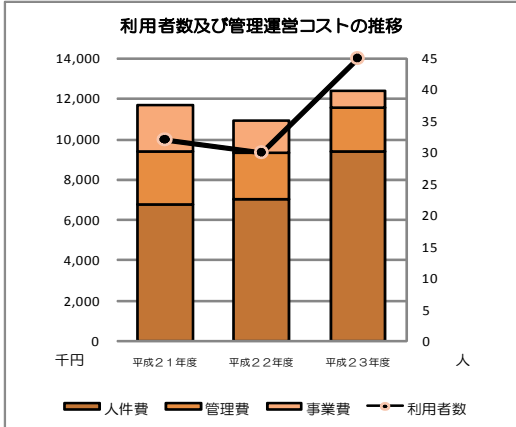
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	32	30	45

*利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	6,762,851	7,023,684	9,386,784
管理費	2,638,334	2,298,006	2,187,060
事業費	2,306,361	1,577,209	778,710
合計	11,707,546	10,898,899	12,352,554



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	3,909,600	3,487,200	5,494,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	243,686	247,057	152,399

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	61.30	59.67	62.12

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-6 】

施設名	茅ヶ崎市小和田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	小和田3ー2ー43	設置年月日	平成18年7月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	480 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成18年7月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に行う保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は平成21年度まで増加傾向であったが、平成22年度からは減少している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。平成22年度、平成23年度は、児童数の減少と、事業費の抑制により全体的なコストが減少している。
【使用料】 利用者数に応じて、育成料(使用料)も減少している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

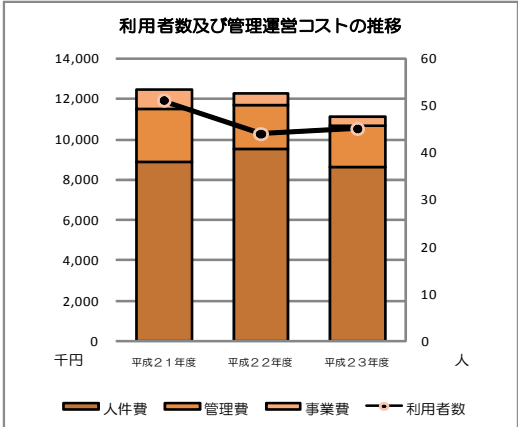
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	51	44	45

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	8,913,955	9,505,214	8,643,667
管理費	2,565,086	2,206,970	2,008,855
事業費	1,018,285	573,281	467,096
合計	12,497,326	12,285,465	11,119,618



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	5,997,400	5,224,100	5,551,800

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	127,450	160,486	123,729

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	61.00	53.27	56.34

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-7 】

施設名	茅ヶ崎市松浪児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町2－13	設置年月日	平成18年10月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	393 ㎡	延べ床面積	60 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市緑が浜児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H22.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に緑が浜児童クラブから分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に行う保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成20年度に入所児童数が大幅に増加し施設に収容できない状況となったため、平成21年度に民間施設を借り上げ利用者の一部を移した。そのため、当該公設施設の利用者数は減少している。
【管理運営コスト】
平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。平成22年度、平成23年度は、児童数の減少と、事業費の抑制により全体的なコストは減小している。
【使用料】
利用者数に応じて、育成料(使用料)も減小している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

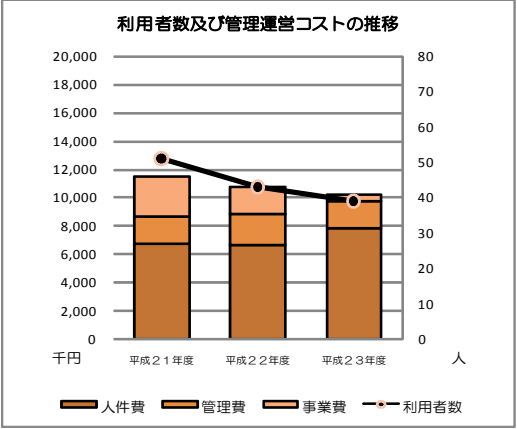
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	51	43	39

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	6,761,360	6,721,465	7,898,610
管理費	1,902,029	2,125,113	1,853,763
事業費	2,794,011	1,938,885	506,597
合計	11,457,400	10,785,463	10,258,970



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	5,727,600	4,957,700	4,210,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	112,349	135,529	155,102

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	5

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	57.35	52.64	53.92

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-8 】

施設名	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町2－13	設置年月日	平成18年10月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	393 m ²	延べ床面積	60 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市松浪児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H22.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に松浪児童クラブと分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に行う保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は減少傾向であったが、平成22年度は増加した。平成23年度は、汐見台児童クラブが開設したことに伴い、利用者が減少している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。なお、平成22年度は利用者の増加により、コストは増額したが、平成23年度は利用者の減少に伴い、減少している。
【使用料】 利用者数に応じて、平成22年度の育成料（使用料）は増加し、平成23年度の育成料は減少した。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

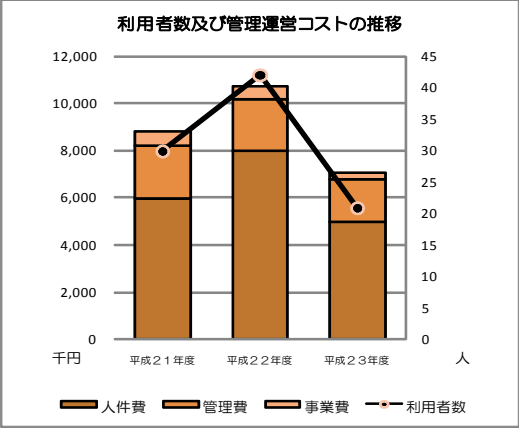
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	30	42	21

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	5,983,919	8,018,810	4,997,593
管理費	2,246,153	2,161,929	1,791,237
事業費	617,128	547,856	303,947
合計	8,847,200	10,728,595	7,092,777



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	2,828,800	4,574,000	2,637,100

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	200,613	146,538	212,175

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	1	5

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	48.10	43.82	52.50

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-9 】

施設名	茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	共恵１－１０－７０	設置年月日	平成19年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	349 ㎡	延べ床面積	99 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人　ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成１９　年度	指定管理期間	H23.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成１９年4月１日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的開催する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度と比較して、平成22年度の利用者数は減少し、平成23年度の利用者数は増加している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。平成22年度は利用者の減少と、事業費の抑制により全体的なコストは減小したが、平成23年度は利用者の増加に伴い、増加している。
【使用料】 利用者数に応じて、平成22年度の育成料（使用料）は減小し、平成23年度の育成料は増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

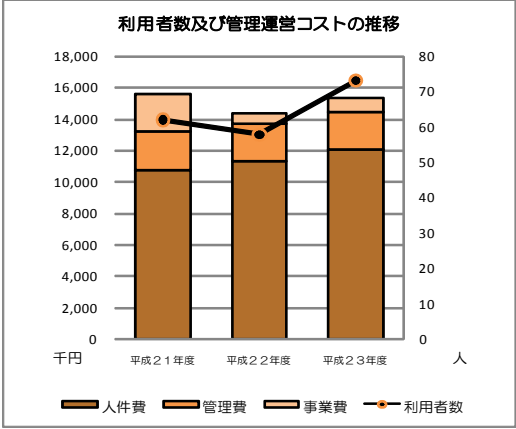
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	62	58	73

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	10,747,231	11,363,431	12,051,612
管理費	2,459,228	2,351,543	2,417,666
事業費	2,421,054	640,671	932,217
合計	15,627,513	14,355,645	15,401,495



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	7,498,900	6,696,300	9,013,800

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	131,107	132,058	87,503

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	10

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	58.00	61.84	58.16

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-10】

施設名	茅ヶ崎市東海岸児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	東海岸南4－10－40	設置年月日	平成19年7月21日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	264 ㎡	延べ床面積	99 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成19 年度	指定管理期間	H23.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成19年7月21日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に関係する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほか、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度と比較して、平成22年度の利用者数は減少し、平成23年度の利用者数は増加している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。平成22年度は利用者の増加と、人件費の増加により全体的なコストは増加したが、平成23年度は利用者の減少に伴い、管理運営コストは減少している。
【使用料】 平成21年度と比べて平成22年度及び平成23年度の育成料（使用料）は減小している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	59	62	59

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	8,273,147	10,197,592	9,551,744
管理費	2,476,084	2,382,256	2,078,331
事業費	2,215,237	783,250	816,009
合計	12,964,468	13,363,098	12,446,084

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	6,419,500	6,279,000	6,167,800

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	110,932	114,260	106,412

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	8

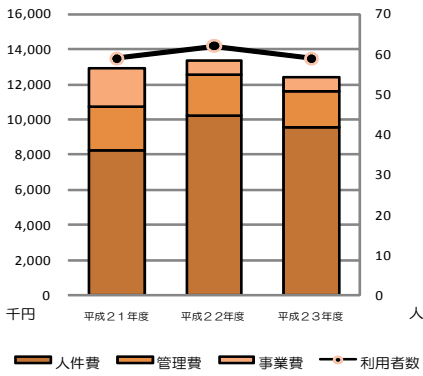
●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	43.30	48.84	49.91

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

利用者数及び管理運営コストの推移



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 15-11】

施設名	茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	浜之郷603	設置年月日	平成20年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	255 m ²	延べ床面積	103 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成20年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成20年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に関係する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
小学校区の児童数が増加しているため、利用者数は増加傾向であり、今後も小学校の児童数の変化に応じて、増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】
平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。なお、平成22年度、平成23年度も利用者の増加によりコストも増加している。
【使用料】
利用者数に応じて、育成料（使用料）も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

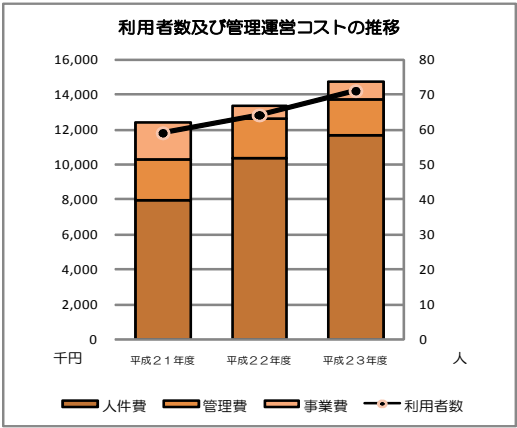
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	59	64	71

*利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	7,967,730	10,351,007	11,665,709
管理費	2,337,465	2,315,436	2,103,321
事業費	2,091,968	674,284	1,002,478
合計	12,397,163	13,340,727	14,771,508



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	5,897,500	6,493,400	7,111,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	110,164	106,989	107,886

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	11

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	50.70	55.10	54.80

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-12】

施設名	茅ヶ崎市香川児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	香川6-9-46	設置年月日	平成20年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	1,240 m ²	延べ床面積	148 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成20年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成20年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的開催する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 小学校区の児童が増加しているため利用者数は増加傾向であり、今後も同様に増加していくと考えられたため、平成22年度より第2クラブを開設した。これに伴い、平成23年度の利用者数は減少している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。なお、平成22年度は人件費を抑制したためコストは減少し、平成23年度は、利用者数が減少したためコストも減少している。
【使用料】 利用者数に応じて、平成22年度は、育成料（使用料）も増加し、平成23年度は、減少している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

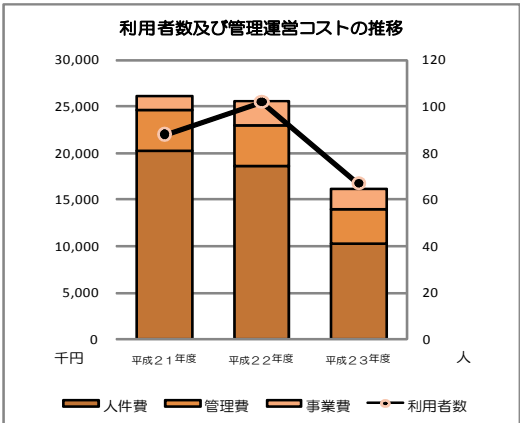
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	88	102	67

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	20,247,906	18,565,891	10,321,240
管理費	4,462,774	4,440,202	3,632,494
事業費	1,505,073	2,658,633	2,174,152
合計	26,215,753	25,664,726	16,127,886



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	10,056,700	10,719,100	6,847,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	183,626	146,526	138,510

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	16

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	59.70	56.07	58.49

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-13】

施設名	茅ヶ崎市柳島児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	柳島2-6-54	設置年月日	平成21年9月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	549 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成21 年度	指定管理期間	H21.9.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成21年9月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に関係する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度と比較して平成22年度は増加し、平成23年度は減少している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。なお、平成22年度は事業費を抑制したため、前年度よりコストが減少し、平成23年度は、利用者の減少に伴い、コストも減少している。
【使用料】 利用者数に応じて、育成料（使用料）は変動している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	43	45	38

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	8,512,240	10,113,181	8,836,698
管理費	4,358,253	2,298,170	2,133,502
事業費	984,159	857,214	381,211
合計	13,854,652	13,268,565	11,351,411

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	2,327,600	4,860,900	4,013,100

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	268,071	186,837	193,113

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	5

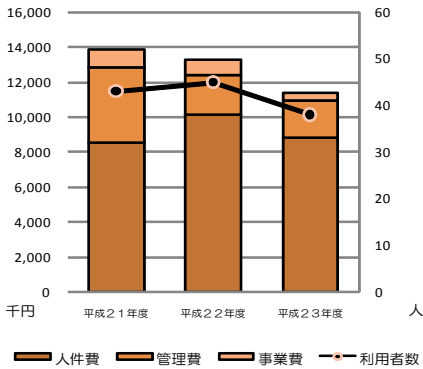
●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	56.80	58.88	59.20

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

利用者数及び管理運営コストの推移



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 15-14】

施設名	茅ヶ崎市円蔵児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	茅ヶ崎551-9	設置年月日	平成21年9月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	281 ㎡	延べ床面積	98 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成21年度	指定管理期間	H21.9.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成21年9月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的で開催する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度から指定管理施設として整備が整い広い施設へ移転したため利用者は増加したが、平成23年度は減少している。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。平成22年度、平成23年度は利用者数に応じてコストも増減している。
【使用料】 利用者数に応じて、育成料（使用料）も増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

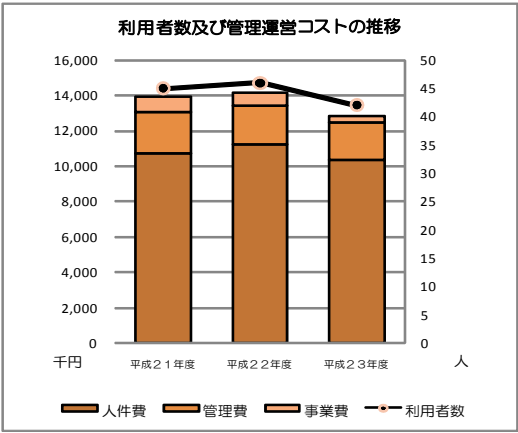
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	45	46	42

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	10,765,874	11,259,680	10,360,604
管理費	2,283,268	2,153,551	2,096,427
事業費	935,841	757,665	436,212
合計	13,984,983	14,170,896	12,893,243



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	4,737,500	5,163,400	4,719,800

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	205,500	195,815	194,606

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	9

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (民設・指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	56.80	57.04	60.20

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-15】

施設名	茅ヶ崎市西浜児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	南湖6－15－13	設置年月日	平成22年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	1,300 ㎡	延べ床面積	112 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成22 年度	指定管理期間	H22.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成22年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に関係する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度から指定管理施設として整備が整い、利用者数が増加した。
【管理運営コスト】 平成21年度より良質な保育を行うため管理運営コストが増額となった。平成22年度、平成23年度は事業費を抑制したため、利用者は増加しているが、コストは減少している。
【使用料】 利用者数に応じて、育成料（使用料）も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

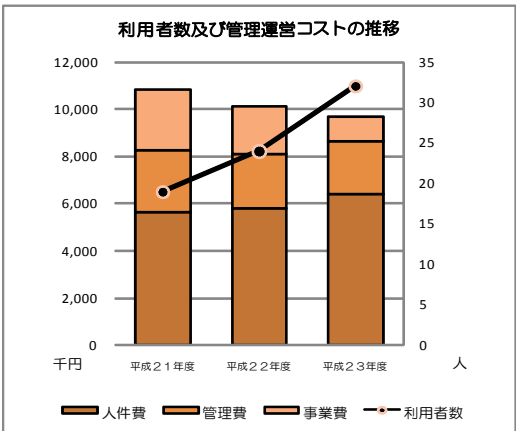
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	19	24	32

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	5,662,173	5,803,715	6,437,096
管理費	2,610,661	2,280,469	2,235,633
事業費	2,594,732	2,062,883	1,029,895
合計	10,867,566	10,147,067	9,702,624



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	2,017,800	2,652,100	4,295,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	465,777	312,290	168,966

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	1	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	58.85	54.49	54.47

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-16】

施設名	茅ヶ崎市梅田第2児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	茅ヶ崎1－5－32	設置年月日	平成22年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	204 ㎡	延べ床面積	104 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成22 年度	指定管理期間	H22.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成22年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に行う保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 小学校区児童数及び児童クラブ入所希望者の増加により、平成21年度に公設施設より一部児童が移った。平成23年度は、利用者数が減少している。
【管理運営コスト】 平成22年度施設の借上げ料がなくなったことによりコストが減少し、平成23年度は利用者数の減少によりコストも減少した。
【使用料】 平成21年度と比較して、育成料(使用料)は減少している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

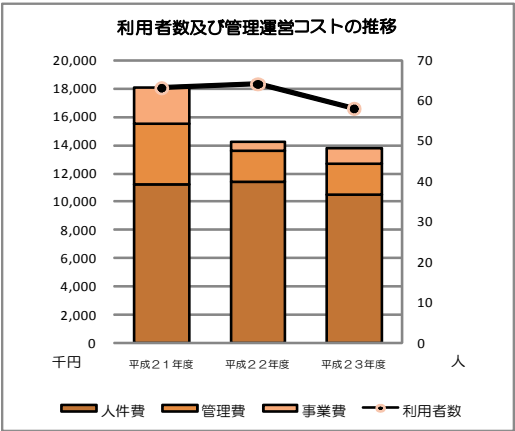
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	63	64	58

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	11,215,772	11,379,732	10,480,647
管理費	4,290,844	2,188,786	2,202,257
事業費	2,574,882	698,209	1,094,561
合計	18,081,498	14,266,727	13,777,465



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	7,583,900	7,219,600	6,626,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	166,629	110,111	123,286

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	1	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (民設)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	55.46	57.90	54.47

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-17】

施設名	茅ヶ崎市室田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	松林3－5－33	設置年月日	平成22年11月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	348 ㎡	延べ床面積	103 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成22 年度	指定管理期間	H22.11.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成22年11月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に関係する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度に指定管理施設となってから、利用者数が増加した。
【管理運営コスト】 平成22年度指導員の増員により人件費が増加し、平成23年度は施設借り上げ料がなくなったことにより管理費が減少した。
【使用料】 利用者数に応じて、育成料(使用料)も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

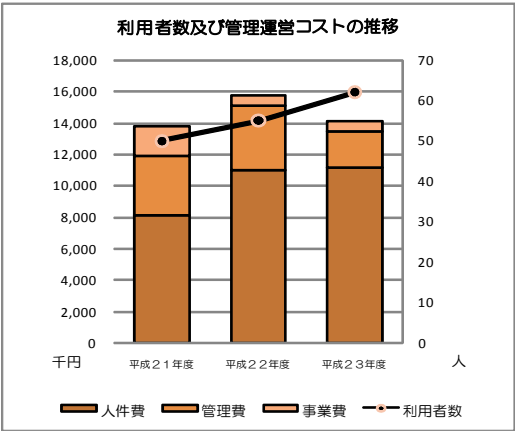
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	50	55	62

※利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	8,139,863	10,979,787	11,189,659
管理費	3,760,755	4,147,640	2,297,143
事業費	1,924,078	612,808	683,109
合計	13,824,696	15,740,235	14,169,911



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	4,696,300	6,376,000	6,848,300

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	182,568	170,259	118,091

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	54.45	59.76	61.17

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-18】

施設名	茅ヶ崎市松林児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	松林2－16－32	設置年月日	平成22年11月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	463 ㎡	延べ床面積	115 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成22 年度	指定管理期間	H22.11.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成22年11月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的を開催する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度から指定管理施設として整備が整い、利用者数が増加した。
【管理運営コスト】 平成22年度、平成23年度は、利用者数の増加に伴う、指導員の増員により人件費が増加し、施設借り上げ料がなくなったこと及び移転が完了したことにより管理費、事業費ともに減少した。
【使用料】 利用者数に応じて、育成料（使用料）も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

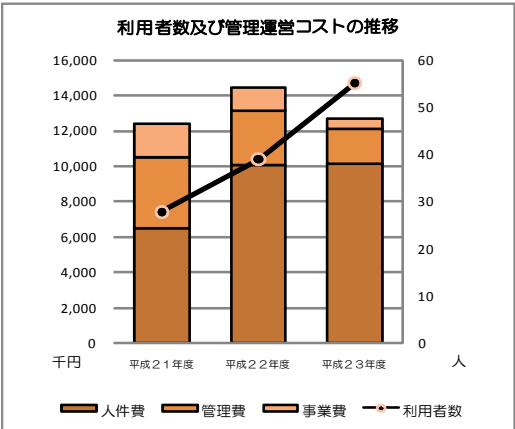
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	28	39	55

*利用者数は4月1日在籍児童数

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	6,535,888	10,084,414	10,153,169
管理費	3,950,339	3,055,349	1,994,279
事業費	1,964,543	1,329,264	548,809
合計	12,450,770	14,469,027	12,696,257



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	3,140,900	3,941,100	4,678,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	332,495	269,947	145,770

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (民設)	平成22年度 (民設・指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	57.50	60.98	54.70

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 15-19】

施設名	茅ヶ崎市汐見台児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	汐見台3ー11	設置年月日	平成23年4月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	250 ㎡	延べ床面積	103 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成22 年度	指定管理期間	H23.3.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成23年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に関係する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度の利用者数は、16人であった。
【管理運営コスト】 平成23年度の運営コストは、7,452,551円であった。
【使用料】 平成23年度の利用料金収入は、2,257,700円であった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

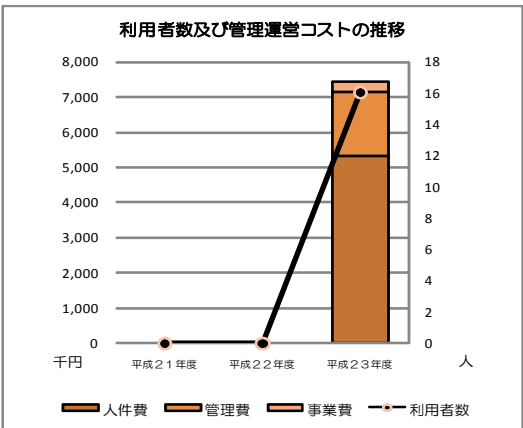
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	—	—	16

* 利用者数は4月1日在籍児童数
* 平成23年度から入所利用開始

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (指定管理者)
人件費	—	—	5,345,871
管理費	—	—	1,821,247
事業費	—	—	285,433
合計	—	—	7,452,551



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	—	2,257,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (指定管理者)
コスト	—	—	324,678

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	1	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (指定管理者)
保育スペース	—	—	59.45

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 15-20】

施設名	茅ヶ崎市香川第2児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	香川1－30－51	設置年月日	平成23年11月1日	
休館日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	206 ㎡	延べ床面積	98 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ・和室		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成23 年度	指定管理期間	H23.11.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成23年11月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

児童福祉法による放課後児童健全育成事業を、国の放課後児童クラブガイドラインに沿って実施している。市とは定期的あるいは随時連絡調整を行い、相互理解、諸問題についての解決を図っており、適正な管理運営がされている。民設を含めた市内24施設の児童クラブ指導員は、定期的に一堂に会して打ち合わせを行っており、意思疎通や理解を深め市内均一化した保育の質を保っている。また、各種研修に積極的に参加しており、保育の質の向上に努めている。

2 サービス提供の状況

児童クラブのサービス提供について、保護者からの要望・苦情等に関しては、定期的に関係する保護者会等で意見を聴取し、また、地域での円滑な運営を図るために設置された地域運営委員会において情報収集しながら、児童クラブの運営に反映させている。通常業務である児童の放課後における保育のほかに、延長保育、夏休み等の長期休暇中の保育、小学校ふれあいプラザの利用、食育としてのおやつ作り、また、自主事業として、田植えや稲刈り、ドッジボール大会などを行い、保育に欠ける児童に安心・安全な生活の場の提供をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度の利用者数は、46人であった。
【管理運営コスト】 平成23年度の運営コストは、14,560,247円であった。
【使用料】 平成23年度の利用料金収入は、5,335,500円であった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の入所希望増に対応した入所要件の、より適正な審査、指導員の適正な配置に留意する。また、保育の質の向上を図るため、指導員の研修体制の推進を図る。さらに、指定管理者のモニタリングを行い、良質な保育環境を提供し、その他業務改善については市及び指定管理者の、より綿密な協議体制を整えていく。

資料

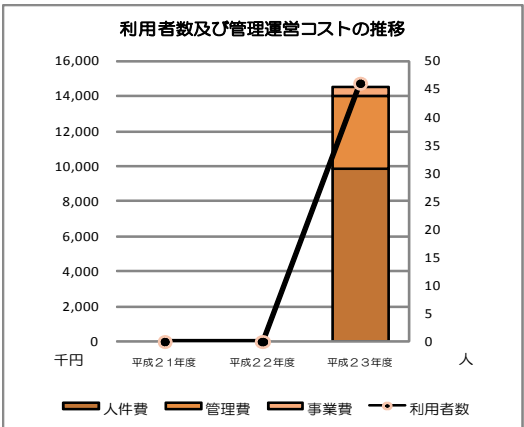
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (民設・指定管理者)
利用者数	—	—	46

* 利用者数は4月1日在籍児童数
* 平成23年度から入所利用開始

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (民設・指定管理者)
人件費	—	—	9,884,929
管理費	—	—	4,144,175
事業費	—	—	531,143
合計	—	—	14,560,247



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (民設・指定管理者)
使用料	—	—	5,335,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (民設・指定管理者)
コスト	—	—	200,538

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	2	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (民設・指定管理者)
保育スペース	—	—	68.99

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 =
$$\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 16 】

施設名	茅ヶ崎市福祉会館		施設所管課	保健福祉課
施設の設置目的	市民の福祉の増進及び福祉活動の育成発展を図るため			
所在地	中海岸2-2-42	設置年月日	昭和45年5月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時(7月から9月までにあつては、午前8時30分)から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	3,933 m ²	延べ床面積	1,852 m ²
	会議室等の内容	有料施設：ホール、大広間、集会室1から7 無料施設：娯楽室、ヘルストロン		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H24.4.1～H27.3.31	
施設の沿革	昭和45年5月開設。平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設設置の目的である「市民の福祉の増進」「福祉活動の育成発展」を実現するため、また、施設利用者の多くが高齢者であることから、誰もが安心して使いやすいと感じる施設の提供に努めている。
また、会館業務に必要な基本的知識を身につけるため、福祉会館条例や危機管理マニュアル・接遇マニュアル等により、職場内研修(10回)を実施した。
年2回のモニタリング調査等を通じ、指定管理者との意思の疎通・相互理解を図っており、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度により、施設の使用の承認、変更、取り消し、利用料金の減免等の処理をその場で指定管理者が行うため、処理の迅速化による利用者の利便性が図られた。
また、指定管理者によって、季節に合わせた開館時間の変更、苦情や要望に対する迅速な対応等が行われ、利用者の側に立った柔軟なサービスの提供が行われた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は利用者数76,855人で前年に比べ、263人、0.34%の減になった。主な要因は囲碁将棋等の個人利用者の減と6月からの風呂の使用中止によるものである。しかし、団体利用は2,753件で前年度に対し157件、6.05%の増になった。これはカラオケ設備のある大広間の利用や夜間利用の伸びが主な要因となっている。
【管理運営コスト】 管理運営コストは、平成23年度は前年に比べ、939,536円減額になった。主な要因は租税公課(法人税)の減少と節電等による光熱水費の減少によるものである。
【使用料】 平成22年度と比較し、195,512円の増になった。個人利用者は減少したが、団体利用者が増加したためである。カラオケ設備のある大広間の利用や夜間利用の伸びが主な要因となっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者に気持ちよく利用いただくために、会館内外の清掃・整理に努めるとともに、利用者への挨拶の励行、声かけ運動を積極的に行っていく。
また、施設の老朽化が進行するなか、様々なバリアがあることから、高齢者や障害者に配慮した対応に努める。

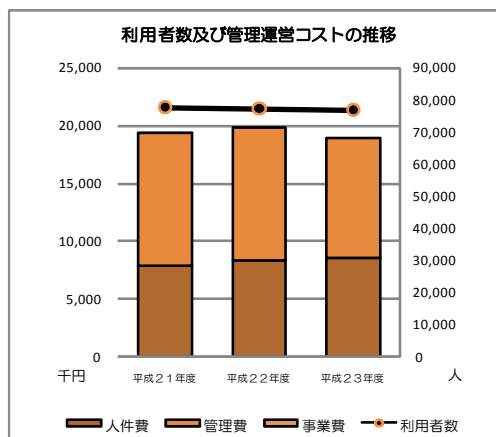
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	77,762	77,118	76,855

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	7,906,867	8,334,082	8,525,877
管理費	11,498,226	11,518,095	10,386,764
事業費	—	—	—
合計	19,405,093	19,852,177	18,912,641



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	1,057,656	1,168,226	1,363,738

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	236	242	228

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	1	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
ホール	63.74	62.85	68.19
大広間	33.01	46.84	47.99
集会室1	46.80	45.32	50.60
集会室2	24.65	29.52	26.49
集会室3	34.09	38.34	38.22
集会室4	26.28	28.00	31.60
集会室5	36.16	39.54	39.85
集会室6	31.38	39.65	39.20
集会室7	53.20	38.56	41.59
娯楽室※	100.00	100.00	100.00
ヘルストロン※	100.00	100.00	100.00

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

※※ 娯楽室、ヘルストロン利用者については、無料で利用できる施設であるため19～20年度は利用者をカウントしていなかったが、平成21年度より利用者としてカウントする。

【施設番号 17-1 】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	堤1928-1	設置年月日	昭和54年3月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,356 m ²	延べ床面積	330 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、多目的室、訓練室（ヘルストロン）		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会（平成18・19年度は財団法人茅ヶ崎市都市施設公社）			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H24.4.1～H29.3.31	
施設の沿革	昭和54年開設。平成18年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図ることを目的とする。地域における高齢者相互のふれあいと交流を深め生きがいと健康づくりを支援するため、施設の管理運営に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。市の条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

指定管理者が小出地区コミュニティセンターを管理していることから、施設間の連携により従業者に対し指定管理者内で研修を実施し、接遇の向上に努めている。また、維持管理については、指定管理者が指定管理委託料の範囲内で修繕や改修を行い施設維持と美観の向上に努めている。
平成23年度は、自主事業として夏と春に囲碁・将棋教室を開催し、高齢者と子どもの世代間交流を図った。この他、夏には小出地区コミュニティセンターのコミセンまつりに協賛し、正月には利用者と新春交流会を開催するなど、地域交流および利用者との交流も積極的に進めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は14,908人で例年と比べ増加した。また、前年度と比較して、大広間・和室ともに稼働率が上がっている。 （参考） ヘルストロン利用者 7,351人（平成23年度）
【運営コスト】 人件費、管理費ともにほぼ横ばいとなっている。指定管理委託料等の収入の範囲内において適正に管理運営が出来ている。東日本大震災の影響による電力危機に適切に対応し、高齢者の健康に配慮しつつも館内をあげて節電に努めた。
【使用料】 高齢者（60歳以上）および老人福祉団体（市長が認めるもの）については無料としている。平成23年度の利用料金収入については、平成22年度の使用料収入と比較すると若干減額となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

【指定管理業務について】 指定管理者との定期的なモニタリングを定着化し、業務の問題点と改善策について情報交換を行う。平成24年度は、市民への情報提供を強化し、利用者の増加に努めるよう指導する。
【サービス提供について】 利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望の把握に努めるよう指導する。
【利用者数について】 施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者（65歳以上の方）の活動場所等に配布するなどして広報活動に力を注ぐよう指導する。

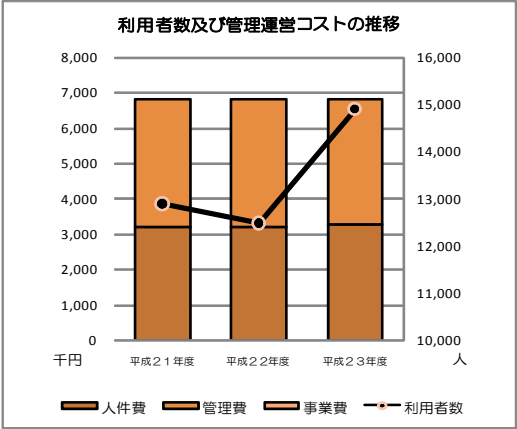
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	12,895	12,482	14,908

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	3,214,922	3,221,321	3,294,199
管理費	3,598,723	3,589,326	3,529,203
事業費	—	—	—
合計	6,813,645	6,810,647	6,823,402



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	33,300	23,900	20,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	526	544	456

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	3

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
大広間	76.47	77.59	80.61
和室	34.20	34.21	36.06

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 17-2】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家(浜須賀会館)		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	松が丘2－8－63	設置年月日	昭和59年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 ㎡	延べ床面積	271 ㎡
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室 ※地域集会施設(浜須賀会館)との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	昭和59年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るための施設として完成し、1階に老人憩の家、調理室(昭和63年度増築、地域集会施設)、2階に地域集会施設が併設されている。
地域における高齢者相互のふれあいと交流を深め、生きがいと健康づくりを支援するため、施設の管理運営に努めている。市の条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互理解、意思疎通を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

年間を通して会館窓口を中心として利用者からの意見を収集するとともに、定期的に役員会、運営委員会で検証して利用者の利便性向上に努め、運営に反映させている。
浜須賀会館祭りの開催や浜須賀会館だよりの発行など、地域に開かれた施設として様々な自主事業に努めている。さらに、地域集会施設の事業として地区社会福祉協議会と共催で「救急救命講習会」や茅ヶ崎市立病院と共催の「講演会」を指定管理者が実施することによって、老人憩の家の利用者にも情報提供がなされ社会参加の機会が広がる効果がある。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成23年度は16,307人(大広間、和室、会議室)で前年に比べて1,355人の増加であった。また、一般開放しているラウンジの利用者は、平成23年度は3,197人(前年3,987人)であることから減少した。

【管理運営コスト】
平成23年度は、前年度と比べて若干の増加となっている。東日本大震災の影響による電力危機に適切に対応し、高齢者の健康に配慮しつつも館内をあげて節電に努めた。

【使用料】
高齢者(60歳以上)および老人福祉団体(市長が認めるもの)については無料としている。平成23年度の利用料金収入は55,500円であり、前年と比較すると9,600円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

【指定管理業務について】
指定管理者との定期的なモニタリングを定着化し、業務の改善点等について情報交換を行う。特に稼働率の向上に向けて市と指定管理者の共同で分析を行い今年度の稼働率の向上に反映させ、また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応するよう指導する。

【サービス提供について】
利用者との意見交換会を年2回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望の把握に努めるよう指導する。

【利用者数について】
施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会館の会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の方)の活動場所等に配布するなどして広報活動に力を注ぐよう指導する。

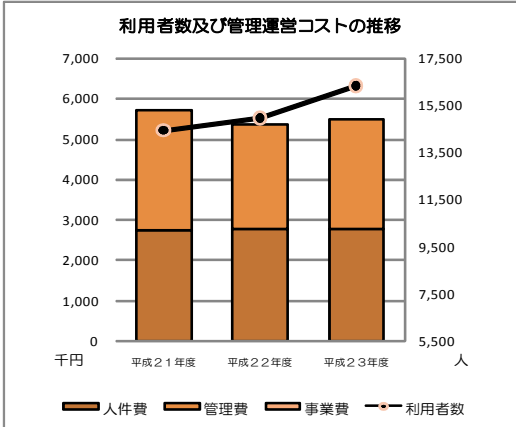
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	14,434	14,952	16,307

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	2,738,668	2,780,113	2,780,310
管理費	2,975,890	2,572,187	2,717,771
事業費	—	—	—
合計	5,714,558	5,352,300	5,498,081



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	69,950	45,900	55,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	391	355	334

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
大広間	36.60	31.48	37.47
和室	40.09	39.43	38.78
会議室	19.93	24.72	22.66

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 17-3 】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	萩園1215-4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,199 m ²	延べ床面積	907 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室、娯楽スペース ※萩園ケアセンター及び萩園市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成13年開設。平成18年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、施設の利用者と懇談会を年3回ほど実施し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

走内公園に隣接していることから青少年の来館も多く、老人憩の家管理業務以外の面での対応が求められることも多いが、公園緑地課や地域（学校・住民等）と連携しながら対応できている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。指定管理者の提案により、図書コーナーの設置や利用者懇談会の開催などにより施設利用の利便性の向上に努めている。また、ラウンジ等の余剰スペースを活用し演奏会などのイベントを開催するなど地域に根ざした運営を実施している。

（事業実績）
土曜ミュージックサロン 6回開催（平均参加人数70人）、絵本読み聞かせ会 毎月第4木曜日（平均参加人数20人）、みんなで食べよう会 6回開催（平均参加人数40人）、土曜勉強会 毎週土曜日（ふれあいルームを提供平均参加人数8人）

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成23年度の利用者は約14,610人で、平成22年度より506人減っているが、利用団体数は25団体増えている。鶴嶺西コミュニティセンターが開設し、利用団体及び利用人数の減少が考えられてたが、今のところ影響は無い。

【管理運営コスト】
平成23年度は、前年度と比べてほぼ横ばいとなっている。東日本大震災の影響による電力危機に適切に対応し、高齢者の健康に配慮しつつも館内をあげて節電に努めた。

【使用料】
高齢者（60歳以上）および老人福祉団体（市長が認めるもの）については無料としている。平成23年度の利用料金収入については、平成22年度の使用料収入と比較すると9,100円の減額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

【指定管理業務について】
指定管理者との定期的なモニタリングを定着化し、業務の改善点等について情報交換を行う。また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応するよう指導する。

【サービス提供について】
利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望の把握に努めるよう指導する。ラウンジ等の余剰スペースを活用したイベントについて、利用者（65歳以上の方）を対象にするイベントも企画するよう指導する。

【利用者数について】
施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者（65歳以上の方）の活動場所等に配布するなどして広報活動に力を注ぐよう指導する。

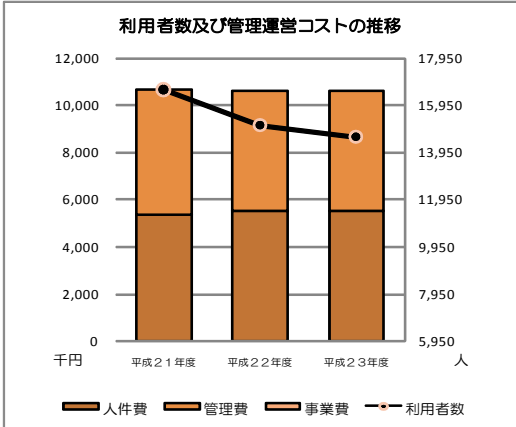
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	16,597	15,116	14,610

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	5,365,235	5,520,932	5,520,932
管理費	5,279,225	5,100,038	5,100,038
事業費	—	—	—
合計	10,644,460	10,620,970	10,620,970



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	52,080	56,300	47,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	638	699	724

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	1	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
大広間	79.63	72.65	79.69
和室	24.95	23.09	24.42
会議室	36.17	36.49	29.31

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 17-4 】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（しおさい南湖）		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	南湖6－15－13	設置年月日	平成22年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,300 ㎡	延べ床面積	459 ㎡
	会議室等の内容	大広間A、大広間B、大広間C、畳スペース		
指定管理者	南湖会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成21年度	指定管理期間	H22.2.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成22年開設。平成21年度より指定管理者制度を導入。（平成21年度は使用の承認に係る手続きのみ履行）			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図ることを目的としており、地域における高齢者相互のふれあいと交流を深め生きがいと健康づくりを支援するため、施設の管理運営に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れ、利用者の満足度を高めるようにしている。条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

年間を通して利用者からの意見・要望・苦情を窓口から収集し、利用者ニーズの把握に努めるとともに定期的に管理運営委員会と事務局で検証し、利用者の利便性向上に努め、運営に反映させた。施設の貸館業務（大広間）については、利用者が平等に利用出来るよう、利用案内を作成し、窓口でわかりやすく受付を行っている。
予約をすることなく利用出来る和室やエントランスについても利用人数が年間で2千人以上であり、地域住民との交流も形成されている。事業については、新たに「しおさいサロン」を5回開催した他、7月～8月に老人会、子ども会と共催の「ふれあい紙芝居」、9月には地区社協の「南湖敬老のつどい」を行った。
広報についても会報を発行し、利用者に対して情報提供に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度の利用者数は、15,321人で、前年に比べて2,180人増加した。
【運営コスト】 平成23年度の運営コストは9,744,988円で、前年と比べてほぼ横ばいであった。東日本大震災の影響による電力危機に適切に対応し、高齢者の健康に配慮しつつも館内をあげて節電に努めた。
【使用料】 高齢者（60歳以上）および老人福祉団体（市長が認めるもの）については無料としている。平成23年度の利用料金収入については、27,900円であった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

【指定管理業務について】
指定管理者との定期的なモニタリングを定着化し、業務の改善点等について情報交換を行う。
今後も市民への情報提供を強化し、利用者の増加に努めるよう指導する。
【サービス提供について】
利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望の把握に努めるよう指導する。
【利用者数について】
施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者（65歳以上の方）の活動場所等に配布するなどして広報活動に力を注ぐよう指導する。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	—	13,141	15,321

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	—	4,162,820	4,282,692
管理費	—	5,582,751	5,492,296
事業費	—	—	—
合計	—	9,745,571	9,774,988

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	—	19,000	27,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	—	740	636

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	4

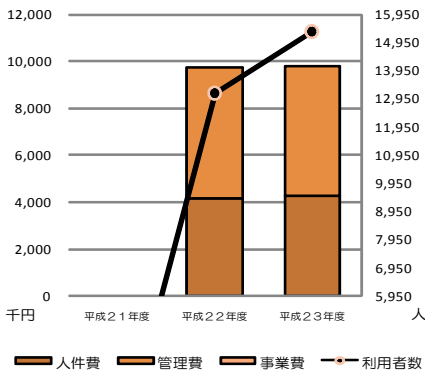
●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
大広間	—	43.68	65.70
和室	—	20.26	39.73
会議室	—	33.00	61.80

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

利用者数及び管理運営コストの推移



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 18】

施設名	茅ヶ崎市老人福祉センター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	新栄町13-44		設置年月日	昭和58年1月1日
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	— m ²	延べ床面積	590 m ²
	会議室等の内容	大広間、第1和室、第2和室、第1会議室、第2会議室、第3会議室		
指定管理者	企業組合労協センター事業団			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	昭和57年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。平成21年度から指定管理者が変更となった。年度当初は、受付業務の処理時間に時間を要したが、現在は、前年度より短縮して行えている。また、利用者アンケートを実施するなどニーズの把握と交流を積極的に行っている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務(和室・大広間・会議室)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、予約受付票を事前に事務局に提出することを可能とし、月初めの予約調整が効率化した。平成21年度より、会報(老人福祉センターだより)を発刊し、利用者に対して情報提供に努めている。自主事業として、11月に秋のふれあい祭りを開催し、利用者の活動を発表する場をつくり、サークル間の交流が深まり、次回開催の声をいただくなど評価を得ている。3月には映画上映会を開催し、単独に参加できる機会を作っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度の利用者が79、445人であったのに対し、平成23年度の利用者は82、057人と増加している。
【運営コスト】 平成23年度は、指定管理期間3年目の年となり運営状況が安定してきたこと、一層の経費節減に取り組んだことなどからコストは減額となった。東日本大震災の影響による電力危機に適切に対応し、高齢者の健康に配慮しつつも館内をあげて節電に努めた。
【使用料】 平成23年度は、利用料金減免対象となる利用者へのみの利用であったため、利用料金収入は0円となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

【指定管理業務について】
指定管理者との定期的なモニタリングを定着化し、業務の問題点と改善策について情報交換を行う。また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応するよう指導する。

【サービス提供について】
利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望の把握に努めるよう指導する。次年度は実施したアンケートの結果を利用者に報告すると同時に日々の業務の改善に活用するよう指導する。

【利用者数について】
施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の方)の活動場所等に配布するなどして広報活動に力を注ぐよう指導する。

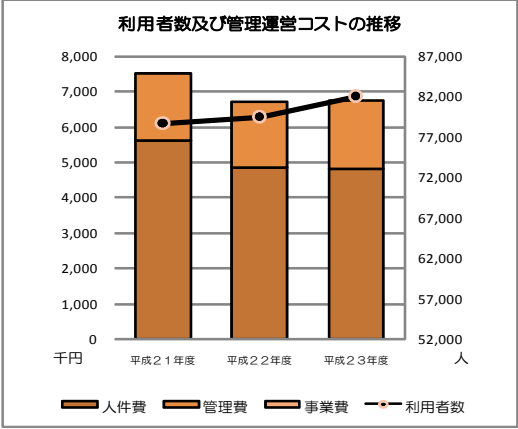
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	78,668	79,445	82,057

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	5,621,488	4,841,906	4,825,178
管理費	1,880,837	1,888,109	1,925,891
事業費	—	—	—
合計	7,502,325	6,730,015	6,751,069



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	1,500	0	0

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	95	85	82

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	1	6

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
大広間	79.49	78.91	84.30
第1和室・第2和室	60.16	66.67	68.70
第1会議室	71.53	78.81	81.49
第2会議室	58.31	60.45	63.37
第3会議室	65.60	64.24	68.41

※稼働率 =
$$\frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 19-1 】

施設名	茅ヶ崎市松林ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	松林3-9-28	設置年月日	平成10年12月1日	
休館日	①第1、第2、第4日曜日 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,341 ㎡	延べ床面積	715 ㎡
	会議室等の内容	1 階：相談室、食堂、浴室、日常動作訓練室、介護機器展示コーナー、2 階：介護者教育室、会議室 ※市営松林住宅（シルバーハウジング）と併設		
指定管理者	社会福祉法人 慶寿会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成10年12月に茅ヶ崎市営松林住宅（高齢者向け住宅）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入			

1 指定管理業務の履行状況

介護保険法第70条及び第115条の2の規定により、神奈川県知事から居宅サービス事業者として指定を受けた者で、市内において通所介護及び介護予防通所介護を行っていることが指定管理者となる条件となっている。介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるように介護保険制度等新しい情報の収集、理解に努め支援している。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業・介護予防通所介護（デイサービス）、訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。尚、通所介護を見ると、身体状況はほぼ自立に近いが認知症状が進んでいる為1対1の対応が必要な利用者と、要介護3・4の方の利用回数が増え車椅子の介助、中間浴対応の方が増加傾向にあった。この他にも市委託事業として様々な事業を積極的に実施している。（平成23年度実績）
在宅老人等配食サービス事業、高齢者住宅援助員派遣事業、転倒予防教室、介護予防講演会、口腔機能向上事業、市営松林住宅管理運営業務

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年に通所介護の利用定員を35名から37名に増加した。平成23年度を通しての年間利用者は延べ人数9,677人であり、前年と比べて微増している。
【管理運営コスト】 平成21年度までは指定管理業務以外のホームヘルプサービス等の事業費を含めて計上していたが、平成22年度より、デイサービス及び施設維持管理を計上する形で算出内容の整理を行ったため、大幅な減少となっている。尚23年度は、利用人数は増加しているが介護報酬は下がっている。東日本大震災の影響による電力危機に適切に対応し、高齢者の健康に配慮しつつも館内をあげて節電に努めた。
【使用料】 平成23年度は平成22年度に比べて減少している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理者との定期的なモニタリングを定着化し、業務の問題点と改善策について情報交換を行う。
通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上に努めるよう指導する。
具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、地区社協、公民館主催異世代交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、さらなる事業展開を行うよう指導する。又、通所介護（デイサービス）では口腔機能向上、食事、個別機能向上等、それぞれの専門職員（看護師、介護士、管理栄養士、栄養士、理学療法士等）の役割分担と連携を強化して一人一人の利用者の自立支援を行う。

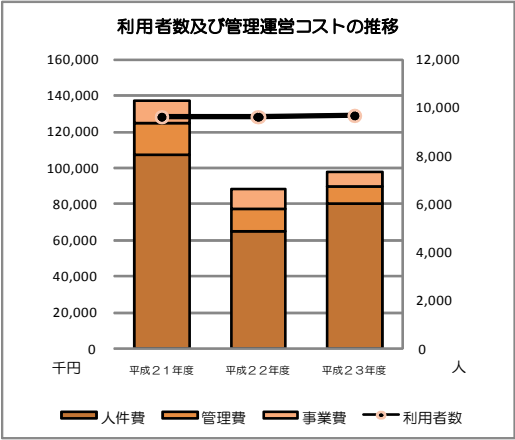
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	9,647	9,628	9,677

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	107,353,874	65,082,589	80,053,011
管理費	17,857,722	12,502,360	9,816,063
事業費	12,284,789	10,451,980	8,369,790
合計	137,496,385	88,036,929	98,238,864



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	14,847,867	17,105,301	15,708,182

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	12,714	7,367	8,529

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	10	21

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
食堂・浴室・日常動作訓練室	84.93	84.49	85.19

※茅ヶ崎市松林ケアセンターは利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった人数}}{1 \text{ 年間の利用可能な人数}}$$

【施設番号 19-2 】

施設名	茅ヶ崎市元町ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	元町10-33	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 m ²	延べ床面積	527 m ²
	会議室等の内容	介護機器展示コーナー、浴室、介護者教育室、相談室、日常動作訓練室、食堂 ※茅ヶ崎地区コミュニティセンター、在宅介護支援センター、子どもの家茅っ子（かやっこ）との複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 麗寿会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に茅ヶ崎地区コミュニティセンター、在宅介護支援センター、子どもの家茅っ子（かやっこ）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護保険法第70条及び第115条の2の規定により、神奈川県知事から居宅サービス事業者として指定を受けた者で、市内において通所介護及び介護予防通所介護を行っていることが指定管理者となる条件となっている。介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としており、地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。職員に対しては資格試験の受験励行や外部研修により資質の向上を図っている。23年度に非常用専用電話を導入し防災対策を強化した。複合施設である茅ヶ崎地区コミュニティセンターと合同で避難訓練を毎年行っている。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。

この他にも市委託事業として様々な事業を積極的に実施している。
（平成23年度実績）

運動機器機能向上事業（すこやか運動教室）

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 通所介護の利用定員は30名であり、平成23年度の年間利用者数は7,067人である。 利用者の体調の変化により入院や入所が多く、利用者数は微減である。
【管理運営コスト】 平成21年度までは指定管理業務以外のホームヘルプサービス等の事業費を含めて計上していたが、平成22年度より、デイサービス及び施設維持管理を計上する形で算出内容の整理を行ったため、大幅な減少となっている。東日本大震災の影響による電力危機に適切に対応し、高齢者の健康に配慮しつつも館内をあげて節電に努めた。
【使用料】 平成22年度より、使用料収入の算出内容の整理を行ったため、デイサービスのみの算出となっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理者との定期的なモニタリングを定着化し、業務の問題点と改善策について情報交換を行う。
通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上に努めるよう指導する。
具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、さらなる事業展開を行うよう指導する。

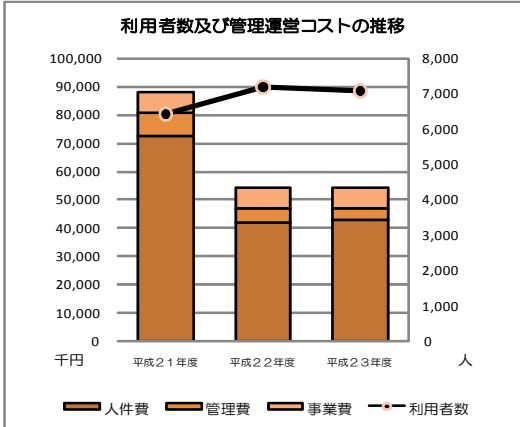
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	6,421	7,184	7,067

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	72,747,828	41,956,364	42,734,335
管理費	8,061,179	4,901,584	4,387,817
事業費	7,426,463	7,589,219	7,171,389
合計	88,235,470	54,447,167	54,293,541



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	15,206,917	11,810,506	11,158,147

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	11,373	5,935	6,104

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	25	—

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
食堂・浴室・日常動作訓練室・相談室	75.36	81.01	76.48

※茅ヶ崎市元町ケアセンターは利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{1年間に利用があった人数}}{\text{1年間の利用可能な人数}}$$

【施設番号 19-3 】

施設名	茅ヶ崎市萩園ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	萩園1 2 1 5－4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,198 ㎡	延べ床面積	905 ㎡
	会議室等の内容	介護機器展示スペース、相談室・介護相談室、食堂、日常動作訓練室、浴室 ※萩園いこいの里、萩園市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H21.4.1～H25.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に萩園いこいの里、萩園市民窓口センターとの複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入			

1 指定管理業務の履行状況

介護保険法第70条及び第115条の2の規定により、神奈川県知事から居宅サービス事業者として指定を受けた者で、市内において通所介護及び介護予防通所介護を行っていることが指定管理者となる条件となっている。介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としており、地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。この他にも市委託事業として地域支援事業の家族介護教室を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
通所介護の利用定員は30名であり、年度を通しての利用者は約7,400人である。平成23年3月に通所介護の利用定員を25名から30名に変更したこともあり、利用者は増加傾向にある。

【管理運営コスト】
利用者が増加しているため、人件費及び事業費にかかるコストが増加している。東日本大震災の影響による電力危機に適切に対応し、高齢者の健康に配慮しつつも館内をあげて節電に努めた。

【使用料】
定員変更での利用者増加により、使用料も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理者との定期的なモニタリングを定着化し、業務の問題点と改善策について情報交換を行う。
通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上に努めるよう指導する。
具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、さらなる事業展開を行うよう指導する。

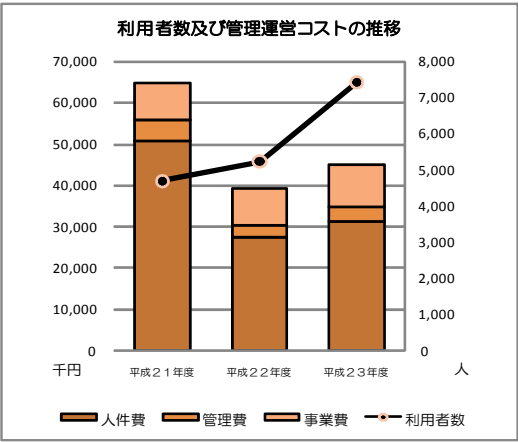
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	4,700	5,229	7,406

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	50,947,190	27,577,276	31,426,465
管理費	5,119,216	2,633,795	3,263,014
事業費	8,777,096	8,978,353	10,441,133
合計	64,843,502	39,189,424	45,130,612



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	6,255,272	7,300,199	9,989,992

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	12,466	6,099	4,745

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	18	—

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
食堂・浴室・日常動作訓練室	61.24	57.90	79.99

※茅ヶ崎市秋園ケアセンターは利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった人数}}{1 \text{ 年間の利用可能な人数}}$

【施設番号 20 】

施設名	茅ヶ崎市勤労市民会館		施設所管課	雇用労働課
施設の設置目的	働く市民の福祉の増進と文化の振興を図る			
所在地	新栄町13-32	設置年月日	平成7年5月1日	
休館日	①毎月第4月曜日。ただし、その日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後10時まで			
建物規模	敷地面積	541 m ²	延べ床面積	1,657 m ²
	会議室等の内容	本館は地上6階建てで、6階は、A研修室（定員120人）、4階は、練習室（定員20人）、C研修室（定員16人）、和室（定員30人）、3階は、B研修室（定員45人）、C会議室・D会議室（定員18人）、1階にはA会議室・B会議室（定員12人）があるほか、2階は藤沢公共職業安定所と協同運営をしている茅ヶ崎市ふるさとハローワークがあり、5階は（社）茅ヶ崎医師会の事務所となっている。		
指定管理者	アクティオ株式会社			
指定管理者制度導入年度	平成21年度	指定管理期間	H21.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成7年5月より開設。平成21年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の設置目的である働く市民の福祉の増進と文化の振興を図るため、施設の維持管理及び利用者の利便性の向上に努めている。また、本市の就職活動支援に関する業務及び中小企業勤労者福利厚生に関する業務の一環として就職対策講座や技能講座等を実施し、自主事業として利用団体の発表会等も実施している。なお、指定管理者とは毎月1回の情報交換の機会を設け、施設の稼働率や利用収入等の利用状況、講座・イベント等の実施状況及び運営の改善に向けた意見交換を行っている。

2 サービス提供の状況

平成22年度から公共施設予約システムを導入し、公共端末・インターネット・携帯電話からの予約や空室情報など利便性が高まった。自主事業の強化をしたところ利用団体同士の交流が充実し、勤労市民会館の知名度も上がり、利用者の増加や稼働率アップに繋がった。就職支援活動では、託児付き講座の開催や湘南合同就職面接会と連動した講座を開催し、参加者へのサポートを強化した。2階就職サポートコーナーの充実のために、民間の求人誌や求人チラシを配架したことで、利用者からは好評を得ている。貸室の利用者、ふるさとハローワークの利用者、講座の参加者及びカウンセリングの申込者など多方面の方への気配り・心配り・目配りをサービスの基本として徹底している。利用者アンケートでは、スタッフの対応について、満足している70%、やや満足14%、普通16%という結果で評価されている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成22年度より予約システムを変更したことにより、利用実績の人数を利用者数として集計することとなった。したがって、平成21年度と利用者数においては比較はできない。しかし、稼働率及び利用料収入とともに増加しているもので、利用者は増加しているものと想定される。

【管理運営コスト】
平成21年度と比較して、人件費は同等であるが、管理費及び事業費の縮減が図られている。

【使用料】
施設の利用料は、平成21年度と比べて、596,732円増えている。稼働率のアップが使用料の増収に繋がっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者数、稼働率及び利用料収入も増加しているので、今後もこれらが堅調に増加するよう指導する。
施設の管理面については、当館は築15年以上経過したことにより、各所に故障や不具合が発生することが予測される。指定管理者と連携を密にし、利用者の安全確保を第一に修繕計画を立てていく必要がある。
利用者の満足度の向上に対しては、アンケート調査を引き続き実施し、その結果をふまえて、実施できる項目から改善を図っていく。

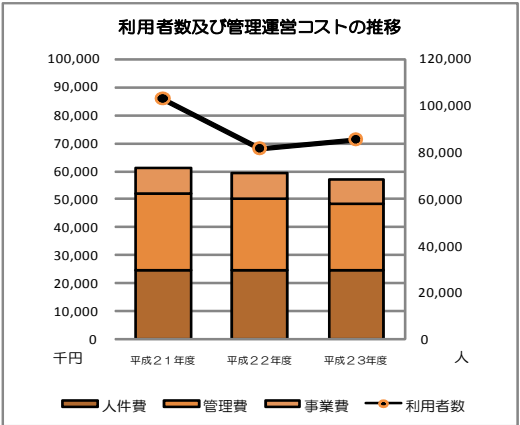
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
利用者数	102,915	81,527	85,549

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
人件費	24,630,785	24,630,785	24,630,785
管理費	27,616,504	25,821,543	23,918,983
事業費	9,129,471	8,995,963	8,513,871
合計	61,376,760	59,448,291	57,063,639



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
使用料	4,222,463	4,639,425	4,819,195

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
コスト	555	672	611

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	4	7

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度 (指定管理者)	平成22年度 (指定管理者)	平成23年度 (指定管理者)
A研修室	82.00	84.50	87.80
B研修室	51.70	60.90	62.20
C研修室	55.70	59.00	66.00
A会議室	57.30	64.10	66.00
B会議室	52.40	61.80	68.20
練習室	91.10	87.70	94.20
和室	55.80	53.80	56.60
C会議室	65.70	69.60	71.40
D会議室	55.70	61.50	64.60

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

Ⅱ 直営施設の管理運営状況

シートの見方

当該施設の概要について記載しています。

施設名	茅ヶ崎市民ギャラリー		施設所管課	文化生涯学習課
施設の設置目的	市民に美術作品の発表と鑑賞の場及び創作活動の場並びに講習会等の場を提供し、市民文化の向上に寄与するため			
所在地	元町1ー1	設置年月日	平成4年6月1日	
休館日	(1)展示室及び創作室 ア 第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする			
開館時間	午前9時から午後9時30分まで			
建物規模	敷地面積	465 m ²	延べ床面積	402 m ²
	会議室等の内容	展示室・創作室（Ａ室・Ｂ室・Ｃ室）・会議室（Ａ室・Ｂ室）		
施設の沿革	平成4年6月4日開館。建物は「ネスバ茅ヶ崎」と呼ばれる共同ビルで、1・2階が交番、店舗、3階～5階が茅ヶ崎市民ギャラリー、6階が店舗事務室などで構成された複合施設である。			

当該施設の業務の履行状況についてのコメントを記載しました。

1 業務の履行状況

市民文化の向上に寄与するため運営と設備などの維持管理に努めている。（※建物全体の施設管理は用地管財課担当）
市民窓口センターと併設しており、利用者の利便性と人件費削減のため、非常勤嘱託職員は市民課業務と兼務している。

当該施設のサービス提供の状況についてのコメントを記載しました。

2 サービス提供の状況

施設の目的である市民に美術作品の発表と鑑賞の場及び創作活動の場などの機会を提供している。
また、平成23年10月より公共施設予約サービスを開始した。空室状況の確認、会議室・創作室の抽選申込み・随時予約が公共端末等からできるようになった。抽選申込みが可能となったため、窓口での混雑が緩和された。

当該施設の利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移を、21年度から23年度までの3カ年について、右ページの資料に基づき記載しています。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成23年度は東日本大震災と計画停電の影響により、4月の展示室利用者による利用取消が相次いだため全体の利用者が減少した。5月以降については例年同様、展示室の利用率は横ばいに戻った。リピーターとして展示室を希望される団体が多いため、使用者の満足度は高いものと考えられる。公共施設予約サービスを導入したため、周知方法を工夫し新規利用者による利用率の向上を図りたい。

【管理運営コスト】
夜間の利用団体が減少したため、管理費が減少した。その他のコストはほぼ例年通りであり、引き続きコスト削減に努めている。
老朽により、雨漏りなど不具合が生じているため用地管財課と修繕について協議している。

【使用料】
平成21年度よりやや減少傾向にあるが、東日本大震災の影響もあるものと考えられる。

当該施設の今後の業務改善に向けた考え方についてのコメントを記載しました。

4 今後の業務改善に向けた考え方

公共施設予約サービス導入により利用者が公共端末またはインターネットにより予約が利用できるため、予約の機会が均等に保たれるよう配慮していくとともに新規利用者の参入を促す。
利用率の向上を図るため、展示室における催し物を積極的にPRするなど広報活動を充実させていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	43,751	44,076	40,695

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	4,014,520	3,947,110	3,841,510
管理費	446,185	357,815	370,057
事業費	—	—	—
合計	4,460,705	4,304,925	4,211,567

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	3,605,465	3,542,385	3,231,785

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	20	17	24

●職員等の人数 (単位：人)

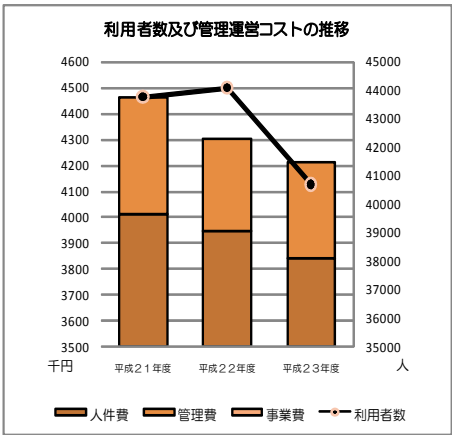
項目	職員等	臨時職員等
人数	—	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
展示室	74.90	80.60	77.90
創作室	38.70	36.40	35.20
会議室	48.90	46.40	47.70

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。



当該施設の利用者数、管理運営コストを、平成21年度から平成23年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。また、それらの推移をグラフにて示しました。

当該施設の使用料収入及び利用者一人あたりのコストを、平成21年度から平成23年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。

当該施設に配属されている職員等(職員のほか再任用職員、任期付き職員含む)及び臨時職員等(臨時職員、非常勤嘱託職員など上記の職員等を除く職員)を記載しました。

当該施設の会議室等の稼働率を、平成21年度から平成23年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。

【施設番号 1 】

施設名	茅ヶ崎市斎場		施設所管課	小出支所
施設の設置目的	葬祭を執行する施設及び墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬を執行する施設として、斎場を設置する。			
所在地	芹沢1700	設置年月日	平成5年5月1日	
休館日	・友引にあたる日 ・1月1日から1月3日			
開館時間	午前8時30分から午後5時15分まで			
建物規模	敷地面積	30,007 m ²	延べ床面積	4,044 m ²
	会議室等の内容	火葬ブロック・火葬室（火葬炉5基、将来増設2基、汚物炉1基）、エントランスホール、中央ホール、告別室2室、収骨室2室、炉前ホール、電気集塵機室、制御室、霊安室2体、火葬委託業者控室 待合ブロック・待合室（洋室2室、和室4室）、待合ロビー、事務室、売店、運転者控室、清掃委託業者控室 斎場ブロック・告別式場（但し2室として使用可能）、ロビー、遺族控室2室、僧侶控室2室、葬祭業者控室		
施設の沿革	平成5年5月より開設。			

1 業務の履行状況

火葬及び葬儀が円滑に行えるよう施設の維持管理に努めるとともに、斎場の有する特性を勘案し、利便性及び市民サービスの向上のために、火葬業務・施設管理業務を適正に運営している。

2 サービス提供の状況

自宅での葬儀の減少に伴い、公的式場の果たす役割は益々大きいため、経年劣化している施設や機器の修繕など、サービス・施設の質の向上に努める。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度 火葬件数2,400件 1件につき約30名の参列者 約72,000人 前年度より火葬件数は増加した。また、火葬件数の推移は今後も高齢化の進展に伴う斎場利用者は増えることが予想される。
【管理運営コスト】 平成23年度決算 歳出98,005,879円（管理費） 前年度より工事請負費が減少したが、全体の管理運営費は横ばいである。今後も年度によって燃料費の高騰や経年劣化のための施設修繕費・工事請負費等が高むことが予想される。引き続き省エネや適切な施設の管理運営に努め、コスト削減努力をする。
【使用料】 平成23年度決算 斎場使用料19,424,000円 火葬室の使用料収入は、市外の方の使用料であり件数が前年度より増加した。なお、通夜・告別に伴う式場使用料は、家族葬等が増えていることにより増加の傾向にある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

斎場は平成5年5月に開設し、すでに19年が経過して老朽化に伴い施設や設備の適切な保全が必要であり、現在改善を進めている。

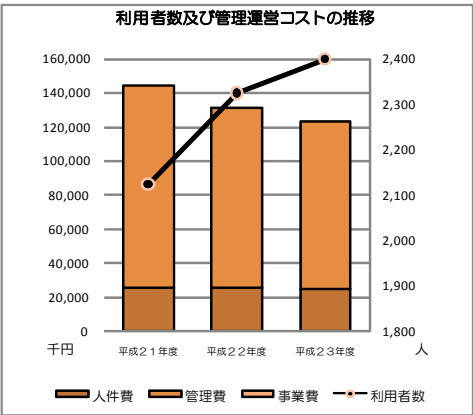
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (火葬件数)	平成22年度 (火葬件数)	平成23年度 (火葬件数)
利用者数	2,124	2,324	2,400

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	25,838,622	25,716,162	25,148,320
管理費	118,375,304	105,665,075	98,005,879
事業費	—	—	—
合計	144,213,926	131,381,237	123,154,199



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	16,398,000	17,502,000	19,424,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	60,177	49,001	43,221

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	2

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市斎場	59.00	64.13	66.01

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった火葬の件数}}{1 \text{ 年間の利用可能な火葬の件数}}$

【施設番号 2 】

施設名	茅ヶ崎市コミュニティホール		施設所管課	用地管財課
施設の設置目的	市民に交流の場を提供し、コミュニティ活動の推進を図るため			
所在地	茅ヶ崎 1－1－1	設置年月日	平成5年5月1日	
休館日	①毎月第4火曜日 ②1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後9時30分まで			
建物規模	敷地面積	13,465 m ²	延べ床面積	602 m ²
	会議室等の内容	大集会室（集会室1・2）、A会議室及びB会議室		
施設の沿革	平成5年5月より開設。			

1 業務の履行状況

利用率の向上を図るとともに施設の適正な維持管理に努めている。用地管財課の職員が窓口となり、使用の申請や承認事務を行い、利用者の利便性を図っている。また、集会室では、設備の設置等について業務委託を行っている。

2 サービス提供の状況

コミュニティ活動の推進を図り市民の集いと交流のあるまちづくりに寄与し、レセプションや講演会、会合等や、パーティーの場として利用されている。
平成22年度よりC会議室が事務室となり、貸出室が減少している。
近年、市主催事業での使用が増加の一途をたどり、一般の予約開始時にはこれらの予約が既に入っているため、一般の利用者の予約が非常に取りにくい状況が続いている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 C会議室の利用が不可となり利用者数が減少する中、平成23年度は、市民文化会館で毎月複数回、定例的に開催される県交通安全協会の事業が同館の休館にともないコミュニティホールに移ったこと及び市主催事業が増加していることが主な要因となり、前年度と比べ増加している。
【管理運営コスト】 平成23年度は、音響機器の更新および行事名表示システムの更新により新たなリース料が発生したため、22年度と比べ、10、5%増加している。
【使用料】 使用料が減免される市主催事業の増加にともない、減免のない一般の利用が減少し使用料収入が減少傾向にある。平成23年度は前年度と比べ増加しているが、【利用者数】で述べた単年度的な需要が要因となったものと推察される。

4 今後の業務改善に向けた考え方

C会議室に加え、平成24年5月よりB会議室が選挙管理委員会事務局となり、貸出室が減少する。
今後は、市の主催事業での利用については、事業内容と予約の日程を精査し予約を入れるよう担当各課に強く呼びかけ、予約の受付を抑えていくとともに、施設内の備品、内装等の維持管理を適切に行い利用率の向上に努める。

資料

●利用者数（単位：人）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	99,050	95,832	100,399

●管理運営コストの内訳（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	—	—	—
管理費	6,406,294	6,040,779	6,676,550
事業費	—	—	—
合計	6,406,294	6,040,779	6,676,550

※人件費相当額は管理費に含めて記載しています。

●使用料収入（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	5,854,626	4,706,500	5,064,640

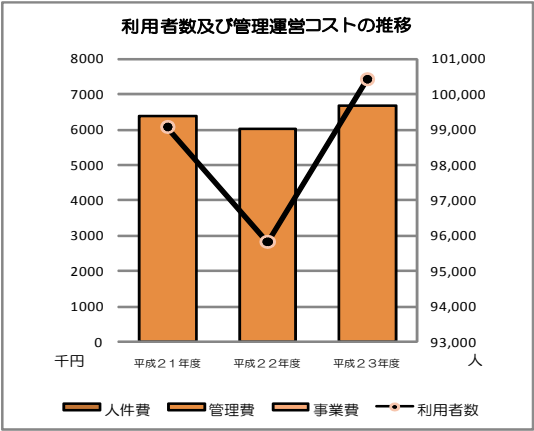
●利用者一人あたりのコスト（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	6	14	16

※使用料収入が上回っている場合は「－」の記載をしています。

●職員等の人数（単位：人）

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	—



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※利用時間内の常勤配置職員数を記載しています。

●施設の稼働率（単位：％）

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
集会室1・2	68.20	70.50	74.07
A・B会議室	63.90	62.70	70.45
C会議室	37.60	—	—

※稼働率 =
$$\frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3】

施設名	茅ヶ崎市農業ふれあい広場		施設所管課	農業水産課
施設の設置目的	農業と親しむ場を提供し、市民の農業に対する理解を深めるとともに、心身の健康増進を図るため			
所在地	赤羽根4528		設置年月日	平成20年4月1日
休館日	農業ふれあい館：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日が休館）及び1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。（※農業ふれあい広場については休場なし）			
開館時間	午前8時から午後5時（7月から9月までにあっては、午後6時）までとする。			
建物規模	敷地面積	2,000 m ²	延べ床面積	112 m ²
	会議室等の内容	管理人室、休憩所、トイレ、農機具収納庫、給湯室、更衣室 ※上記の管理人室等を総称して「農業ふれあい館」としている。		
施設の沿革	平成20年4月開設			

1 業務の履行状況

本施設は、農業と親しむ場を提供したり、市民の農業に対する理解を深める施設として利用されている。管理運営にあたっては、臨時職員の活用により経費面での効率化に努めている。また、併設している富士見ファーム赤羽根市民農園の管理人も常駐し、農機具の貸出業務等、農園利用者へのサービスを行っている。

2 サービス提供の状況

農業ふれあい広場は、近隣住民の方や、農園利用者の憩いの場として利用されている。また、年に一度、農業ふれあい広場にて、富士見ファーム赤羽根市民農園主催の収穫祭を開催しており、近隣住民の方をはじめ、地元農業者や農園利用者との交流の場として活用されている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は、22年度と比較してやや増加している。 利用者の大半は富士見ファーム赤羽根市民農園で耕作している方となっている。
【管理運営コスト】 平成23年度は、平成22年度と比較してやや増加している。 農業ふれあい広場（農業ふれあい館）の管理運営には、臨時職員の賃金・光熱水費や消耗品費等が必要経費となっている。
【使用料】 農業ふれあい広場・農業ふれあい館は、使用料は徴収していない。

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後も近隣住民の方をはじめ、地元農業者・農園利用者との交流や農業振興・農業への理解をさらに深め、農業ふれあい広場の利用により、市民の健康増進に繋がるよう努めていく。

資料

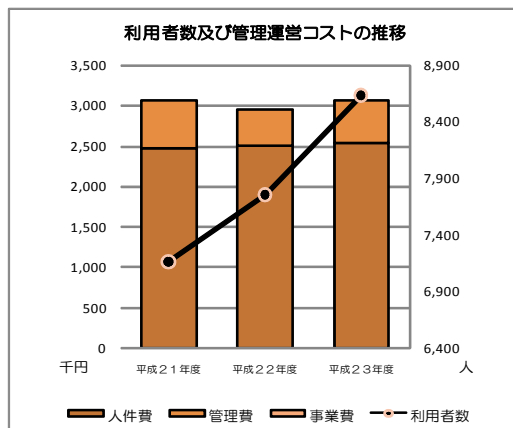
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度 (来館者数)	平成22年度 (来館者数)	平成23年度 (来館者数)
利用者数	7,163	7,754	8,630

※農業ふれあい館の利用者数を記載しています。

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	2,472,120	2,499,250	2,535,580
管理費	597,945	446,010	527,689
事業費	—	—	—
合計	3,070,065	2,945,260	3,063,269



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	429	380	355

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	3

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市農業ふれあい広場	99.45	99.72	100.00

※茅ヶ崎市農業ふれあい広場は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 4 】

施設名	茅ヶ崎市開高健記念館		施設所管課	文化生涯学習課
施設の設置目的	開高健の業績を後世に伝えとともに、市民の教養の向上及び文化の発展に資するため			
所在地	東海岸南6-6-64	設置年月日	平成15年4月1日	
休館日	毎週月～木、年末年始（12月29日～1月3日） ※但し、祝祭日は開館			
開館時間	4月～10月 午前10時から午後6時まで（入館は午後5時30分まで） 11月～3月 午前10時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）			
建物規模	敷地面積	628 m ²	延べ床面積	269 m ²
	会議室等の 内容	展示コーナー		
施設の沿革	遺族より寄贈を受け、平成15年4月4日、茅ヶ崎市ゆかりの作家、故・開高健氏の仕事場兼自宅を開高健記念館として開館。			

1 業務の履行状況

来館者に安全で快適に過ごしていただくために、施設の維持管理に努めている。平成21年度、記念館が駅から遠方で交通の便が悪いこともあり、開高健記念館の隣地を購入し駐車場を設置。駐車場利用者も増えており、入館者数の増加につながっている。また、平成22年は開高健生誕80周年にあたり、記念事業を実施した。平成23年度には来館者6万人を達成。日本全国から開高ファンが訪れている。建物については老朽化が進んでいるが定期的に維持管理点検をし、随時修繕等を実施している。

2 サービス提供の状況

記念館は、できるだけ生前のまま残すという考えのもと、開高氏の足跡を紹介する施設、文学への関心を深める施設として代表的作品を展示している。また、市外からの来館者が多いこともあり、期間を長期間に設定し年2回の企画展を実施している。平成22年は開高健生誕80周年にあたり、記念事業を実施した。平成22年12月3日より平成23年3月27日まで企画展「開高健 いくつもの肖像展」を開催し、利用者増につながった。平成23年度には、「作家志望青年 開高健の情熱の日々」展として、新たに発見された開高健の未発表作の直筆原稿や手紙などを展示し、新たな注目を集めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成15年4月4日のオープン以来、平成22年3月に来館者数が5万人を達成。平成22年12月3日より平成23年3月27日まで企画展「開高健 いくつもの肖像展」を開催し、利用者増につながった。平成23年度については震災の影響もあり春先の利用者数が伸びず、減となった。
【管理運営コスト】 平成23年度は節電への取り組みを行い、光熱水費を削減することができたが、施設の老朽化が進み修繕料にコストを要したため、全体的には増となった。
【使用料】 入館料はなし

4 今後の業務改善に向けた考え方

引き続き定期的な維持管理点検を行い、施設利用者が安全で快適に施設を利用していただけるよう努める。また、利用者の興味を引く企画展やイベント等を行うことで、利用者増につなげていきたい。

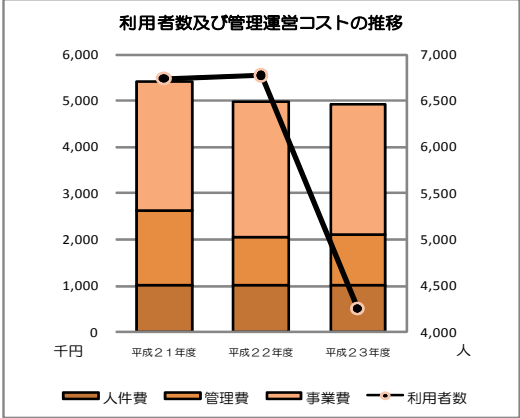
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	6,736	6,773	4,252

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	1,024,460	1,022,500	1,023,290
管理費	1,601,155	1,025,081	1,101,577
事業費	2,793,240	2,938,560	2,793,860
合計	5,418,855	4,986,141	4,918,727



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	804	736	1,157

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	1

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市開高健記念館	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市開高健記念館は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 5 】

施設名	茅ヶ崎市民ギャラリー		施設所管課	文化生涯学習課
施設の設置目的	市民に美術作品の発表と鑑賞の場及び創作活動の場並びに講習会等の場を提供し、市民文化の向上に寄与するため			
所在地	元町 1－1	設置年月日	平成4年6月1日	
休館日	(1)展示室及び創作室 ア 第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (2)会議室 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後9時30分まで			
建物規模	敷地面積	465 m ²	延べ床面積	402 m ²
	会議室等の内容	展示室・創作室（A室・B室・C室）・会議室（A室・B室）		
施設の沿革	平成4年6月4日開館。建物は「ネスパ茅ヶ崎」と呼ばれる共同ビルで、1・2階が交番、店舗、3階～5階が茅ヶ崎市民ギャラリー、6階が店舗事務室などで構成された複合施設である。			

1 業務の履行状況

市民文化の向上に寄与するため運営と設備などの維持管理に努めている。（＊建物全体の施設管理は用地管財課担当）
市民窓口センターと併設しており、利用者の利便性と人件費削減のため、非常勤嘱託職員は市民課業務と兼務している。

2 サービス提供の状況

施設の目的である市民に美術作品の発表と鑑賞の場及び創作活動の場などの機会を提供している。
また、平成23年10月より公共施設予約サービスを開始した。空室状況の確認、会議室・創作室の抽選申込み・随時予約が公共端末等からできるようになった。抽選申込みが可能となったため、窓口での混雑が緩和された。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成23年度は東日本大震災と計画停電の影響により、4月の展示室利用者による利用取消が相次いだため全体の利用者が減少した。5月以降については例年同様、展示室の利用率は横ばいに戻った。リピーターとして展示室を希望される団体が多いため、使用者の満足度は高いものと考えられる。公共施設予約サービスを導入したため、周知方法を工夫し新規利用者による利用率の向上を図りたい。

【管理運営コスト】
夜間の利用団体が減少したため、管理費が減少した。その他のコストはほぼ例年通りであり、引き続きコスト削減に努めている。
老朽により、雨漏りなど不具合が生じているため用地管財課と修繕について協議している。

【使用料】
平成21年度よりやや減少傾向にあるが、東日本大震災の影響もあるものと考えられる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

公共施設予約サービス導入により利用者が公共端末またはインターネットにより予約が利用できるため、予約の機会が均等に保たれるよう配慮していくとともに新規利用者の参入を促す。
利用率の向上を図るため、展示室における催し物を積極的にPRするなど広報活動を充実させていく。

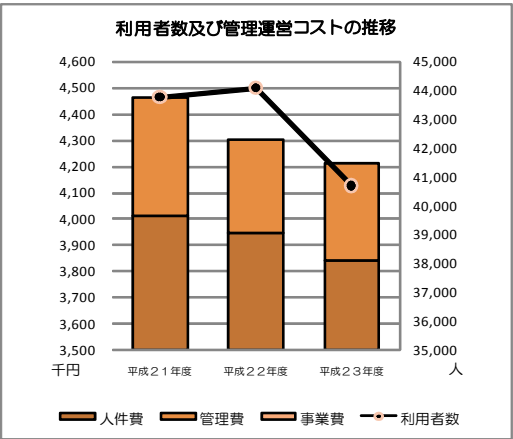
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	43,751	44,076	40,695

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	4,014,520	3,947,110	3,841,510
管理費	446,185	357,815	370,057
事業費	—	—	—
合計	4,460,705	4,304,925	4,211,567



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	3,605,465	3,542,385	3,231,785

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	20	17	24

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
展示室	74.90	80.60	77.90
創作室	38.70	36.40	35.20
会議室	48.90	46.40	47.70

※稼働率 = $\frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 6 】

施設名	茅ヶ崎市女性センター		施設所管課	男女共同参画課
施設の設置目的	男女平等社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供することにより、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため			
所在地	新栄町12-12	設置年月日	平成10年3月1日	
休館日	日曜日、年末年始（12月28日から1月3日まで）			
開館時間	午前9時から午後9時（7月から9月までにあっては、午後9時30分）までとする。			
建物規模	敷地面積	1,339 m ²	延べ床面積	887 m ²
	会議室等の内容	大会議室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、和室、実習室		
施設の沿革	平成10年3月より設置。			

1 業務の履行状況

施設の目的である、男女平等社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供することにより、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため、市民が安心して利用できるように施設の維持管理に努め、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、一部清掃業務等の委託業者とは定期的に情報更新及び意見交換の機会を設け、契約書に定める業務について相互の確認を行っている。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎市女性センターを拠点として、ちがさき男女平等参画プランの目標に基づき、女性問題の解決の一助として相談事業を実施している。同様に、女性があらゆる面で力をつけること（エンパワーメント）への支援として啓発講座及び研修会を積極的に開催している。合わせて、講座等の開催時には子育て中の人が参加できるように託児を実施している。また、男女共同参画に関わる施策や啓発事業に関わる情報を分かりやすく市民に提供するため、情報コーナーで最新の情報が掲載されている図書を購入したり、情報紙を発行して市内公共施設に配布したりすることで、サービス・施設の質の向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
これまで、利用者数は概ね37,000人で推移していましたが、平成22年度、23年度は減少傾向となりました。主な原因として考えられるのは、平成23年3月の東日本大震災により、当初は閉館したこと、また、その後の計画停電の期間には、市主催事業等の実施を控えたり、自主的に会議室の使用を控えた団体もあったことが、利用者数に影響したものと思われます。

【管理運営コスト】
管理費を平準化させるよう運用しているが、施設の老朽化に伴い、突発的な施設修繕など、経常経費以外のコストがかかる可能性がある。

【使用料】
使用料は目的外使用料であり、今後市主催事業の増加に伴い、使用料収入は減少する傾向にある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成22年度より、国際交流、人権等の業務も含め、女性センターを拠点に業務を行っている。開館してから10年以上が経過し、施設や設備の老朽化に伴う修繕等について、今後検討をしていく必要がある。

資料

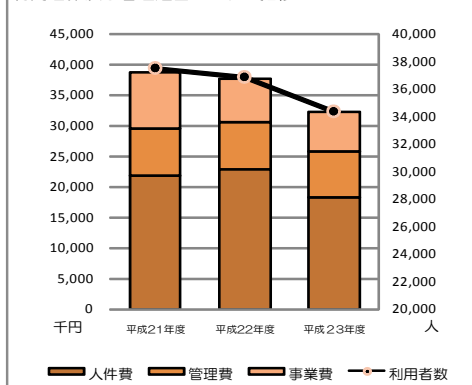
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	37,524	36,866	34,330

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	21,819,888	22,934,213	18,291,543
管理費	7,654,492	7,547,789	7,523,080
事業費	9,216,558	7,105,195	6,328,650
合計	38,690,938	37,587,197	32,143,273

利用者数及び管理運営コストの推移



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	362,806	299,800	315,480

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	1,021	1,011	927

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	7	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大会議室	82.73	87.20	81.60
第1会議室	61.23	58.83	60.93
第2会議室	60.26	60.03	55.19
第3会議室	55.70	58.00	60.82
和室	73.07	69.27	67.42
実習室	48.64	44.20	44.26

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 7-1 】

施設名	茅ヶ崎市立小和田保育園		施設所管課	保育課
施設の設置目的	児童福祉法第24条第1項の規定により保育に欠ける児童を保育するための施設			
所在地	松浪 1－8－4	設置年月日	昭和41年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,669 m ²	延べ床面積	535 m ²
	会議室等の 内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和41年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。保育の質の向上を図るため、保育士等を各種研修会等に出席させるなど自己研鑽を行っている。また、安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

11時間開所の通常保育の他に、特別保育として1時間の延長保育を実施している。また、地域の子育て家庭支援のため園庭開放（原則毎週月～金曜日10時～14時）、のびのび広場（保育園における地域の子育て家庭同士の交流及び情報交換、毎月第4土曜日13時30分～15時）、子育て情報紙の発行（年4回）、体験保育（通常保育の児童と一緒に集団生活を体験、毎月第3水曜日9時30分～11時30分）等を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は、定員90人のところ待機児童が多いことから、児童福祉施設最低基準を遵守しながら、概ね毎月100人の児童を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により多少変わることはあるが、年度によって大きな変化はない。
【管理運営コスト】 平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料・工事請負費が含まれている。平成23年度は神奈川県子育て支援事業市町村交付金による工事等を実施したため、他の年度に比べ管理費が増加している。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。
【使用料】 平成23年度の保育料収入は22年度に比べて増加している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、また地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

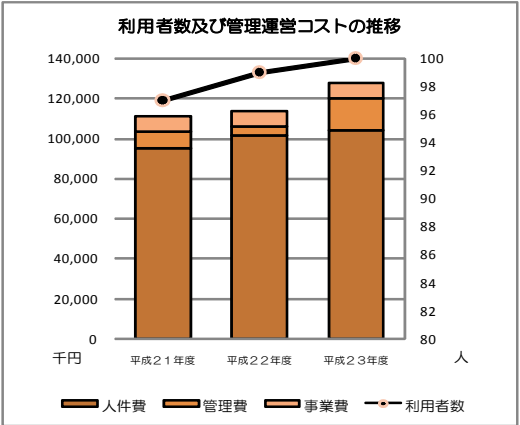
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	97	99	100

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	95,057,194	101,858,565	103,797,213
管理費	8,532,635	4,314,708	15,938,711
事業費	7,426,726	7,513,237	7,654,547
合計	111,016,555	113,686,510	127,390,471



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	29,419,600	28,130,400	29,878,650

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	841,206	864,203	975,118

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	13	17

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市立小和田保育園	107.31	110.37	111.11

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 =
$$\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$$

【施設番号 7-2 】

施設名	茅ヶ崎市立浜見平保育園		施設所管課	保育課
施設の設置目的	児童福祉法第24条第1項の規定により保育に欠ける児童を保育するための施設			
所在地	浜見平 1 2－1		設置年月日	昭和42年5月1日
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	2,422 m ²	延べ床面積	418 m ²
	会議室等の 内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和42年5月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。保育の質の向上を図るため、保育士等を各種研修会等に出席させている。自己研鑽を行っている。また、安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

1 1時間開所の通常保育の他に、特別保育として1時間の延長保育を実施している。また地域の子育て家庭支援のため園庭開放（原則毎週月～金曜日10時～14時）、のびのび広場（保育園における地域の子育て家庭同士の交流及び情報交換、毎月第4土曜日13時30分～15時）、子育て情報紙の発行（年4回）、体験保育（通常保育の児童と一緒に集団生活を体験、毎月第3水曜日9時30分～11時30分）等を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は概ね毎月定員数と同じ90人の児童を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により変わることがあるが、年度によって大きな変化はない。
【管理運営コスト】 平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料により、金額が上がっている。平成23年度は神奈川県子育て支援事業市町村交付金による工事等を実施したため、他の年度に比べ管理費が増加している。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。
【使用料】 平成23年度の保育料収入は22年度に比べ減少している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、また地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	95	92	90

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	90,048,884	88,462,161	88,977,576
管理費	6,297,923	2,717,205	11,936,989
事業費	7,116,338	7,031,868	7,014,723
合計	103,463,145	98,211,234	107,929,288

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	23,232,030	20,931,000	19,749,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	844,538	840,003	979,779

●職員等の人数 (単位：人)

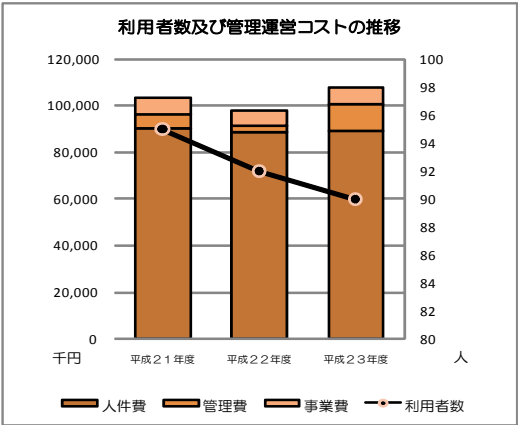
項目	職員等	臨時職員等
人数	12	13

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市立浜見平保育園	105.19	102.87	100.00

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 = $\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 7-3 】

施設名	茅ヶ崎市立鶴が台保育園		施設所管課	保育課
施設の設置目的	児童福祉法第24条第1項の規定により保育に欠ける児童を保育するための施設			
所在地	鶴が台10-8	設置年月日	昭和45年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,253 m ²	延べ床面積	478 m ²
	会議室等の内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和45年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。保育の質の向上を図るため、保育士等を各種研修会等に出席させている。自己研鑽を行っている。また、安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

1 1時間開所の通常保育の他に、特別保育として1時間の延長保育を実施している。また地域の子育て家庭支援のため園庭開放（原則毎週月～金曜日10時～14時）、のびのび広場（保育園における地域の子育て家庭同士の交流及び情報交換、毎月第4土曜日13時30分～15時）、子育て情報紙の発行（年4回）、体験保育（通常保育の児童と一緒に集団生活を体験、毎月第3水曜日9時30分～11時30分）等を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は定員90人のところ待機児童が多いことから、児童福祉施設最低基準を遵守しながら、概ね毎月100人の児童を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により変わることがあるが、年度によって大きな変化はない。
【管理運営コスト】 平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料が含まれている。平成23年度は神奈川県子育て支援事業市町村交付金による工事等を実施したため、他の年度に比べ管理費が増加している。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。
【使用料】 平成23年度の保育料収入は22年度に比べて増加している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、また地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	106	107	100

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	114,047,294	112,542,067	104,432,468
管理費	5,510,618	4,287,074	14,576,559
事業費	7,078,793	7,311,279	7,123,818
合計	126,636,705	124,140,420	126,132,845

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	24,211,815	22,792,050	24,929,400

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	966,273	947,181	1,012,034

●職員等の人数 (単位：人)

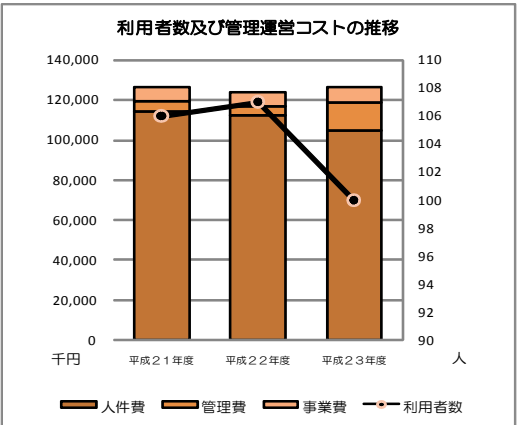
項目	職員等	臨時職員等
人数	14	15

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市立鶴が台保育園	116.11	118.33	111.11

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 = $\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 7-4 】

施設名	茅ヶ崎市立香川保育園		施設所管課	保育課
施設の設置目的	児童福祉法第24条第1項の規定により保育に欠ける児童を保育するための施設			
所在地	香川4－46－1	設置年月日	昭和47年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,142 m ²	延べ床面積	504 m ²
	会議室等の 内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和47年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。保育の質の向上を図るため、保育士等を各種研修会等に出席させている。自己研鑽を行っている。また、安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

1 1時間開所の通常保育の他に、特別保育として1時間の延長保育を実施している。また地域の子育て家庭支援のため園庭開放（原則毎週月～金曜日10時～14時）、のびのび広場（保育園における地域の子育て家庭同士の交流及び情報交換、毎月第4土曜日13時30分～15時）、子育て情報紙の発行（年4回）、体験保育（通常保育の児童と一緒に集団生活を体験、毎月第3水曜日9時30分～11時30分）等を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は定員90人のところ待機児童が多いことから、児童福祉施設最低基準を遵守しながら、概ね毎月91人の児童を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により変わることがあるが、年度によって大きな変化はない。
【管理運営コスト】 平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料・工事請負費が含まれている。平成23年度は神奈川県子育て支援事業市町村交付金による工事等を実施したため、他の年度に比べ管理費が増加している。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。
【使用料】 平成23年度の保育料収入は22年度に比べて減少している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、また地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

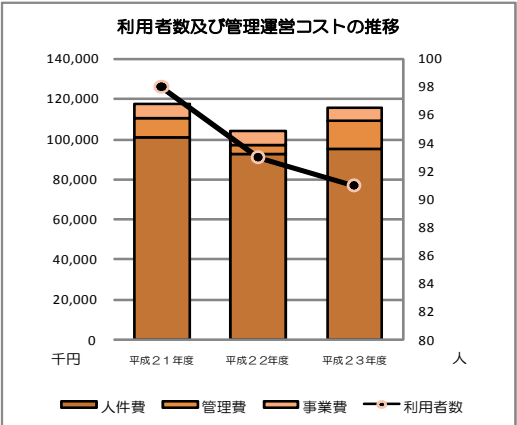
資料

●利用者数（単位：人）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	98	93	91

●管理運営コストの内訳（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	100,669,766	92,855,297	94,905,177
管理費	9,646,046	4,454,717	14,085,009
事業費	7,199,740	6,728,404	6,580,271
合計	117,515,552	104,038,418	115,570,457



●使用料収入（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	30,134,422	25,946,650	24,096,290

●利用者一人あたりのコスト（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	891,644	839,696	1,005,211

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数（単位：人）

項目	職員等	臨時職員等
人数	13	14

●施設の稼働率（単位：％）

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市立香川保育園	106.94	103.43	101.11

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 = $\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$

【施設番号 7-5 】

施設名	茅ヶ崎市立浜須賀保育園		施設所管課	保育課
施設の設置目的	児童福祉法第24条第1項の規定により保育に欠ける児童を保育するための施設			
所在地	松が丘2－8－60	設置年月日	昭和53年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,624 m ²	延べ床面積	861 m ²
	会議室等の内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和53年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。保育の質の向上を図るため、保育士等を各種研修会等に出席させている。自己研鑽を行っている。また、安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

1 1時間開所の通常保育の他に、特別保育として1時間の延長保育を実施している。また地域の子育て家庭支援のため園庭開放（原則毎週月～金曜日10時～14時）、のびのび広場（保育園における地域の子育て家庭同士の交流及び情報交換、毎月第4土曜日13時30分～15時）、子育て情報紙の発行（年4回）、体験保育（通常保育の児童と一緒に集団生活を体験、毎月第3水曜日9時30分～11時30分）等を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は定員150人のところ待機児童が多いことから、児童福祉施設最低基準を遵守しながら、毎月概ね172人の児童を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により変わることがあるが、年度によって大きな変化はない。
【管理運営コスト】 平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金による備品購入費・修繕料・工事請負費が含まれ、平成23年度は神奈川県子育て支援事業市町村交付金による工事等を実施したため、管理費が増加している。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。
【使用料】 平成23年度の保育料収入は22年度に比べて増加している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、また地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

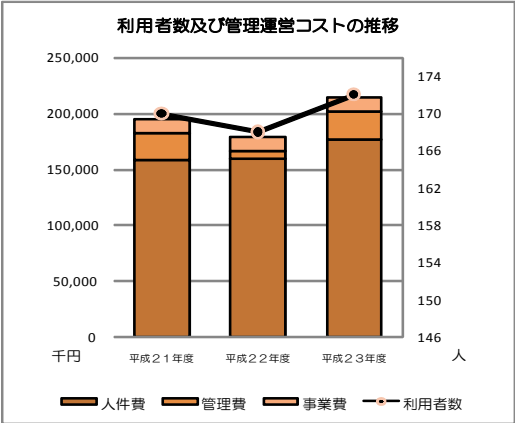
資料

●利用者数（単位：人）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	170	168	172

●管理運営コストの内訳（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	158,604,949	159,678,120	176,255,057
管理費	24,148,847	6,819,658	25,076,666
事業費	12,403,810	12,503,402	12,805,407
合計	195,157,606	179,001,180	214,137,130



●使用料収入（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	44,284,290	42,144,100	46,678,400

●利用者一人あたりのコスト（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	887,490	814,625	973,597

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数（単位：人）

項目	職員等	臨時職員等
人数	25	22

●施設の稼働率（単位：％）

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市立浜須賀保育園	105.11	111.94	114.67

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 $= \frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$

【施設番号 7-6 】

施設名	茅ヶ崎市立室田保育園		施設所管課	保育課
施設の設置目的	児童福祉法第24条第1項の規定により保育に欠ける児童を保育するための施設			
所在地	室田1－3－13	設置年月日	昭和58年4月1日	
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。 必要があると認めるときは、保育時間を午前7時から午後7時までの間で変更することができる。			
建物規模	敷地面積	1,300 m ²	延べ床面積	490 m ²
	会議室等の 内容	事務室、保育室、調理室、調乳室、園庭		
施設の沿革	昭和58年4月開設			

1 業務の履行状況

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えるよう努めている。保育の質の向上を図るため、保育士等を各種研修会等に出席させている。自己研鑽を行っている。また、安心・安全な保育を実施するために、設備の保守点検や施設の改修整備を随時行い、施設の維持管理に努めている。

2 サービス提供の状況

1 1時間開所の通常保育の他に、特別保育として1時間の延長保育を実施している。また地域の子育て家庭支援のため園庭開放（原則毎週月～金曜日10時～14時）、のびのび広場（保育園における地域の子育て家庭同士の交流及び情報交換、毎月第4土曜日13時30分～15時）、子育て情報紙の発行（年4回）、体験保育（通常保育の児童と一緒に集団生活を体験、毎月第3水曜日9時30分～11時30分）等を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成23年度は定員60人のところ待機児童が多いことから、児童福祉施設最低基準を遵守しながら、毎月概ね73人の児童を受け入れている。受け入れ人数はそのときの児童の年齢、保育士の配置等により変わることがあるが、年度によって大きな変化はない。

【管理運営コスト】
平成23年度は神奈川県子育て支援事業市町村交付金による工事等を実施したため、他の年度に比べ管理費が増加している。人件費については、児童の年齢や障害児の有無等により必要人数が変わるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

【使用料】
平成23年度の保育料収入は22年度に比べ増加している。しかしながら、保育料は保護者の税額、児童の年齢、兄弟入園の有無等により算定されるので、児童数の推移と必ずしも一致しないことがある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

保育事業は、市が責任を持って行う福祉施策のひとつであり、次世代育成支援の大きな柱である。公立保育園は、その取り組みを担う組織として、今後も関係機関と連携して、主体的・積極的に市の保育に取り組み、また地域の子育て支援の核としての役割を担うものである。このため、園庭開放、育児講座、子育て情報の発信などすでに行っている地域の子育て支援のより一層の拡充を図る。また、一時預かりや障害児の保育など、様々な保育ニーズに対応するための取り組みも行っていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	70	73	73

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	85,578,352	87,529,904	93,706,916
管理費	3,988,209	7,202,426	24,688,759
事業費	6,110,257	6,133,136	6,187,294
合計	95,676,818	100,865,466	124,582,969

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	16,685,150	17,476,650	18,697,950

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	1,128,452	1,142,313	1,450,480

●職員等の人数 (単位：人)

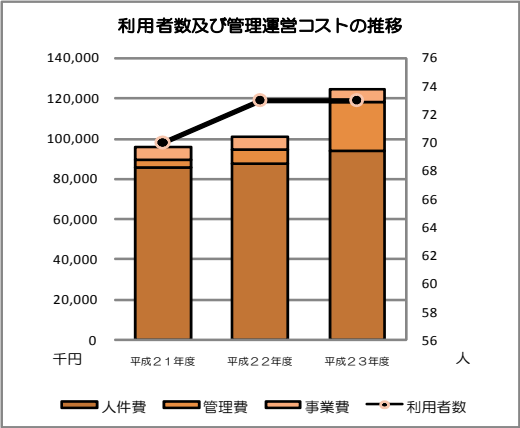
項目	職員等	臨時職員等
人数	12	16

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市立室田保育園	116.25	121.67	121.67

※茅ヶ崎市立保育園は在籍率とします。

※在籍率 = $\frac{\text{在籍児の1年間の平均人数}}{\text{定員数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 8-1 】

施設名	茅ヶ崎市営中海岸水泳プール		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の誰もが気軽に健康づくりや体力づくりができる場の提供			
所在地	中海岸3－12986－22		設置年月日	昭和35年6月30日
休館日	なし。ただし、点検や天候により臨時休業の場合有り。			
開館時間	午前9時から午後5時			
建物規模	敷地面積	2,467 ㎡	延べ床面積	114 ㎡
	会議室等の内容	トイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、ロッカールーム、受付室		
施設の沿革	昭和35年6月に開設。			

1 業務の履行状況

休止中のため未記載

2 サービス提供の状況

休止中のため未記載

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 休止中のため未記載
【管理運営コスト】 休止中のため未記載
【使用料】 休止中のため未記載

4 今後の業務改善に向けた考え方

休止中のため未記載

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	—	—	—

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	—	—	—
管理費	—	—	—
事業費	—	—	—
合計	—	—	—

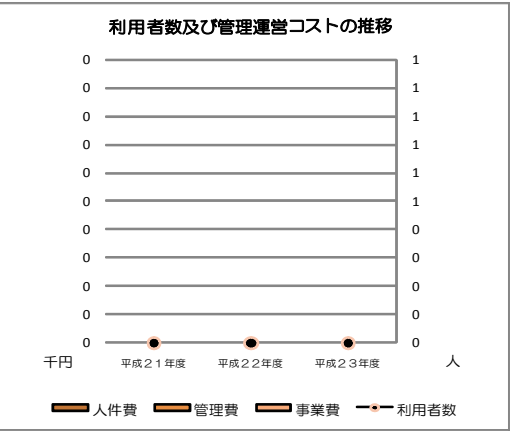
※短期間の運営のため人件費は管理費に含めて記載しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	—	—	—



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	—

※休止中のため未記載

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市営海岸水泳プール	—	—	—

※茅ヶ崎市営水泳プールは利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{\text{利用期間中に利用があった日数}}{\text{利用期間中の利用可能な日数}}$$

【施設番号 8-2 】

施設名	茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の誰もが気軽に健康づくりや体力づくりができる場の提供			
所在地	浜須賀18-38	設置年月日	昭和40年3月30日	
休館日	なし。ただし、点検や天候により臨時休業の場合有り。			
開館時間	午前9時から午後5時			
建物規模	敷地面積	2,850 m ²	延べ床面積	200 m ²
	会議室等の内容	トイレ、洗面所、給湯室、更衣室、シャワー室、ロッカールーム、救護室、受付室、従業員控室		
施設の沿革	昭和40年3月に開設。			

1 業務の履行状況

毎年7月と8月の2ヶ月間開場し、多くの市民の方々に利用していただいている。開設後45年が経過して経年劣化による施設の老朽化が目立つが、安全性を第一に、施設全般の補修や循環装置の維持、また最低限の美観の保持に努め、適正に維持管理を行っている。また、一部業務委託についても、委託業者と定期的な打合せの他、常時連携しながらの連絡体制を図り、トラブルや事故の回避に努めている。

2 サービス提供の状況

夜間の盗難の頻発から平成19年度に売店を閉鎖したが、平成21年度より茅ヶ崎市身体障害者福祉協会を通じて飲料やアイスクリームの自動販売機を設置、好評を得ている。また、オムツの取れない幼児については、衛生管理上プールへの入水を禁止しているが、幼児用の簡易プールの設置を平成23年度に試験的に実施し、好評であった。さらに施設的にも椅子やテーブル等の増設を図ってきており、サービスの向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は、利用者数が前年度に比べ少ないが、プールについてはその年の天候に大きく左右されるため毎年の変動が大きく、比較が難しい。浜須賀プールについては、大人と小人の利用がほぼ同じ程度の割合で推移している。
【管理運営コスト】 天候や入場者数により左右されるために比較は難しいが、コストは減少傾向にある。委託による運営費はほとんどが人件費であることから、最低賃金の上昇に合わせ一定の割合で推移していくが、維持管理費については施設がいずれも老朽化しているため、施設の状況に合わせた不測の費用が発生する場合がある。
【使用料】 料金は利用者数と同様、天候に大きく左右されるが、大人と小人の利用がほぼ同程度の割合で推移している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

老朽化した施設について、管理棟建て替え及びプール本体の改修を、公共施設整備・再編計画に基づき、平成24年度に設計委託、平成25年度に工事を実施予定としているが、同時に施設全体の安全性や設備の充実についても検討していく予定。ただ、施設規模から入場者数の大きな増加は見込めず、2ヶ月間だけの開場のための経費としても大きいため、小和田浜公園全体での通年施設として検討していくことも必要かと考える。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	15,767	20,246	16,009

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	—	—	—
管理費	15,383,889	14,442,800	13,734,067
事業費	—	—	—
合計	15,383,889	14,442,800	13,734,067

※短期間の運営のため人件費は管理費に含めて記載しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	1,513,750	1,965,340	1,572,810

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	880	616	760

●職員等の人数 (単位：人)

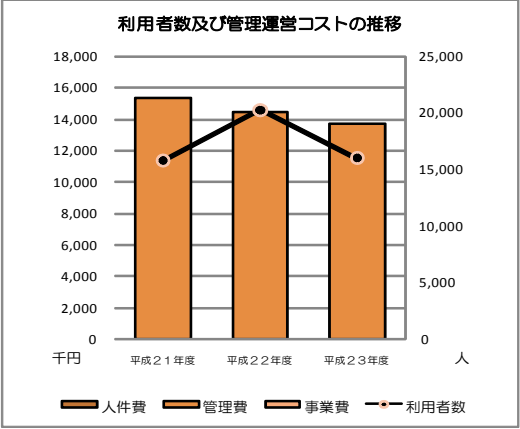
項目	職員等	臨時職員等
人数	—	—

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市営水泳プールは利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{利用期間中に利用があった日数}}{\text{利用期間中の利用可能な日数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※利用期間中の平均の常勤配置職員数を記載しています。

【施設番号 8-3 】

施設名	茅ヶ崎市営殿山水泳プール		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の誰もが気軽に健康づくりや体力づくりができる場の提供			
所在地	甘沼285-1	設置年月日	昭和45年7月1日	
休館日	なし。ただし、点検や天候により臨時休業の場合有り。			
開館時間	午前9時から午後5時			
建物規模	敷地面積	2,149 m ²	延べ床面積	178 m ²
	会議室等の内容	トイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、ロッカールーム、受付室、従業員控室		
施設の沿革	昭和45年7月に開設。			

1 業務の履行状況

毎年7月と8月の2ヶ月間開場し、多くの市民の方々に利用していただいている。開設後40年が経過して経年劣化による施設の老朽化が目立つが、安全性を第一に、施設全般の補修や循環装置の維持、また最低限の美観の保持に努め、適正に維持管理を行っている。また、一部業務委託についても、委託業者と定期的な打合せの他、常時連携しながらの連絡体制を図り、トラブルや事故の回避に努めている。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎市身体障害者福祉協会を通じて売店や飲料の自動販売機を設置、プール利用者の多数を占める小中学生に好評を得ている。また、オムツの取れない幼児については、衛生管理上プールへの入水を禁止しているが、幼児用の簡易プールの設置を平成23年度に試験的に実施し好評であった。さらに施設のにも日除けや椅子、テーブル等の増設を図ってきており、サービスの向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成23年度は、利用者数が前年度に比べ少ないが、プールについてはその年の天候に大きく左右されるため毎年の変動が大きく、比較が難しい。殿山プールについては、小中学生を中心に小人の利用が圧倒的に多い。
【管理運営コスト】
天候や入場者数により左右されるために比較は難しいが、同程度のコストで推移している。委託による運営費はほとんどが人件費であることから、最低賃金の上昇に合わせ一定の割合で推移していくが、維持管理費については施設がいずれも老朽化しているため、施設の状況に合わせた不測の費用が発生する場合がある。
【使用料】
料金は利用者数と同様、天候に大きく左右される。殿山プールは小人の利用が多いため、他のプールに比して収入は少なくなっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成20年度に行った擁壁改修工事により施設としての安全性は確保されたが、老朽化した施設の維持と安全性の確保及び設備の充実を継続的に図っていく必要がある。しかしながら、施設規模から入場者数の大きな増加は見込めず、2ヶ月間だけの開場のための経費としても大きいため、斜面地からの移転を含めて通年施設としての検討も必要と考える。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	7,200	8,837	7,869

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	—	—	—
管理費	10,255,926	11,595,109	10,316,443
事業費	—	—	—
合計	10,255,926	11,595,109	10,316,443

※短期間の運営のため人件費は管理費に含めて記載しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	600,350	732,600	631,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	1,341	1,229	1,231

●職員等の人数 (単位：人)

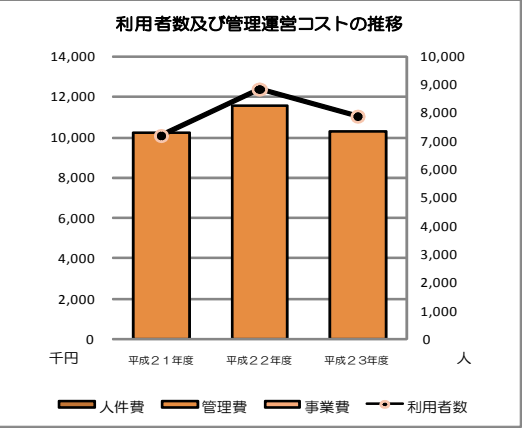
項目	職員等	臨時職員等
人数	—	—

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市営殿山水泳プール	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市営水泳プールは利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{\text{利用期間中に利用があった日数}}{\text{利用期間中の利用可能な日数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※利用期間中の平均の常勤配置職員数を記載していません。

【施設番号 9 】

施設名	茅ヶ崎市氷室椿庭園		施設所管課	公園緑地課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸南3－2－41	設置年月日	平成3年10月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	2,130 m ²	延べ床面積	175 m ²
	会議室等の内容	雪月花の間、菊月の間		
施設の沿革	平成3年10月1日開園。			

1 業務の履行状況

本施設は、約250種ある椿のほか、松やバラなどの庭木を含め約1,300本におよぶ植栽があり、それらの植栽管理及び建物の維持管理に努めている。特に椿は、開花シーズンには市外からも見学者が訪れるほど人気があり、年間を通じて椿の管理を行っている。また、建物については、有料の和室の貸出業務に加え、日々の清掃、定期的な補修・修繕などを行っている。

2 サービス提供の状況

氷室椿庭園の由来や和室の利用方法を記入したパンフレットと、約250種ある椿のうち代表種の特徴や庭園内の椿の配置を図示した椿マップを作成し、現地のほか観光案内所に設置、無料で配布している。また、2月～3月は椿の開花シーズンとなり来場者数が増えるため、開花シーズン前に松の剪定や建物修繕を行い、利用者へのサービス向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 和室の利用者数については、平成22年度は東日本大震災の影響もあり減少したものの、平成23年度は椿鑑賞会を始めとして俳句、謡及び絵手紙など、209名の利用があった。 一般来園者については、無料施設のため人数は不明であるが、椿のシーズンには多くの来園者でにぎわっている。
【管理運営コスト】 人件費については近年変動しておらず、施設維持費についても、光熱水費や肥料などの消耗品、警備や植栽管理に係る委託料などはほぼ同額で推移しているが、建物内の軽微な修繕等は職員が行うことによりコストダウンに努めている。
【使用料】 平成23年度は俳句の会や謡の会などの定期利用者による利用が増えたため、使用料が増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

昭和10年及び35年に建てられている建物は老朽化が進んでおり、継続的な修繕及び利用者の安全確保を図っていく必要がある。また、施設職員の高齢化が進んでいるため、業務に支障が出ないよう引継を行っていく必要がある。

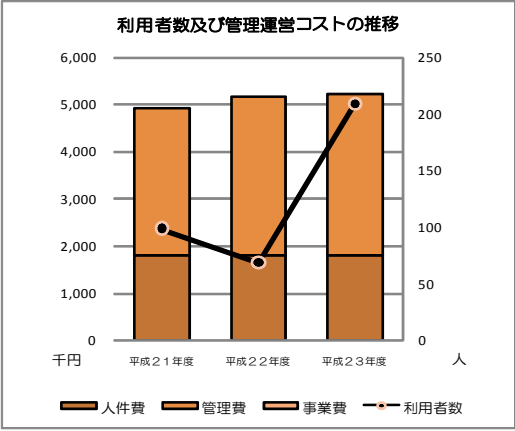
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	99	69	209

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	1,800,000	1,800,000	1,800,000
管理費	3,140,883	3,364,799	3,428,743
事業費	—	—	—
合計	4,940,883	5,164,799	5,228,743



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	8,700	4,600	19,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	49,820	74,785	24,923

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※和室利用者のみで庭園利用者は含まれていません。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	—

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
雪月花の間・菊月の間	2.60	2.20	6.38

※稼働率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10】

施設名	茅ヶ崎市営住宅		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	別表１０参照	設置年月日	別表１０参照	
休館日	なし			
開館時間	—			
建物規模	敷地面積	別表１０参照	延べ床面積	別表１０参照
	会議室等の内容	別表１０参照		
施設の沿革	別表１０参照			

1 業務の履行状況

公営住宅法に基づく住宅として、住宅に困窮する低額所得者に対する居住の安定を図るため昭和20年代から建設を進め、平成13年度からは借上型市営住宅制度を導入して良質な住宅の整備を行っている。現在、昭和40年代に建設した老朽化の進むストック住宅について、入居者の居住性・安全性の向上が図られるよう改善事業を実施し、安全・安心な住まいの供給に努めている。

平成24年3月末現在、市内全域に12団地450戸の市営住宅を管理しており、このうち直接建設による市営住宅は5団地331戸、借上型市営住宅は7団地119戸となっている。また、直接建設の住宅のうち1団地15戸については高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）として整備されている。

なお、ストック（既存住宅）の中長期的な維持管理を実現するため平成22年3月に「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」を策定した。

また、今後の供給量とストックの長期有効活用をはかるため、「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画（策定中）」を策定しています。ストックの管理については、これらの計画に基づいて適切な管理運営を行なっていく。

2 サービス提供の状況

市営住宅の入居者募集については定期募集を実施しており、平成23年度の応募者は募集戸数11戸に対して174人（応募倍率約15.8倍）となり、平成22年度に応募倍率7.1倍を上回る結果となった。

またストック住宅への管理については、漏水や玄関ドア、窓サッシ等の宅内緊急修繕への対応、また、受水槽ポンプや給水ポンプ等の共用部分への必要修繕など、約100件を超える修繕に対応した。

このほか平成22年度から「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」に基づき計画を進めていくストック改善事業「給湯設備設置及び浴室ユニットバス化」の工事を市営香川住宅において11戸実施した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年3月末には管理総戸数410戸に対して、入居戸数は379戸、空家は31戸となっており、空家のうち21戸は建替予定住宅のため新規入居者募集を中止している政策空家であるが、残りの10戸は定期募集当選者及び補充者の入居が決定している入居準備中空家で、平成23年中に入居が完了している。 平成24年3月末には管理総戸数450戸に対して、入居戸数が409戸、空家は41戸となっており、空家のうち24戸は政策空家で、残りの17戸については、全戸が入居準備中空家となっており、市営住宅の需要は依然高い状況となっている。入居者総数は新たに借上型市営住宅が40戸増えたことにより、実数として増えたものの、傾向として減少傾向にあり、空家数の変動以外に世帯人数の減少傾向が要因と考えられる。
【管理運営コスト】 管理費のうち、建物、設備等の法定点検、定期点検に要する費用は概ね同額で推移している。 また、維持補修にかかる費用（修繕料、工事請負費）については、工事内容や規模等により年度毎の増減幅が大きく、平成20年度には、今宿住宅の外壁改修のほか、香川住宅及び菱沼住宅の排水本管の改修等規模の大きな工事を実施し、平成21年度には、香川住宅における「給湯設備設置及び浴室ユニットバス化」のためのモデルルーム工事のみとなり、平成22年度には、香川住宅の「給湯設備設置及び浴室ユニットバス化」の工事を10戸実施し、引き続き平成23年度には、11戸実施する。
【使用料】 平成21年度から22年度にかけては、借上型市営住宅27戸の使用料が新たに納付され、約890万円の増額となっている。また、平成22年度から23年度にかけても借上型市営住宅40戸の使用料が新たに納付され、約630万円の増額となっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成22年度からの計画期間となっている「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化の進むストック住宅における入居者の居住性・安全性の向上が図られるよう、ストック改善事業を計画的に実施することで、維持修繕にかかる費用を平準化していくほか、借上型市営住宅による良質な住宅の整備を引き続き進め、住宅に困窮する低額所得者に対する居住の安定を図ることができるよう、良質な市営住宅の安定供給を目指していく。

資料

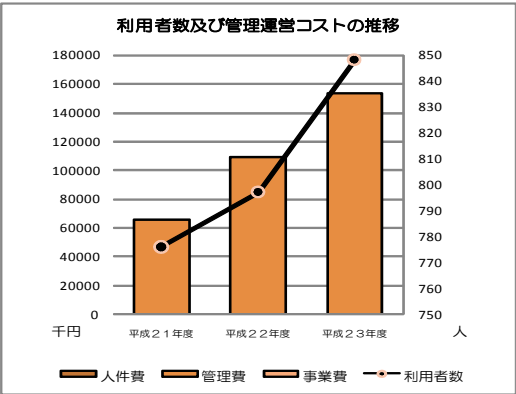
●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	776	797	848

※入居者総数を記載しています。

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	—	—	—
管理費	65,873,436	108,889,870	153,557,979
事業費	—	—	—
合計	65,873,436	108,889,870	153,557,979



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	82,645,313	91,567,536	97,933,882

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	-21,613	21,734	65,594

※使用料収入が上回っている場合は「－」の記載をしています。

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	—

※市営住宅には常勤職員がいいため記載していません。

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市営住宅（香川住宅）	98.20%	95.45%	96.61%
茅ヶ崎市営住宅（高田住宅）	96.36%	99.05%	100.00%
茅ヶ崎市営住宅（菱沼住宅）	97.50%	100.00%	97.50%
茅ヶ崎市営住宅（今宿住宅）	100.00%	95.00%	87.50%
茅ヶ崎市営住宅（松林住宅）	100.00%	100.00%	93.33%
茅ヶ崎市営住宅（つつじハイム香川）	100.00%	95.00%	95.00%
茅ヶ崎市営住宅（つつじハイム菱沼）	100.00%	95.00%	100.00%
茅ヶ崎市営住宅（つつじハイム松林）	100.00%	100.00%	100.00%
茅ヶ崎市営住宅（つつじハイム萩園）	—	100.00%	100.00%
茅ヶ崎市営住宅（つつじハイム萩園第二）	—	100.00%	100.00%
茅ヶ崎市営住宅（つつじハイム香川第二）	—	—	100.00%
茅ヶ崎市営住宅（コンフォール茅ヶ崎浜見平）	—	—	95.00%

※茅ヶ崎市営住宅は入居率とします。

※入居率 = $\frac{\text{実入居戸数}}{\text{入居可能な戸数}}$

別表10 茅ヶ崎市営住宅の概要

施設名	香川住宅（１～７号棟）		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	香川１－１４（１～４号棟） 香川１－１３（５～７号棟）		設置年月日	【建設年度】 昭和４１年、４２年、５２年、 ５３年度
建物規模	敷地面積	7,033 ㎡	延べ床面積	6,778 ㎡
	会議室等の 内容	簡易耐火構造（１～４号棟）3DK 24戸数 中層耐火構造（５～７号棟）3DK 94戸数 【共同施設等】集会所、児童遊園		
施設の沿革	昭和41年度管理開始			

施設名	高田住宅（1～17号棟）		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	高田2－14		設置年月日	【建設年度】 昭和42年、43年、44年度
建物規模	敷地面積	7,780 ㎡	延べ床面積	5,688 ㎡
	会議室等の 内容	簡易耐火構造（1～15号棟）3DK 78戸数		
		中層耐火構造（16号棟）3DK 20戸数		
施設の沿革	昭和43年度管理開始			

施設名	菱沼住宅（１～２号棟）			施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため				
所在地	菱沼２－１２		設置年月日	【建設年度】 昭和４５年度	
建物規模	敷地面積	1,940 ㎡		延べ床面積	1,708 ㎡
	会議室等の 内容	中層耐火構造（１号棟）3DK 20戸数 中層耐火構造（２号棟）2DK 20戸数 【共同施設等】児童遊園			
施設の沿革	昭和46年度管理開始				

施設名	今宿住宅（1～2号棟）		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	今宿243-3		設置年月日	【建設年度】 昭和63年度、平成元年度
建物規模	敷地面積	2,549 ㎡	延べ床面積	2,707 ㎡
	会議室等の 内容	中層耐火構造（1～2号棟）3DK 40戸数 【共同施設等】児童遊園		
施設の沿革	平成元年度管理開始			

施設名	松林住宅		施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため			
所在地	松林３－９－２８		設置年月日	【建設年度】 平成１０年度
建物規模	敷地面積	1,341 ㎡	延べ床面積	1,050 ㎡
	会議室等の 内容	中層耐火構造 1DK 9戸数 中層耐火構造 2DK 6戸数 【共同施設等】生活相談室兼団らん室		
施設の沿革	平成１０年度管理開始			

施設名	つつじハイム香川			施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため				
所在地	香川6－9－1		設置年月日	【建設年度】 平成14年度	
建物規模	敷地面積	1,395 ㎡		延べ床面積	1,269 ㎡
	会議室等の 内容	中層耐火構造 1LDK 5戸数			
		中層耐火構造 2LDK 5戸数			
		中層耐火構造 3LDK 10戸数			
施設の沿革	平成15年度管理開始				

施設名	つつじハイム菱沼			施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため				
所在地	菱沼２－１１－２６		設置年月日	【建設年度】 平成１６年度	
建物規模	敷地面積	756 ㎡		延べ床面積	1,292 ㎡
	会議室等の 内容	中層耐火構造	1DK	5戸数	
		中層耐火構造	2DK	5戸数	
		中層耐火構造	3LDK	10戸数	
施設の沿革	平成１７年度管理開始				

施設名	つつじハイム松林			施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため				
所在地	松林2－11－3		設置年月日	【建設年度】 平成18年度	
建物規模	敷地面積	1,022 ㎡		延べ床面積	750 ㎡
	会議室等の 内容	中層耐火構造	1DK	3戸数	
		中層耐火構造	2DK	6戸数	
		中層耐火構造	3DK	3戸数	
施設の沿革	平成19年度管理開始				

施設名	つつじハイム萩園			施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため				
所在地	萩園2352-1		設置年月日	【建設年度】 平成21年度	
建物規模	敷地面積	578 m ²		延べ床面積	748 m ²
	会議室等の 内容	中層耐火構造	1LDK	3戸数	
		中層耐火構造	2LDK	6戸数	
		中層耐火構造	3LDK	3戸数	
施設の沿革	平成22年度管理開始				

施設名	つつじハイム萩園第2		施設所管課	建築課	
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため				
所在地	萩園1623-1		設置年月日	【建設年度】 平成21年度	
建物規模	敷地面積	721 ㎡		延べ床面積	709 ㎡
	会議室等の 内容	中層耐火構造 1DK	6戸数		
		中層耐火構造 2DK	3戸数		
		中層耐火構造 2LDK	3戸数		
		中層耐火構造 3LDK	3戸数		
施設の沿革	平成22年度管理開始				

施設名	つつじハイム香川第2			施設所管課	建築課
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため				
所在地	香川6－10－33		設置年月日	【建設年度】 平成22年度	
建物規模	敷地面積	998 ㎡		延べ床面積	1,238 ㎡
	会議室等の 内容	中層耐火構造 1DK	6戸数		
		中層耐火構造 2DK	9戸数		
		中層耐火構造 3DK	5戸数		
施設の沿革	平成23年度管理開始				

施設名	コンフォール茅ヶ崎浜見平		施設所管課	建築課	
施設の設置目的	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため				
所在地	浜見平 1 4－2		設置年月日	【建設年度】 平成 2 1, 2 2 年度	
建物規模	敷地面積	1,089 ㎡		延べ床面積	3,859 ㎡
	会議室等の 内容	中層耐火構造	1DK	7戸数	
		中層耐火構造	2DK	7戸数	
		中層耐火構造	3DK	6戸数	
施設の沿革	平成 2 3 年度管理開始				

【施設番号 11-1 】

施設名	茅ヶ崎市立小和田公民館		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	実際の生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。			
所在地	美住町6-20	設置年月日	昭和55年5月8日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	2,056 m ²	延べ床面積	686 m ²
	会議室等の内容	講義室、子ども室、実習室、学習室(1)、学習室(2)、和室 (別棟 なかよしルーム14.58㎡、倉庫34.15㎡)		
施設の沿革	昭和55年5月8日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。			

1 業務の履行状況

社会教育施設として社会教育法第22条に規定されている事業を開催して学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場を提供している。また、各公民館の中で最も利用者が多く、6万人以上の利用があり、多くの利用者が施設を安心して利用できるように適正な維持管理を行っている。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新しい職員体制により公民館運営にあっている。公民館として機能が低下しないように、職員研修の充実、職員間の情報共有に努めている。主催事業においても現代的課題である認知症対策講座、環境問題など、生活に密着した身近なテーマの事業を展開して多くの参加があった。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 年間6万人を超える利用者があり、公民館全体の利用率も平成23年度は65.2%で、5館中一番高い利用率となっている。
【管理運営コスト】 平成23年度から社会教育嘱託員の処遇改善の実施による報酬額の増額と、臨時職員の最低賃金の増額により人件費が増加した。また、昭和55年5月に開館して30年が経過し、施設の老朽化が見られるため、修繕等に対応している。平成23年度は公共建築物中長期保全計画に基づく第一次予防保全実施計画により、予防保全工事(外壁及び非常階段の改修 1,218万円)を行った。
【使用料】 なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成21年度から新しい職員体制に移行したが、日常業務における職員対応について、利用者の方からの指摘などはない。今後も、地域の方々の協力をいただき、様々な主催事業を開催して学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場を提供していく。

資料

●利用者数（単位：人）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	60,593	60,508	61,807

●管理運営コストの内訳（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	23,954,123	23,756,041	25,784,880
管理費	8,777,167	6,150,492	17,817,711
事業費	2,747,070	1,220,377	1,264,566
合計	35,478,360	31,126,910	44,867,157

●使用料収入（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	586	514	726

●職員等の人数（単位：人）

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	7

※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

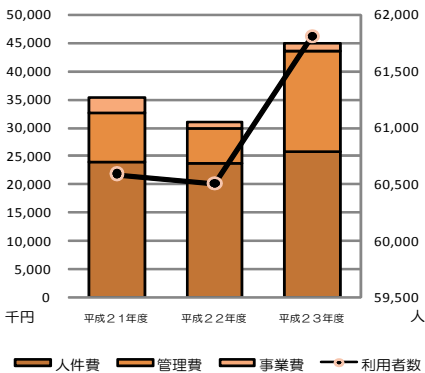
●施設の稼働率（単位：％）

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講義室	88.84	85.65	86.35
子ども室	53.53	54.52	57.98
学習室1	65.69	46.65	69.33
学習室2	68.13	67.18	69.90
和室	54.40	67.43	56.98
実習室	45.30	56.64	50.73

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった時間数}}{1 \text{ 年間の利用可能な時間数}}$$

利用者数及び管理運営コストの推移



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 11-2 】

施設名	茅ヶ崎市立鶴嶺公民館		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。			
所在地	萩園2028-55	設置年月日	昭和57年5月7日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,459 m ²	延べ床面積	784 m ²
	会議室等の内容	講義室、こども室、実習室、学習室（１）、学習室（２）、和室		
施設の沿革	昭和57年5月7日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。			

1 業務の履行状況

社会教育施設として社会教育法第22条に規定されている事業を開催して学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場を提供している。また、施設を安心して利用できるように適正な維持管理を行っている。

2 サービス提供の状況

正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の職員体制により公民館運営にあたっている。公民館としての機能の充実のため、職員研修、職員間の情報共有に努めつとともに、主催事業としては、「公民館まつり」や子育て講座を初めとして、43事業を実施して地域交流の場や学習機会を提供するとともに、サークルの活動の場を提供している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、年間4万5千人前後で推移している。
【管理運営コスト】 平成23年度から社会教育嘱託員の処遇改善の実施による報酬額の増額と、臨時職員の最低賃金の増額により人件費が増加した。昭和57年5月に開館して29年が経過し、施設の老朽化が見られるため、次のように施設の維持管理のため工事を行っている。 ※平成20年度外壁改修工事を実施8,925,000円 ※平成21年度調理実習ガステーブル交換工事2,884,192円 ※平成22年度屋上防水工事及び非常階段改修工事9,765,000円
【使用料】 なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成21年度から新しい職員体制に移行したが、日常業務における職員対応について、利用者の方からの指摘などはない。今後も、様々な主催事業を開催して学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場を提供していく。

資料

●利用者数（単位：人）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	45,897	45,331	43,759

●管理運営コストの内訳（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	26,111,572	25,203,150	25,726,745
管理費	10,211,348	16,456,060	5,051,439
事業費	2,984,434	1,389,313	1,343,530
合計	39,307,354	43,048,523	32,121,714

●使用料収入（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト（単位：円）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	856	950	734

●職員等の人数（単位：人）

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	7

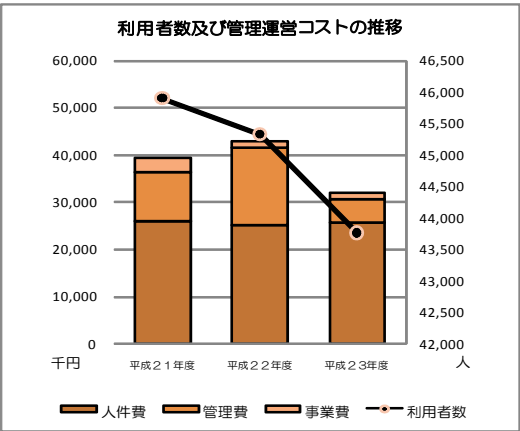
※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

●施設の稼働率（単位：％）

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講義室	73.64	73.45	73.99
子ども室	43.70	42.84	40.47
学習室1	44.38	42.51	37.24
学習室2	55.13	53.79	52.68
和室	48.24	43.22	39.54
実習室	29.70	20.15	22.50

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった時間数}}{1 \text{ 年間の利用可能な時間数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 11-3】

施設名	茅ヶ崎市立松林公民館		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	実態生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。			
所在地	室田 1－3－2	設置年月日	昭和58年5月6日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,500 m ²	延べ床面積	772 m ²
	会議室等の内容	講義室、保育室、実習室、第1会議室、第2会議室、和室		
施設の沿革	昭和58年5月6日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。			

1 業務の履行状況

社会教育施設として社会教育法22条に規定されている事業を開催し、学習の機会を提供すると共に、地域の学習拠点として学習活動の場、地域交流の場を提供している。また、開館から29年を経過し施設の修繕工事や備品等不良による買い換えを行い、施設を安心して利用できるように適正な維持管理を行っている。利用サークルで組織する利用者協議会と共催で、利用者の協力のもと年数回大掃除を行っている。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の職員体制で公民館運営にあたっている。主催事業では市民提案を受け実行委員会と協働で東日本大震災復興支援コンサートを実施するなど51事業を実施した。その内容は、現代的課題や地域課題をテーマとしたもの、子育て支援事業や子ども体験事業、世代間の交流や地域交流を目指したもの、学習成果の発表と交流、地域への還元を目指したものなど多岐にわたり、実施方法も公民館まつりなどの実行委員会によるもの、地域団体や利用グループとの協働協力、地域施設との連携など多様な展開を図った。情報提供と市民ニーズの調査は、事業の事前周知と共に終了後個人情報に配慮した事業風景の掲示や、各事業のアンケート調査で参加者の満足度や事業の振り返り、新規事業への反映を行った。施設修繕や節電に向け説明会や懇談会を行い、駐輪場改築工事の他、非常用照明設備等8件の修繕を行った。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成21年度は新型インフルエンザ発生の影響で前年度より減少し、また、平成22年度については東日本大震災のため3月に臨時休館、夜間の休館などのため利用者数が大幅に減少した。23年度については利用人数は減少したが利用率が上昇している。部屋の予約が困難になり、学校開放の体育館へ利用を変更した団体などの影響があった。
【管理運営コスト】 平成21年度・22年度は新しい職員体制に移行し人件費が減少し、23年度は社会教育嘱託員の処遇改善の実施による報酬額の増額や臨時職員の最低賃金の増額を受けて人件費が前年より上昇した。昭和58年5月に開館し、29年が経過したため施設の老朽化がみられ、平成23年度は駐輪場改築工事の他に、修繕等8件に取り組んだ。
【使用料】 なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

社会教育施設として質の高い公民館事業の充実を図る。市民・地域・公民館が協働し、地域課題の解決に向けた学習に市民自ら取り組む機会の提供と、安全・安心と利用しやすい公民館を目指し施設の維持管理を進める。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	55,394	53,607	52,610

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	25,454,694	24,747,969	26,193,058
管理費	7,929,201	5,878,192	7,922,618
事業費	1,159,115	1,038,390	1,232,778
合計	34,543,010	31,664,551	35,348,454

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	624	591	672

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	7

※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

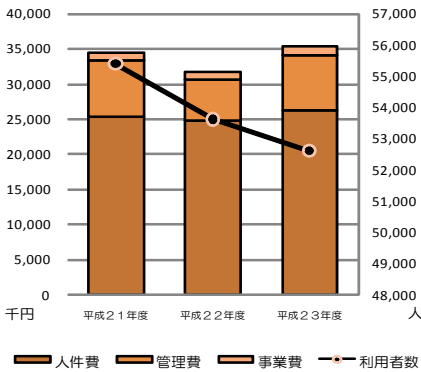
●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講義室	78.72	77.61	78.61
保育室	38.79	43.19	45.69
第1会議室	54.18	55.36	57.89
第2会議室	58.90	63.43	63.27
和室	45.41	48.58	48.26
実習室	25.16	24.54	26.25

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった時間数}}{1 \text{ 年間の利用可能な時間数}}$

利用者数及び管理運営コストの推移



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 11-4】

施設名	茅ヶ崎市立南湖公民館		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	実態生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。			
所在地	南湖6－15－1	設置年月日	昭和60年5月7日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,581 m ²	延べ床面積	759 m ²
	会議室等の内容	1階 講義室、保育室、ロビー、(図書室) 2階 学習室、会議室、和室、実習室		
施設の沿革	昭和60年5月7日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。			

1 業務の履行状況

公民館設置から27年が経過した施設を安心して利用できるように維持管理を行っている。公民館に求められている今日的、現代的課題への事業展開を積極的に実施し、地域のニーズ、住民のニーズを踏まえつつ、社会教育、子ども支援、子育て支援、健康・福祉、地域交流など幅広い事業展開の中から、地域住民の交流の場・地域生活活動を解決するための学習機会の提供を促進するよう努めている。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新たな職員体制により公民館運営にあっている。公民館活動事業として主に乳幼児、乳幼児の親子、小学校低学年、小学校高学年を対象とした子どもの健全な発達をめざす事業6事業、地域と子どもたちとの関わり、世帯間交流の促進などの地域交流を図る事業9事業、さまざまな現代的・今日的な課題を考える事業5事業、健康をキーワードに高齢者を対象にした事業や料理講座などの事業7事業、文学や経済などを学び自己表現による自分探しと文化に触れるきっかけづくりをめざす事業4事業など、施設の質の向上や公民館活動事業の充実に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
近隣に地域集会施設等が設置されたため全体的な利用者数は減少傾向である。団体・サークル等の利用者数は減少傾向にあるが、主催事業での参加者数は増加又は横ばい傾向にある。
【管理運営コスト】
平成23年度から社会教育嘱託員の処遇改善の実施による報酬額の増額と、臨時職員の最低賃金の増額により人件費が増加した。また、台風の影響で自転車置き場の修繕が発生し管理費が増加した。
【使用料】
なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

地域の社会教育施設としての整備・充実を図りながら、大人と子どもの多様な学習機会の提供、家庭教育・幼児期の教育の支援、社会教育関係団体・学習グループの育成・支援、次世代育成のネットワークと学校・家庭・地域の連携支援などの育成・支援講座を実施し、学習成果を生かす場の提供や学習情報の提供を進めていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	34,344	34,050	34,160

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	26,524,774	25,245,690	26,853,820
管理費	5,598,016	4,037,463	5,099,244
事業費	1,144,308	1,174,500	1,135,375
合計	33,267,098	30,457,653	33,088,439

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	969	894	969

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	7

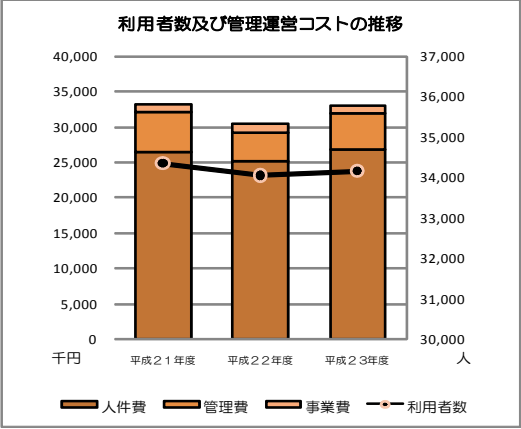
※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講義室	81.49	84.75	84.90
保育室	52.80	50.16	52.20
学習室	49.65	53.08	50.90
会議室	53.91	58.12	57.10
和室	32.71	33.77	34.90
実習室	16.94	18.60	16.40

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった時間数}}{1 \text{ 年間の利用可能な時間数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 11-5】

施設名	茅ヶ崎市立香川公民館		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。			
所在地	香川1－11－1	設置年月日	平成元年5月12日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	2,085 m ²	延べ床面積	1,089 m ²
	会議室等の内容	講義室、保育室、集会室(大、中、小)、和室、調理実習室		
施設の沿革	平成元年5月12日開館。当初職員は4人体制、平成7年度から職員3人・社会教育嘱託員3人に、平成21年度からは職員2人・再任用職員1人・社会教育嘱託員4人に移行した。			

1 業務の履行状況

社会教育施設としての公民館事業に支障が生じないよう、また、公民館を利用するサークル・団体が心地よく利用できるように、事務処理や施設管理にあたっている。平成元年の開館から20年以上が経過し、施設的に修繕の箇所が目立ってきている状況はあるが、安心・安全の確保を優先的に維持管理に努めている。また、利用者の団体である利用者懇談会による年に数回の館内清掃や、雑木林の手入れ作業など、利用者の協力を得ながら実施している。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新たな職員体制により公民館運営にあたっている。公民館事業に欠かせない主催事業では、市民提案事業を採用し、市民ニーズに即した事業展開に心がけ実施をしている。公民館での学びを地域に還元する目的で、夏休みに実施された「夏休み自由広場」は香川公民館で活動するサークル・団体の協力で23年度は26事業が開催され、地域の子どもがサークル活動を楽しみ体験でき、参加者からは好評を得ている。協力が得られないと実施は出来ないが、翌年も実施したい事業である。また、成人教育では、家庭教育、環境や福祉に関する事業など、現代的課題に関する事業を行うとともに、地域交流を目的に「公民館まつり」を実行委員会制で毎年実施をしている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成22年度については東日本大震災のため3月に臨時休館、夜間の休館などのため利用者数が大幅に減少した。平成23年度は平成21年度に比べ利用者数は減っているが、利用率はほぼ同じである。
【管理運営コスト】 平成23年度から社会教育嘱託員の処遇改善の実施による報酬額の増額と、臨時職員の最低賃金の増額がなされたが、正規職員の人事異動により全体的な人件費は減少した。
【使用料】 なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

引き続き施設の維持管理を進め、利用者が利用しやすい学びの場としての公民館を目指すとともに、社会教育法第20条の目的が達成出来るよう、自主事業等の充実を図っていく。

【社会教育法第20条】

(目的) 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	50,193	45,581	47,587

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	25,075,794	25,039,001	23,031,273
管理費	6,130,833	7,235,368	5,856,437
事業費	1,286,230	1,281,873	1,555,590
合計	32,492,857	33,556,242	30,443,300

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	647	736	640

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	7

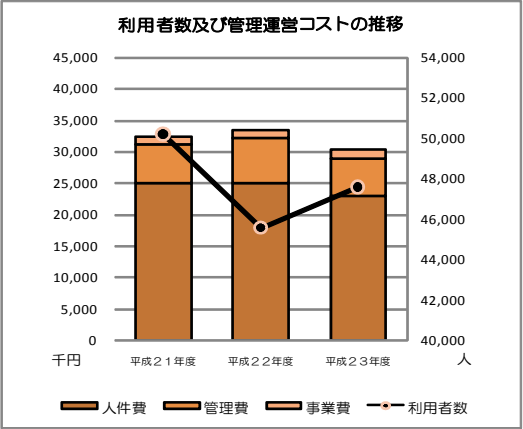
※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講義室	80.81	80.79	77.75
保育室	36.29	36.41	37.54
集会室 大	64.09	62.36	59.39
集会室 中	55.37	56.22	59.15
集会室 小	37.70	36.22	35.86
和室	41.80	38.68	38.74
調理実習室	25.46	24.54	25.95

※茅ヶ崎市立公民館は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった時間数}}{1 \text{ 年間の利用可能な時間数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 12-1 】

施設名	茅ヶ崎市文化資料館		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	文化的又は自然誌的郷土の資料を調査し、収集し、研究し、保管し、及び展示することにより市民の郷土愛と郷土文化の向上を図るため。			
所在地	中海岸2-2-18		設置年月日	昭和46年7月1日
休館日	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。(2) 1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,000 m ²	延べ床面積	483 m ²
	会議室等の内容	事務室、収蔵庫、展示室(1階、2階)、講義室兼資料整理室		
施設の沿革	昭和46年7月から開館。			

1 業務の履行状況

文化資料館は、開館以来、本市の文化的または自然誌的郷土資料の調査・研究、収集・保管、教育・普及といった社会教育活動を市民の協力で進めている。これまでの活動で、茅ヶ崎を知るために欠かせない、植物・動物標本資料、民俗資料、考古資料、図書資料を合計約5万3千点を収蔵・保管し、展示やワークショップを通じて活用を促している。また、児童・生徒による利用も多く、学校教育への利用促進も図っている。

2 サービス提供の状況

市教育委員会による直営により、市民から寄贈された資料を適切に管理、保管し、また、市民と協力した継続的な調査や研究活動を行うことで、資料やまちの歴史・自然といった情報の蓄積が図られ、地域と密着した展示やワークショップといった社会教育活動を展開することができている。

学芸員資格を有する職員と社会教育嘱託員が、市民と協力し、自然観察会や民俗行事の再現、文化財めぐり、遺跡見学会などのワークショップを実施している。また、特別展・企画展の企画・開催、常設展示替えなどを行い、収蔵資料の活用と茅ヶ崎を知る、学ぶ機会の提供に努めている。小中学校の依頼に協力し、児童・生徒の総合的な学習の時間への対応や出前講座なども実施しているほか、出版社や他の博物館・美術館などへの資料の貸出・提供を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度以降の入館者数は、教育指導要領の改訂に伴う総合的な学習の時間の縮小に伴い、児童・生徒による利用が、それまでの増加傾向から一転し、減少した。また、文化資料館は博物館施設であるため、開催する展示会のテーマにより来館者数が5百人〜2千人近く変動する。例えば、平成19年度に開催した「昭和30年代展」は、多くの市民が記憶を共有しているためか、3千人以上の来館者があったが、長きにわたり調査・研究を進めてきた「国指定史跡橋脚」展や「社叢林」展は、1千人前後の来館者数であった。二つの展示会と、茅ヶ崎を語るに欠かせない展示会をバランスよく開催することで、社会教育機関としての責務を継続的に果たしていくことが求められていると考える。いずれにしろ、平成14年度以降の推移からは増加傾向に依然ある。平成23年度は、開館40周年記念特別展の開催、郷土学習を目的とした小学校による来館者の増加により前年比で31.9%増となった。
【管理運営コスト】 平成21年度に比べ、平成23年度の管理運営コストはやや増加している。前年度に引き続き経費の節減に努めているほか、展示や保管に要する経費を、作業方法の変更や職員による対応に変更することで節減しながら、社会教育機能は維持した。
【使用料】 文化資料館は入館無料であるため、使用料なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

現在の文化資料館は、開館から41年の年月を経ており、展示設備の老朽化、展示・活動スペース不足、収蔵庫設備と収蔵スペース不足、駐車場がないこと、アクセス環境の悪さ、館内のバリアフリー化がなされていないことなどに起因する、社会教育機関としての機能が低下している。そのため、他地区へ移転し、機能拡充による再整備が必要である。

「公共施設整備再編計画」に基づき、現在の民俗資料館との一体的管理や下寺尾地区の史跡や周辺遺跡との連携を図るため、移転し整備することで、新たな時代に向けた社会教育機関づくりを進める。

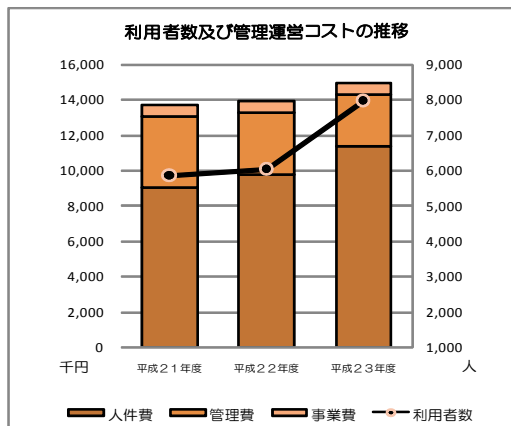
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	5,867	6,046	7,977

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	9,021,432	9,772,214	11,393,643
管理費	4,036,735	3,475,735	2,921,984
事業費	688,000	678,000	603,513
合計	13,746,167	13,925,949	14,919,140



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	2,343	2,303	1,870

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	1	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市文化資料館	100.00	99.00	100.00

※茅ヶ崎市文化資料館は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$

【施設番号 12-2 】

施設名	茅ヶ崎市民俗資料館（旧三橋家）		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	市指定重要文化財の保存と公開、活用のため			
所在地	堤4318		設置年月日	昭和47年6月1日
休館日	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。(2) 1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	955 m ²	延べ床面積	151 m ²
	会議室等の内容	ドマ、ヘーヤ、ザシキ（2部屋）、デー、ミソベヤ、ウマヤ		
施設の沿革	昭和46年3月に市重要文化財に指定、所有者より寄贈を受け、浄見寺境内に解体・移築。			

1 業務の履行状況

市重要文化財である旧三橋家住宅を、市民が見学できるよう、適正に管理し、保全することに努めている。

2 サービス提供の状況

旧三橋家住宅の開閉館、館内及び敷地の清掃、開館中の管理を委託し、市民が文化財を適正に見学できるよう努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は増加傾向にあるが、浄見寺境内にあるため、見学時は境内を通して見学するため、場所が分かりにくく、行きにくいという課題がある。また、平成23年3月11日の東日本大震災以降、安全性が確認のため4～6月にかけて閉館したため、年間来館者数は減った。
【管理運営コスト】 借地料および管理委託費、保険料であり、平成21年度とほぼ同額で推移している。借地料が管理費の32.5%を占めている。また、現在の立地条件に起因し、土台部分の腐朽が認められているため、今後、文化財の適正な維持・管理のための経費が必要である。
【使用料】 なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

現在の所在地は、湿気が多く、市指定重要文化財を保存する場所としては好ましくない環境にある。そのため、市民から寄贈された文化財を適正に管理し、次世代に継承するため、現在の所在地から解体・移築する必要性がある。文化資料館の移転整備計画と並行して計画的な保存計画の立案を行い、文化財保護審議会に諮りながら、保存計画づくりを推進していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	4,080	2,354	1,626

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	—	—	—
管理費	2,123,261	2,122,511	2,059,786
事業費	—	—	—
合計	2,123,261	2,122,511	2,059,786

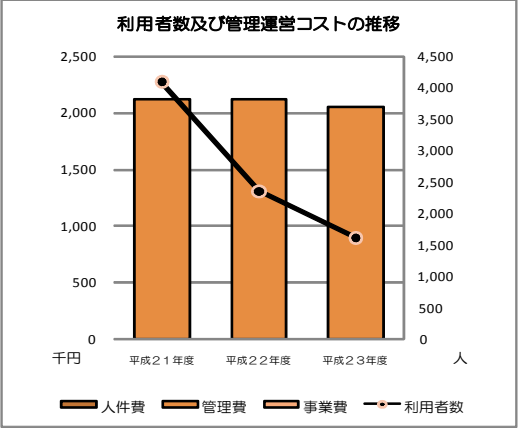
※人件費については茅ヶ崎市文化資料館へまとめて計上しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	520	902	1,267



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	—

※茅ヶ崎市文化資料館へまとめて計上しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市民俗資料館（旧三橋家住宅）	100.00	100.00	84.60

※茅ヶ崎市民俗資料館（旧三橋家住宅）は利用率とします。

※利用率 =
$$\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$$

【施設番号 12-3 】

施設名	茅ヶ崎市民俗資料館（旧和田家）		施設所管課	社会教育課
施設の設置目的	市指定重要文化財の保存と公開、活用のため			
所在地	堤3882		設置年月日	昭和60年4月18日
休館日	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。(2) 1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで			
開館時間	午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	3,991 m ²	延べ床面積	203 m ²
	会議室等の内容	ドマ、オトコベヤ、サンカク、ダイドコロ、チャノマ、ナガト、ナンド、ナカノマ、オクナンド、オクノマ、エンガワ		
施設の沿革	昭和57年に市重要文化財に指定、所有者より寄贈を受け、現在地に解体・移築する。			

1 業務の履行状況

市重要文化財である旧和田家住宅を、市民が見学できるよう、適正に管理し、保全することに努めている。

2 サービス提供の状況

旧和田家の開閉館、館内及び敷地の清掃、開館中の管理を委託し、市民が文化財を適正に見学できるよう努めている。また、年中行事の再現などのワークショップを年3回から5回開催し文化財の活用を図るとともに、市域に伝わる伝統的な行事を通じた社会教育活動を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 小学校や市民グループによる団体見学が増加しており、来館者数は増加傾向にある。平成23年3月11日の東日本大震災以降、安全性が確認のため4月から6月までは閉館したため、来館者数は前年に比べ減少した。
【管理運営コスト】 借地料および管理委託費、保険料であり、平成21年度とほぼ同額で推移している。特に借地料が管理費の管理費の7割を占めている。
【使用料】 なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

当該敷地が、「公共施設整備再編計画」において文化資料館の移転候補地となっているため、旧三橋家と文化資料館を含めた一体的な管理と、周辺の自然や史跡といった文化財・都市資源と関連した活用の検討を推進する。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	11,307	9,078	6,847

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	—	—	—
管理費	6,103,554	6,120,804	6,088,455
事業費	—	—	—
合計	6,103,554	6,120,804	6,088,455

※人件費については茅ヶ崎市文化資料館へまとめて計上しています。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	540	674	889

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	—	—

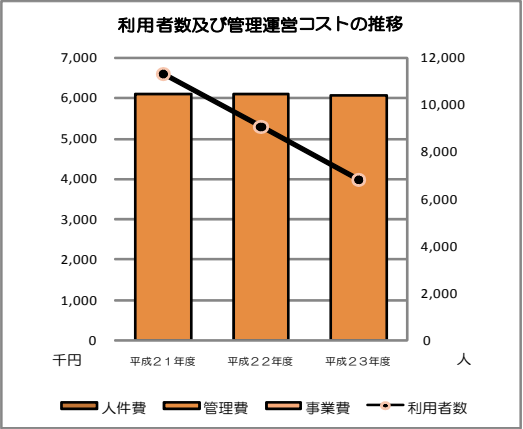
※茅ヶ崎市文化資料館へまとめて計上しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市民俗資料館（旧和田家住宅）	100.00	100.00	84.60

※茅ヶ崎市民俗資料館（旧和田家住宅）は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 13-1 】

施設名	茅ヶ崎市青少年会館		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	青少年活動を促進し、青少年の健全な育成を図る			
所在地	十間坂3-5-37	設置年月日	昭和59年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時まで			
建物規模	敷地面積	1,852 ㎡	延べ床面積	2,092 ㎡
	会議室等の内容	2 F (ホール、音楽室、和室、クラブ室1、クラブ室2、クラブ室3) 1 F (研修室、美工室、トレーニング室、ボランティアルーム)		
施設の沿革	昭和59年5月1日開館。			

1 業務の履行状況

青少年会館は、青少年が安心して余暇を過ごしたり、仲間との活動、また体力づくりやレクリエーション、話し合いなどを通して仲間づくりや教養を高めるための施設であり、青少年グループや青少年関係団体をはじめ、一般団体等も気軽に利用できるように、施設の維持管理に努めている。また、毎年4月下旬～5月には、利用者説明会を開催し、前年度使用実績や新年度の主催事業スケジュールを伝えるほか、利用団体からの意見・要望を聞くことによって、なお一層魅力ある会館づくりに努めている。

2 サービス提供の状況

平成21年度から正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名の新たな職員体制により運営している。各種団体への貸し館業務のほか、青少年事業、子ども事業、親子事業、交流事業、開放事業などの主催事業を年間を通して開催している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 一般の利用は増加したが、夏の計画停電により青少年団体、個人の利用が減少したため利用者数が減少した。
【管理運営コスト】 平成23年度から会館運営の充実を図るため、社会教育嘱託員の処遇改善の実施による報酬額の増額と、臨時職員の最低賃金の増額により人件費が増加した。管理費については、大きな修繕があったため増加した。
【使用料】 一般団体の利用件数は増えたが、使用料の高いホールなどの利用が減ったため、使用料は減少した。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成23年度に実施したアンケートを踏まえ、青少年のニーズを講座に反映させ、より多くの青少年の居場所づくりの提供を図っていきたい。

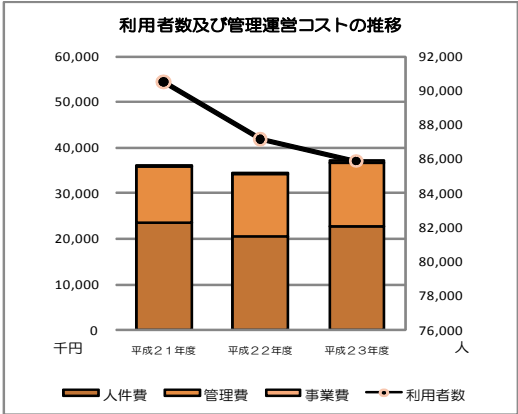
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	90,491	87,149	85,852

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	23,538,582	20,629,504	22,701,639
管理費	12,240,540	13,599,384	14,050,162
事業費	303,346	331,706	433,977
合計	36,082,468	34,560,594	37,185,778



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	1,297,978	1,322,956	1,299,310

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	384	381	418

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	10

※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ボランティア室	97.29	95.64	97.17
研修室	62.21	63.50	62.32
美工室	95.66	92.59	95.11
トレーニング室	83.82	83.98	90.11
ホール	76.66	79.30	74.04
クラブ室1	47.77	46.84	42.01
クラブ室2	36.59	33.98	34.63
クラブ室3	19.11	24.07	21.49
音楽室	67.21	68.95	69.27
和室	33.01	32.78	28.66

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 13-2 】

施設名	茅ヶ崎市海岸青少年会館		施設所管課	青少年課	
施設の設置目的	青少年活動を促進し、青少年の健全な育成を図る				
所在地	中海岸3-3-10	設置年月日	昭和45年1月6日		
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。				
開館時間	午前9時から午後9時まで				
建物規模	敷地面積	2,548 m ²		延べ床面積	1,218 m ²
	会議室等の内容	4F(集会室) 3F(会合室A・和室・音楽室) 2F(会合室B・会合室C・美術室・学習室) 1F(こどもコーナー・ロビー・〈事務室〉)			
施設の沿革	・昭和45年1月県施設として開館し、平成5年4月に県より委譲される。 ・建替えが「公共施設整備・再編計画」第1次整備プログラムの後期7年(平成26年度から32年度)に位置づけられる。				

1 業務の履行状況

地域の社会教育施設として、来館される多くの青少年を中心に、幼児・保護者・一般団体等市民に対して、安心して集える「学習の場」・「青少年の居場所」を提供するため、関係委託業者と契約仕様等を相互確認の上、会館を適正に維持管理している。また、学校教育以外における「学びの場」として、生涯学習の基礎づくりである体験学習や活動支援等の会館事業を実施している。

2 サービス提供の状況

職員体制は、正規職員2名、再任用職員1名、社会教育嘱託員4名により運営している。設置目的である「青少年育成の支援」を達成するため、青少年団体等への施設貸出業務のほか、会館利用者・異学年・地域住民を対象とした「開放事業」や「交流事業」をはじめ、「青少年事業」、「親子事業」、「音楽事業」と対象者や目的別に自主事業を開催し、青少年の「居場所」を提供している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成23年度は、前年度に比べて約6,900人の増加(未就学児連れの親子のこどもコーナー及びロビー使用の増加のため)となった。5年期間の推移は、多少の減少傾向がみられるが年間平均73,300人の利用者がいる。
【管理運営コスト】 平成23年度から会館運営の充実を図るため、社会教育嘱託員の処遇改善の実施による報酬額の増額と、臨時職員の最低賃金の増額により人件費が増加した。また、市全体の財政逼迫状況の影響により委託仕様の見直等管理経費の削減に努めたが、台風15号の被害による修繕料を予備費から充用したこと、平成22年度から繰り越した地域活性化・きめ細やかな交付金事業(工事請負費)を執行したことにより増額となっている。
【使用料】 一般団体(有料)の利用の固定化の影響により多少の増額はあるものの数年間は横ばい状態である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

ホームページの活用、更新に努め事業内容の周知徹底
ボランティア登録制度の確立し自主事業への参加、支援。
自主事業の充実(事業内容を精査しマンネリ化事業の見直し・中高生を対象とした新規事業の発掘)
建て替え計画はあるものの施設の老朽化が進んでおり、利用者の安全確保を図るため継続的な修繕が必要。

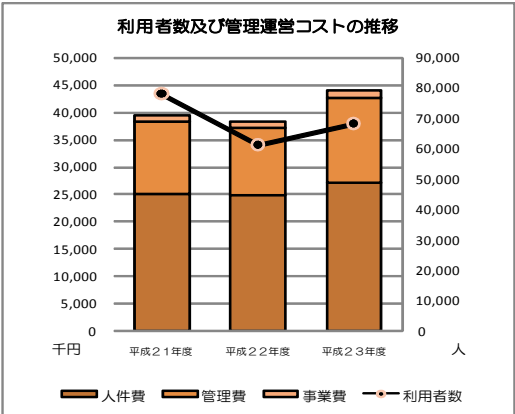
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	78,053	61,272	68,211

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	25,144,845	24,975,253	27,204,016
管理費	13,221,060	12,173,702	15,400,950
事業費	1,139,310	1,059,354	1,285,356
合計	39,505,215	38,208,309	43,890,322



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	1,130,200	1,184,900	1,277,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	492	604	625

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●職員等の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等
人数	3	7

※夜間管理臨時職員3名（毎日1名の輪番制勤務）を含めて記載しています

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
集会室	91.07	72.11	54.00
音楽室	53.38	52.83	45.10
和室	25.93	26.58	26.20
会合室A	61.44	57.84	42.20
会合室B	37.15	36.06	37.40
会合室C	100.00	99.89	100.00
美術室	33.88	28.00	27.40

※稼働率 =
$$\frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 14-1】

施設名	茅ヶ崎市立図書館		施設所管課	図書館
施設の設置目的	図書館法に基づき、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置。			
所在地	東海岸北1-4-55	設置年月日	昭和58年7月7日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。 ③資料整理日(第3木曜日)※開館する月もあり。 ④特別整理期間(5月中、1週間程度)			
開館時間	午前9時から午後7時(土・日・祝日は午後5時まで)			
建物規模	敷地面積	6,118 m ²	延べ床面積	3,157 m ²
	会議室等の内容	1階：開架室、新聞・雑誌コーナー、おはなし室 2階：資料相談室、読書室、展示ホール、会議室		
施設の沿革	昭和58年7月より開設			

1 業務の履行状況

図書資料を一般の利用に供し、講演会・映画会・展示会等を開催し、併せて図書資料の収集・整理・保管などを行う。また、利用者の図書資料に関する相談業務も行っており、時事的な情報・資料を広く紹介している。また各図書館と連携し広く利用者の利便を図っている。図書館協議会は年4回、開催しており社会教育の向上に努めている。本施設は約39万冊の蔵書をかかえており、それらに関する設備・建物等の維持管理を行っている。

2 サービス提供の状況

図書資料の貸出・相談業務はもとより、各種自主事業等を開催してサービス向上を図っている。また、平成19年度は貸出点数の拡大、インターネット予約サービスの開始。平成20年度にはブックスタート開始。平成21年度にはDVD貸出開始、赤ちゃん向けおはなし会「おひざにだっこ」の開催など利用者に対するサービスが飛躍的に拡大している。また、平成22年度から23年度にかけての利用者数はほぼ横ばいとなっているが、図書資料予約件数は増加している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度から20年度にかけては、微増であったが、平成20年度以降はインターネットによる予約の普及もあり、貸出利用者が増えてきている。この増加傾向は今後も続くものと思われる。
【管理運営コスト】 人件費・事業費については平成19年度以降、予約事業等、各種新規事業等の拡大に伴い、利用者からの要望を最大限反映した形となったことから増加傾向にある。管理費については平成21年度に老朽化施設の集中修繕を行ったため、増加となったが、平成22年度は減少している。これは職員1人1人がコスト意識を持ち、経費削減に努めた結果だと思われる。平成23年度はさらにコストが低くなっている。これは職員全員の努力の結果と思われる。
【使用料】 施設使用料はなし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の利便の向上を目的とした事業の拡大・新設の際に、いかにしてコストをかけずに事業を遂行させるかを主眼におく。またその際に既存サービスの低下を招かぬように努めていく。また、昭和58年に建設された図書館本館の躯体は老朽化が進んでおり、ゆくゆくは大規模な修繕が必要になってくるとと思われる。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	239,530	243,016	240,432

●管理運営コストの内訳 ※分館を除く (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	117,345,122	134,224,310	140,959,704
管理費	78,906,731	61,814,771	44,190,143
事業費	29,278,624	46,333,886	37,648,134
合計	225,530,477	242,372,967	222,797,981

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	942	997	927

●職員等の人数 ※分館を除く (単位：人)

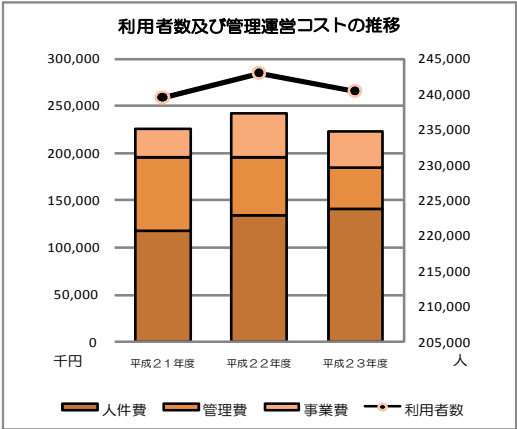
項目	職員等	臨時職員等
人数	18	34

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1会議室	66.89	69.18	67.01
第2会議室	64.85	60.10	67.01
第3会議室	45.56	45.21	47.28
第4会議室	18.94	18.84	18.03

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後で区切った時間帯です。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

【施設番号 14-2 】

施設名	茅ヶ崎市立図書館香川分館		施設所管課	図書館
施設の設置目的	図書館法に基づき、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置。			
所在地	香川1－11－1	設置年月日	平成元年5月13日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。 ③資料整理日 ④特別整理期間			
開館時間	火曜日～木曜日：9時から17時まで（夏休み期間は18時まで）、金曜日：9時から19時まで、土・日曜日、休日：9時から17時まで			
建物規模	敷地面積	2,085 m ²	延べ床面積	250 m ²
	会議室等の内容	開架室、新聞・雑誌コーナー、おはなしコーナー		
施設の沿革	平成元年5月に茅ヶ崎市立図書館の2番館として開館。			

1 業務の履行状況

図書館法に基づき、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置されている図書館は、市内に本館と分館の2館が設置されている。香川分館では、貸出・返却・予約業務の他、単独で図書資料の収集、除籍、リクエスト、レファレンス業務を実施している。この他、えいが会やおはなし会、講習会などの自主事業なども実施し、地域の図書館として位置づけられつつある。

2 サービス提供の状況

資料の貸出・返却、レファレンスサービスはもとより、予約事業の充実により本館及び各分室、移動図書館で所蔵している蔵書が容易に入手することが出来、また、県内各市との相互貸借制度の運用により利用者の利便性が飛躍的に向上している。自主事業においても映画会やおはなし会、講座・講習会も多くの方が参加している。地域の図書館として、利用者に喜ばれるよう、更なるサービスの向上を目指している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度以降インターネット予約等の普及による貸出利用者の増加やみずき地区の利用者など香川周辺地区の利用者が増え、更には高齢化社会を迎え、高齢者の利用も増加傾向にあり、毎年順調に伸び続けている。この増加傾向は今後も続くものと思われる。また、貸出・返却・予約等がない(閲覧のみ)統計上の数字には表れない利用者も増加しつつある。
【管理運営コスト】 公民館との複合施設のため、一部公民館負担となる。人件費については、平成20年度以降予約事業等の大幅な増加に伴い増加傾向にあるが、極力抑制に努めている。一方、事業費についてはサービス低下を招かぬよう現状維持に努めている。また、今後は施設の経年劣化に伴う管理費の増加に備える必要もあると思われる。
【使用料】 施設使用料はなし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成21年度に実施したアンケート調査結果等から利用者のニーズを把握し、財政的に厳しい現状の中、利用者が少しでも満足して頂けるような工夫(今年度も前年度に引き続き本館の書庫にあり、分館に所蔵のない図書の分館書架への配架を実施し、好評を得ている)を行い、サービスの低下がないように努めている。好評を得ている事業については、回数を増やすなどの試みも始めている。また、近年は、統計上の数字には表れない閲覧のみの利用者も増加の傾向にあり、引き続き利用者ニーズを的確に捉えていくとともに、快適な利用者サービスを実施していくため、今後は限られた予算の中、維持管理を計画的に進めていくことが必要である。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	33,718	34,341	34,739

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	25,771,564	24,927,313	21,052,565
管理費	474,743	562,954	433,800
事業費	2,709,873	2,759,690	2,700,306
合計	28,956,180	28,249,957	24,186,671

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コスト	859	823	696

●職員等の人数 (単位：人)

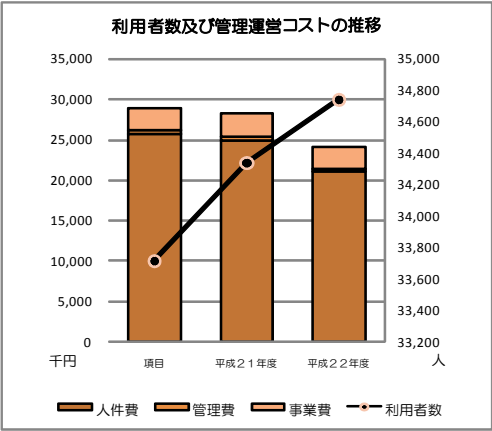
項目	職員等	臨時職員等
人数	3	4

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
茅ヶ崎市立図書館香川分館	100.00	100.00	100.00

※茅ヶ崎市立図書館香川分館は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった日数}}{1 \text{ 年間の利用可能な日数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計から使用料収入を差し引き、利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

公の施設の管理運営状況に関する報告書【平成24年度版】

平成24年（2012年）9月発行 200部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部企画経営課企画経営担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp



携帯サイト

QRコード